

新たな国土形成計画（全国計画）最終報告（原案）【第 2 部】

第 2 部 分野別施策の基本的方向

第 1 章 地域の整備に関する基本的な施策	1
第 1 節 対流の促進とコンパクト＋ネットワークの構築	2
(1) 対流の促進	2
(2) 集落地域における小さな拠点の形成	2
(3) コンパクトシティの形成	3
(4) 連携中枢都市圏等による活力ある経済・生活圏の形成	4
(5) スーパー・メガリージョンの形成	5
(6) 都市と農山漁村の対流	5
(7) 地方移住、二地域居住等の促進	6
(8) グローバルな対流を促進する多様なネットワークの形成	6
第 2 節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成	7
(1) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出	7
(2) 快適な暮らしと美しい農山漁村の実現	7
第 3 節 我が国をけん引する個性際立つ大都市圏等の整備	8
(1) 大都市のリノベーション	8
(2) 環境・防災都市の形成に向けた取組の推進	9
第 4 節 少子化や高齢化に対応した地域づくり	10
(1) 子育て世代や高齢者が安全・安心に暮らせる環境の整備	10
(2) 女性、高齢者等が活躍できる社会の実現	12
(3) コミュニティによる暮らしの安全・安心の確保	12
第 5 節 住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保	13
(1) 良質な住宅ストックの形成と住宅セーフティネットの確保	13
(2) 安全・安心で快適な居住環境の形成	14
第 6 節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応	15
(1) 離島地域	15
(2) 豪雪地帯	17
(3) 山村地域	17
(4) 半島地域	18
(5) 過疎地域	19
第 2 章 産業に関する基本的な施策	20
第 1 節 産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備	20
(1) イノベーションの創出と成長産業への展開	21
(2) 科学技術を支える基盤の強化と人材の育成	22

第2節	地域を支える活力ある産業・雇用の創出	23
(1)	魅力ある地域産業の展開や地域発イノベーションによる内発的発展	23
(2)	地域消費型産業の付加価値生産性の向上	24
(3)	地域の労働供給力の向上と雇用の創出	25
第3節	海外からの投資を呼び込む環境整備	26
(1)	世界をリードする魅力ある成長産業の形成推進	26
(2)	世界最高クラスの事業環境の整備	26
第4節	世界最先端の技術を活かしたエネルギー需給構造の実現	27
(1)	安定的なエネルギー供給の実現	27
(2)	再生可能エネルギーの活用拡大と分散型エネルギーシステムの構築	28
(3)	徹底したエネルギー効率の向上と環境への配慮	28
(4)	エネルギーの効率的・安定的な利用のための環境整備	29
第5節	食料等の安定供給と農林水産業の成長産業化	30
(1)	食料の安定供給と食料安全保障の確立	31
(2)	農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展	32
(3)	林業の成長産業化の実現	35
(4)	水産資源の適切な管理と水産業の構造改革	36
第3章	文化及び観光に関する基本的な施策	39
第1節	文化が育む豊かで活力ある地域社会	39
(1)	個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等	40
(2)	文化芸術やスポーツ活動への参加機会等の充実	41
(3)	世代・地域を越えた異文化間の対流	41
(4)	地域の文化芸術活動を支える環境整備	42
(5)	新しい日本文化の創造・発信	43
第2節	観光振興による地域の活性化	43
(1)	国際競争力のある魅力的な観光地づくり	43
(2)	新たな観光スタイルの創出と人材育成	45
(3)	対流の拡大を通じた文化力の向上	45
第4章	交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する基本的な施策	46
第1節	総合的な交通体系の構築	46
(1)	国際交流拠点の競争力強化	46
(2)	東アジアとの対流の促進	49
(3)	地域間の対流を促進する国土幹線交通体系の構築	50

(4)	地域交通体系の構築	52
第2節	情報通信体系の構築	56
(1)	情報通信インフラの整備	56
(2)	ICT・データ利活用の促進	57
(3)	情報通信社会の安全・安心の確保	59
第3節	エネルギーインフラの充実	59
(1)	スマートコミュニティの形成	60
(2)	水素社会の実現に向けたインフラ整備	60
(3)	エネルギーネットワークの充実	60
第5章	国土基盤ストックに関する基本的な施策	62
第1節	国土基盤の戦略的メンテナンス	62
(1)	インフラ機能の確実かつ効率的な確保	62
(2)	メンテナンス産業の育成	64
(3)	多様な主体との連携等	64
第2節	国土基盤の有効活用（国土基盤を賢く使う）	64
(1)	インフラ機能の最大発揮	65
(2)	インフラ機能の強化・高度化	66
(3)	インフラの多機能化	66
第6章	防災・減災に関する基本的な施策	68
第1節	適切な施策の組合せと効率的な対策の推進	68
(1)	防災・減災に資する施設の整備等	68
(2)	防災・減災に資する土地利用の推進	70
(3)	広域的連携体制及び災害対応体制の強化等	70
第2節	都市の防災・減災対策の強力な推進	71
(1)	都市における水害、土砂災害及び津波への対応	71
(2)	巨大地震等に強い都市の構築	72
第3節	安全な農山漁村の実現	72
第4節	諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築	73
(1)	中枢管理機能等のバックアップ等	73
(2)	交通・物流に関する施策	73
(3)	エネルギー・産業に関する施策	74
第5節	自助、共助とそれを支える公助の強化	75
(1)	自主的避難の促進及び避難の円滑化・迅速化	75
(2)	地域防災力の向上等	76
(3)	迅速で分かりやすい災害情報等の提供	76

第7章	国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策	78
第1節	農用地等の利用の増進	78
(1)	農業の担い手への農地集積・集約化と農地の確保	79
(2)	多面的機能の発揮を促進するための取組の推進等による地域資源の維持・継承等	79
第2節	次世代に引き継ぐ美しい森林	80
(1)	多様で健全な森林の整備及び保全の推進	80
(2)	国民参加の森林づくりと木材利用に対する理解の醸成	81
第3節	健全な水循環の維持又は回復等	81
(1)	流域の総合的かつ一体的な管理の推進	81
(2)	貯留・涵養機能の維持・向上	81
(3)	水の適正かつ有効な利用の促進等	82
(4)	総合的な土砂管理の取組の推進	84
第4節	海洋・海域の保全と利活用	85
(1)	海洋権益の保全及び海洋資源・海洋再生可能エネルギーの開発等の利活用の推進	85
(2)	陸域と一体となった自然環境の保全・再生	86
(3)	離島の適切な保全・管理と領土・領海及び排他的経済水域等の確保・開発等	86
(4)	沿岸域の総合的管理	86
第5節	国民の参加による国土管理	86
(1)	人口減少下における国土の適切な管理	87
(2)	多様な主体による国土の国民的経営	88
第8章	環境保全及び景観形成に関する基本的な施策	90
第1節	生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用	90
(1)	グリーンインフラの取組の推進等の自然環境の保全・再生・活用	91
(2)	人と野生生物等の関係の適正化	92
(3)	自然資源や景観を活かした魅力ある地域経済循環の創出	93
(4)	生物多様性の社会への浸透	93
(5)	環境影響評価の実施	94
第2節	物質循環の確保と循環型社会の形成	94
第3節	地球温暖化の緩和と適応に向けた取組等、地球環境問題への対応	95
(1)	地球温暖化の緩和に向けた取組の推進	96
(2)	地球温暖化の適応に向けた取組の推進	97

第4節	大気環境の保全、土壌汚染対策の推進等	98
（1）	大気環境の保全	98
（2）	土壌汚染対策の推進	98
第5節	美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用	98
（1）	持続可能な国土管理を通じた美しい景観の形成	98
（2）	地域の個性を活かした魅力ある景観の形成	99
（3）	美しい景観の活用による地域の活性化	100
第9章	多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策	101
第1節	共助社会づくりの担い手確保とその活動環境整備	101
（1）	地域を支える担い手の育成・確保	101
（2）	参加主体の拡大と多様な主体の活動環境の整備	102
第2節	多様な民間主体の発意・活動を重視した地域づくり	103
（1）	地域磨きと地域資源の情報発信	103
（2）	地域内循環による資金の確保とソーシャルビジネスの推進	103
（3）	地域の内発的発展と行政の役割	104

第2部 分野別施策の基本的方向（原案）

第1部において、国土の基本構想として対流促進型国土の形成を示した。その実現のためには、各分野の施策が相互の連携をもって効果的に実施される必要がある。このため、第2部では、この計画の推進のために必要な基本的な施策を政策分野別に示すこととする。

まず、人口減少社会における国土の形成の観点を中心として、第1章から第4章では、人々の暮らしや経済活動を支える地域の整備、産業、文化及び観光並びに交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する基本的な施策を示す。

次に、安全で美しい国土の再構築の観点を中心として、第5章から第8章では、人々の営みの基盤となる国土基盤ストック、防災・減災、国土資源、環境保全及び景観形成等に関する基本的な施策を示す。

最後に、第9章では、横断的な視点から、多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策を示す。

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

本格的な人口減少社会においても、それぞれの地域において、豊かさを実感でき、住み続けることができることが重要である。

このため、それぞれの地域が個性を磨き、連携することにより、活力を維持し、新たな価値を生み出す「対流促進型国土」を築くことを目指すとともに、対流促進型国土の形成を図るための国土構造、地域構造として、「コンパクト＋ネットワーク」を進めていく必要がある。

また、既存ストックを活用しながら、多世代がともに安心して暮らしやすい環境を整えるとともに、様々な地域の違いや固有の資源を活かしながら、地域間の対流を通じて、暮らしやすさや活力を維持していくことが必要である。

このため、地域の整備に関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①対流の促進とコンパクト＋ネットワークの構築
- ②美しく暮らしやすい農山漁村の形成
- ③我が国をけん引する個性際立つ大都市圏等の整備
- ④少子化や高齢化に対応した地域づくり
- ⑤住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保
- ⑥地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

第1節 対流の促進とコンパクト+ネットワークの構築

(1) 対流の促進

対流は、地域の多様な個性を背景とした、地域間のヒト、モノ、カネ、情報の流れであり、地域の活力やイノベーションを創出するものである。集落地域や地方都市圏、地方広域ブロック、大都市圏といった国内の各地域や地域間における対流から、国内と海外との対流に至るまで、様々なレベルにおける対流を促進し、活力ある国土を形成することを目指す。また、そのための国土構造、地域構造として、「コンパクト+ネットワーク」の形成を進めていく。

人口減少が進む中で、対流を引き起こすためには、地域自らが個性を磨き、人を引き付ける魅力を高めていかなければならない。このため、地域の人材や資源を最大限に活用するとともに、専門的能力を持った外部の人材に加え、地域おこし協力隊などの制度も活用しながら、地域の魅力を再発見し、磨き上げて、その情報を発信していく。大学・研究機関等、民間企業、自営業者、NPO、金融機関等は、各地域における対流の主体として主体的、戦略的に連携を行う。また、地域の個性を活かしたイノベーションを育む対流拠点の形成を図る。国は、このような対流を促進するための施策を検討し、推進する。

(2) 集落地域における小さな拠点の形成

中山間地域等において、住民の日常生活に必要な買物や医療などの生活サービスのいくつかの維持が困難となると見込まれる人口規模の小さな集落地域では、必要なサービス機能を歩いて動ける範囲に集め、周辺の集落とのネットワークを確保した小さな拠点の形成を進めることが有効である。この小さな拠点づくりは、人口減少が進む中でも人々の生活を支え、愛着のある地域に住み続けられることを目指す取組である。小さな拠点は、生活サービスを維持する守りの機能だけでなく、道の駅や農産物の加工施設を活用して地域外から所得を獲得することや、地域内外の住民の交流拠点の役割を果たすなど、攻めの機能も有する。さらに、小さな拠点において雇用を生み出し、UJIターン者の受け皿となることも期待される。

このような取組を進めるに当たっては、地域の将来人口の見直しに加え、地域の生活サービスの現状や住民のニーズを把握した上で、どのような生活サービス機能を地域内のどのエリアに確保するのか、またどのようにして持続的にサービスを提供していくのかなど、いわば地域全体の将来像について、地域住民の間で時間をかけて合意形成を図るプロセスが不可欠である。地域の実情や人口規模等に応じて、多様性に富んだ小さな拠点が形成されるよう、国は、小さな拠点づくりの考え方の普及に努めるとともに、集

落地域における地域公共交通の維持のため、地域公共交通活性化再生法における地域公共交通網形成計画の策定などを通じて、交通事業者、NPO等関係者の連携により、コミュニティバス、デマンド交通等住民のニーズに応じた移動手手段の維持及び確保を図る。

また、モデル事業の実施、制度面も含めた対応の検討等を通じて、既存公共施設を活用して行う施設の確保・集約や、宅配等の物流システムの維持・改善を図るための取組などを進める。

(3) コンパクトシティの形成

経済成長や人口増加により市街地が拡散してきた地方都市では、既に多くの都市で人口が減少に転じ、今後は減少が加速することが見込まれる。これに伴い、市街地、郊外部ともに人口密度の低下が進行し、医療・介護・福祉、商業等の生活サービスを提供する都市機能の存続が危ぶまれる状況となっている。

都市機能を存続させるためには、サービスの持続的な提供に必要な圏域人口を維持することが必要である。そのため、都市機能の集約等を進める都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築を始めとするネットワークの構築による「コンパクトシティ」の形成を目指す。コンパクトシティは、いわば「まちの顔」である中心市街地の活性化等都市の活力の維持増進や、高齢者等の生活利便性の確保、CO₂の排出量の削減の観点からも有効である。

このため、都市再生特別措置法における立地適正化計画制度の利用を促進し、都市の中心拠点や生活拠点において、公共施設の再編、空き建築物等既存ストックの有効活用、市街地の再開発等を進めつつ、各種都市機能を誘導し、集約する。あわせて、居住については、拠点となるエリアや公共交通の沿線への誘導を図る。立地適正化計画については、2020年までに作成する市町村数を150市町村とすることを目指す。

また、都市内交通については、地方公共団体、公共交通事業者等の関係者が一体となり、地域公共交通活性化再生法における地域公共交通網形成計画制度を活用し、LRT（低床等の次世代型路面電車）及びBRT（専用道路等を活用した高速輸送バスシステム）の整備・運行、バス路線網の再編等ハード・ソフト両面からなる総合的な交通施策を戦略的に推進する。地域公共交通網形成計画については、2020年までに策定総数を100件とすることを目指す。

コンパクトシティの形成に当たっては、公共施設の統廃合、再配置等を効果的に推進するとともに、「まちづくり」や「地域経営」の視点から、地域の価値を高めるために、官民の不動産を有効に活用する取組が重要である。このため、我が国の不動産全体の約4分の1を占める公的不動産を官民連携によって活用する事業（PRE/FM）、老朽化し

た建築物をリノベーションによって再生する事業等を推進し、自立的かつ持続的な事業活動による地域の活性化と利益の地域内循環を目指す。

こうした取組とあわせて、土地利用の整序及び集約化を図りながら都市機能の効率を高めるため、郊外における都市開発を抑制し、市街地における未利用地の有効利用を図るなど、市街地の無秩序な縮退を防ぐとともに、自然・田園環境再生についても取り組む。

(4) 連携中枢都市圏等による活力ある経済・生活圏の形成

コンパクトシティの形成に加え、さらに高次の都市機能を確保する観点から、複数の市町村がネットワークの強化等により連携することによって、より広域的な経済・生活圏域を形成することが重要である。

とりわけ、拠点性の高い大都市から離れた地域において、生活圏域の中心を担っている地方都市では、人口減少や高齢化が著しく進行すると、医療・介護・福祉、商業等の生活サービスを提供する都市機能を単独で維持することが困難となることが懸念される。周辺の農山漁村を含めた生活圏域の生活を維持するためにも、これらの地方都市を中心とした地域における取組は重要である。

このため、コンパクトシティの形成により都市機能の集約化等を進めるとともに、コンパクトシティが相互に連携する形で、地方の中心都市と周辺都市、地方都市圏と大都市圏といった、広域的・重層的な都市間の対流によってイノベーションを促進し、経済・生活圏の活力を維持・増進していくことが重要である。

経済・生活圏の形成に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、通勤・通学圏、医療圏、商圈等の様々な圏域などについて十分に検討することが必要であり、その範囲については、鉄道やバス等の公共交通、高速道路等の道路ネットワーク等の状況や、地域の実態に即したものとなるよう配慮する。

具体的には、各地域がその実態に応じ、「連携中枢都市圏」や「定住自立圏¹」の形成、地域交通網の再編、都市計画制度の活用等により、暮らしやすく活力のある経済・生活圏の形成を図る。定住自立圏については、2020年までに圏域数を140圏域とすることを目指す。

また、拠点化を含めた機能分担による医療連携体制の構築、図書館等の社会教育施設の相互利用等、圏域を構成する市町村間での適切な役割分担と相互補完を促進する。あ

¹ 定住自立圏は、生活に必要な都市機能について既に一定の集積がある中心市が近隣市町村と協定を締結することで形成する圏域のことで、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより圏域全体として必要な生活機能を確保し、地方における定住の受け皿となることを目的とする。

わせて、集約化・高度化した医療、公共サービス等の都市機能の広域的共有に必要な道路の整備及び公共交通の充実・改善を重点的に進めるとともに、遠隔医療の導入などICT（情報通信技術）の活用による代替可能性を確保するための情報通信基盤の整備を進める。

このような地域間・都市間連携の取組は、単に地方公共団体間の連携ではなく、産業、医療・介護・福祉、教育、金融、文化、地域づくり等にかかわる幅広い関係者の参画の下に推進する。

（５）スーパー・メガリージョンの形成

東京、名古屋及び大阪を結ぶリニア中央新幹線の開業により、世界最大の人口を有するスーパー・メガリージョンが形成されることを見据えて、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付け、世界を先導する巨大経済圏の形成を推進することが重要である。

具体的には、三大都市圏の経済、産業、文化等が一体となり新たなイノベーションを持続的に創出するため、それぞれの地域の産業や都市機能等を活かし、独自の魅力を発揮する地域づくりを実施し、連携する。また、大学・研究機関等及び民間企業による国際研究ネットワーク強化等の知的対流環境の整備を推進する。さらに、国際的なヒト、モノ、カネ、情報の移動の円滑化を図るため、空港、港湾等の機能強化、利便性向上を図るとともに、情報通信ネットワークの更なる整備を進める。

また、リニア中央新幹線の高速特性による効果を沿線地域以外にも波及させるため、リニア中央新幹線と鉄道、道路との結節機能の強化を図る。

さらに、リニア中央新幹線の整備は、大都市圏と地方圏のアクセスの利便性を飛躍的に向上させることから、「二地域居住」、「二地域生活・就労」という新たなライフスタイルを促進する。

スーパー・メガリージョンの形成に向けては、効果を最大化し、それを全国に波及させることを目的に、スーパー・メガリージョン構想の検討を行い、それに基づく施策を推進する。

（６）都市と農山漁村の対流

都市と農山漁村の対流については、豊かな地域資源を活用して、農林水産業を軸に観光、教育、福祉等の多様な分野と連携して取り組むことにより、交流人口の増加を図る。

具体的には、農業体験等を含むグリーンツーリズムやブルーツーリズムと広域観光周遊ルート等の組合せ等の取組を推進する。また、農作業等による心身の健康増進の効果等に着目した高齢者の健康や生きがいの向上、障害者等の自立を支援するための福祉農

園の拡大・定着等に向けた取組を推進する。

(7) 地方移住、二地域居住等の促進

近年、地方移住への関心が高まっており、潜在的な地方への移住希望者も相当数存在すると考えられる。このため、地方移住に必要な一元的な情報提供システムやワンストップ窓口等の活用により、生活面の情報や農林水産業を含めた求人情報、農業就業体験等に関する情報等地方への移住・定住のための情報提供や相談支援の充実を推進する。また、移住・定住希望者が試行的に居住できる仕組みづくり、空き家、廃校等を活用した就農研修施設などの整備、就農と住居をパッケージ化した総合的支援プランの策定等の取組を推進する。

また、地方への移住に加えて、「二地域居住」や、「二地域生活・就労」といった新たなライフスタイルは、地方の創生にも資するものであることから、これを支援するための体制を充実させるとともに、国民的な運動を展開し、積極的に促進する。

特に、若い世代から複数の地域にかかわりを持つことは、それぞれの地域への愛着を深め、将来のヒトの対流の促進に向けても有効であると考えられるため、山村留学、島留学、農山漁村体験等を推進する。

さらに、大学進学時等に地方から流出した若者に対して、地元での就職情報の提供を強化すること等により、Uターン・Jターンを促進する。

(8) グローバルな対流を促進する多様なネットワークの形成

地球規模の大対流時代において、地域が、国内にとどまらず、東アジアを始めとした世界に開かれた存在となり自立的に発展していくためには、固有の自然、生活様式、地域文化、地場産業、地場産品等の個性を磨くとともに、創造的で多様・多層なヒト・カネ・モノ・情報の対流を促進するためのネットワークの構築が重要である。

このため、新幹線ネットワークの整備などによる都市間移動の高速かつ広域化、首都圏空港の発着枠増加やそれに伴う国際線の新規就航促進などによる国際航空ネットワークの拡充、国際コンテナ戦略港湾への集貨促進策等による北米、欧州とを結ぶ基幹航路の維持、拡大等の取組を通じて、国内の地域間や、東アジアを始めとした世界との多様なネットワークを構築する。

我が国が、東アジアやロシア等のユーラシア・ダイナミズムを取り入れ、新たな価値を創造し続けながら国際社会の中で存在感を発揮する国となることを目指して、これまでに蓄積された我が国の国土政策、地域政策の経験と教訓を、人口増と都市化の時代を迎えつつある国々に活かすべく、関連する国連会議等と連携して持続的開発に向けた国

際社会の取組に積極的に参画し発信する。

第2節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成

農山漁村は、地域住民が美しく豊かな自然環境の中で農林水産業等を営み、地域コミュニティを形成・維持してきた地域であり、農林水産業の持続的発展の基盤として国民に食料を安定供給する場であるだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、美しい景観、伝統文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた場である。このため、近年、若者を中心に生まれつつある「田園回帰」の流れもとらえつつ、屋敷林（散居村）などの多様な地域資源の積極的な活用による雇用と所得の創出、快適な暮らしと美しい農山漁村の実現等の取組を進める。これらの取組に加え、農山漁村と周辺の中小都市での対流を深めることにより、都市的サービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる圏域として「多自然居住地域」を形成していく。

（1）多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

（地域の農林水産物やバイオマス等の地域資源を活かした新たな価値の創出）

農林水産物の地産地消の取組のほか、地域の農林漁業者による農林水産物の加工、直売等による高付加価値化、観光農園、農林漁家民宿等の農林水産業を起点とした6次産業化を推進する。また、地域に存在する、木質、家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマス、水、土地等の資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用するなど、地域の農林水産業の健全な発展に資する取組を促進する。

（農業関連産業の導入のための環境整備等）

食品製造業など農林水産関連産業の農山漁村への導入のため、農林漁業者が主体となった加工・販売等の取組に対する農林漁業成長産業化ファンドによる資金支援などの環境整備を進めるとともに、経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環の構築を図る。

また、漁村においては、地域の創意工夫の下で、水産流通機能の集約化や陸揚げ機能の高度化等の漁港の機能再編を進める。

（2）快適な暮らしと美しい農山漁村の実現

農山漁村では、都市部と比べて生活環境の整備が立ち後れていることから、快適な生活環境を実現するため、生活の利便性向上や地域の対流に必要な生活道路、汚水処理施

設、情報通信基盤等の整備を推進する。

農山漁村の美しさは、都市部にはない様々な自然や生き物、良好な景観、歴史と文化からもたらされており、豊かな地域資源、農林水産業の生産基盤、生活環境施設等が良好な状態に管理され、健全に機能することにより創出されるものである。これらの管理は、農林水産業の営みに加え、地域コミュニティによる共同作業として行われているが、過疎化、混住化等の進展にともなう集落機能の低下により適切な管理が困難となってきた。このため、農業者を中心に地域住民も取り組む、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための水路、農道等の維持管理、景観形成等の地域活動を支援するなど、多様な主体が参画した環境保全活動を含む地域の資源管理の取組を支援するとともに、これらの活動について幅広く国民の理解や支持を得るための普及啓発を図る。

第3節 我が国をけん引する個性際立つ大都市圏等の整備

既に一定程度の人口や産業、都市機能等が集積している大都市圏は、これらの集積を活かした都市機能の充実と創造的人材等の集積の好循環により、新たな価値を生み出すなど個性を際立たせていくことで、我が国をけん引する役割を担っていく。それ以外の都市圏についても、地域の強みを活かし、域外から所得を獲得できるような産業の育成を進めるなど個性を磨き、地方広域ブロックの拠点となる都市圏への発展を目指す。このため、コンパクト+ネットワークの考え方の下、様々な都市機能を密度高く集積するとともに、交通、情報等のネットワークを充実し国内外と緊密に結びつくことで、ヒト、モノ、カネ、情報の対流を活発化させてさらに個性を磨き、それぞれの強みを活かした都市圏の形成を図る。

また、地球環境問題等の新たな課題や、広域防災、国際交流・物流等の共通課題について、具体的な行動計画に基づき総力を挙げて取り組むほか、時間リスクの軽減、関連公共施設の整備により民間の資金やノウハウを引き出し、地域の創意工夫に基づく取組を柔軟に支援することにより、都市の活力を増進する。

(1) 大都市のリノベーション

大都市の国際競争力の強化を図るためには、競争力のある産業の成長を促進するとともに、海外から外国企業や高度人材を呼び込むことが重要である。そのため、大規模優良な民間都市再生事業等により、知的対流拠点となり得るハイスpekクなオフィスの整備、外国語対応環境の整備、医療・福祉、教育、商業等の生活サービス機能の集積、良好な住宅の整備などビジネス環境や生活環境の整備、公共交通網の充実等による都市内移動環境の高度化等を図るとともに、災害に対する脆弱性を解消し都市の防災機能の向

上を図る「大都市のリノベーション」を引き続き推進する。その際、整備したエリアの効率的な管理や、発達した公共交通機関の有効活用といった視点が重要である。加えて、急速な高齢化を見据え、医療・介護・福祉施設の計画的整備と一体となった、地域包括ケアによる在宅介護体制の充実を図る。

また、大都市のベッドタウンとしての役割を果たしてきた郊外においては、人口減少や高齢化により、一部の住宅地において空き家や空き地、老朽化した住宅が増加しているため、都市のコンパクト化や自然・田園環境再生についての検討も含め、広域的な土地利用の再構築を推進する。さらに、細分化された土地を集約・整形し土地の有効高度利用を図る大街区化の推進、公共施設の再編、大都市全体での緑の維持・増加を推進する。

なお、大都市の整備に当たっては、地域における創意工夫の下、既存の誘導や規制、PPP／PFI等による民間資金、税制・金融支援等の様々な手法や制度を最適に組み合わせ有効活用していく視点が重要である。

(2) 環境・防災都市の形成に向けた取組の推進

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」によると、世界の気温は2100年までの100年間で、特段の温暖化対策を講じない場合には最大で4.8℃上昇すると言われている。都市においては、経済・社会活動の増大と過密化による熱環境の悪化（ヒートアイランド現象）により、気温は更に上昇することが見込まれる。このため、特に大都市においては、エネルギー消費量の抑制、保水力の向上、風の通り道を確保する観点からの水と緑のネットワークの推進等によって環境負荷の少ない都市構造を形成することが必要である。

このため、複数の施設間でのエネルギーの融通、風、太陽光・熱等の自然エネルギー、廃熱などの未利用エネルギー等の地域の特色あるエネルギー資源の徹底活用、緑地や水面の確保、湧水や下水再生水等の活用、保水性の高い舗装材の活用等を進める。また、廃棄物の不法投棄の防止、ゴミゼロ型都市への再構築、海面処分場の確保、沿道等における良好な大気環境の確保、汚水処理対策等を通じた水質の保全等を進める。

また、人口や資産の集積により被災時に被害が大きくなる可能性が高まっている都市圏では、近年の集中豪雨などによる甚大な被害の発生に加え、地下空間利用の増加による地下街などの浸水など、新たな形態の浸水被害も発生している。さらに、都市の拡大により、住宅などが土砂災害の危険性の高い区域まで広がっている。このため、高規格堤防の整備などによる壊滅的な被害の防止、校庭などにおける雨水貯留浸透の推進、災害リスクを考慮した安全な国土利用への誘導等、まちづくりと一体となった都市防災対

策を進める。

第4節 少子化や高齢化に対応した地域づくり

人口減少に歯止めをかけるためには、少子化対策を急がなければならない。そのためには、若い世代の結婚や子育ての希望を実現するための環境を整備することが必要である。

また、高齢者人口の増加に伴い、大都市圏を中心に医療・介護・福祉の需要の急速な増加が見込まれる一方で、人口減少によって施設経営が成り立たず、また、医療従事者等が不足することなどにより、十分なサービスの提供を受けられない地域が発生するおそれがある。こうした地域の解消に向け、国や地方公共団体、医療機関等の事業者が主体となり、相互に連携を保ちながら一体的に取り組んでいく必要がある。

一方で、結婚や出産後も仕事を継続しキャリアを積んでいくことを希望する女性や、退職後も健康であれば働きたいと希望する高齢者が増加している。少子化の進展に伴い生産年齢人口が減少する中で、女性や高齢者等が活躍できる社会を実現することにより、我が国経済を支える労働力の底上げを図ることが重要である。

このように、「コンパクト+ネットワーク」による地域づくりを進めるに当たっては、少子化や高齢化への対応に十分留意する必要がある。

(1) 子育て世代や高齢者が安全・安心に暮らせる環境の整備

(出産、子育て環境の整備)

若い世代の結婚・子育ての希望を実現するためには、子育て世代の夫婦がともに仕事と子育てを両立でき、安心して出産、子育てができる環境を整備することが重要である。

このため、柔軟な休暇制度の充実やテレワークの推進等によるワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の改善、職住近接、クラウドソーシングの活用、三世代同居・近居、認定こども園・幼稚園・保育所や放課後児童クラブ等の整備等の取組を推進する。あわせて、安全な子育ての場となるほか、高齢者の健康づくりの場などにもなる多様な機能を有する都市公園の整備を推進する。また、公共交通機関と連携してベビーカーの利用に対する周囲の配慮を呼びかけるなど、子育て世代が安心して移動できる環境を整備する。

(多様な世代が安心して健康に暮らせる医療・福祉と連携したまちづくりの推進)

サービス付き高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅、子育て、医療・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備等により、多様な世帯が安心して健康に暮らすこ

とができる「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を図る。また、地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。その際、住宅政策と福祉政策の連携のみならず、コンパクトシティの形成等の都市政策や交通政策との連携を図るなど総合的に取り組む。

大都市においては、地域の实情に応じて、在宅サービスの充実、医療・介護施設の整備等による地域包括ケアシステムの構築を促進する。その際、公的不動産や空き家の活用を進める。これらの取組によっても、医療・介護サービスの提供体制が高齢者の急増に十分対応できない場合もあり得ることから、医療・介護への依存が少なく、高齢者がいつまでも健康で暮らすことができるような住まい方や、田舎での暮らしを希望するシニア世代の意向を実現する移住や住み替えを支援する。

一方で、人口が大きく減少することが見込まれる地域においても、女性、高齢者、若者等が安心して暮らせるよう、地域医療構想の策定による効果的かつ効率的な医療提供体制の確保を図る。

また、救急医療や周産期医療の確保、チーム医療などによる医療従事者の勤務環境改善、ドクターヘリの配備等についても取組を推進する。

（歩いて暮らせるまちづくりの推進）

徒歩や自転車、公共交通機関の利用により医療・介護・福祉、教育等の生活サービスを享受することができるよう、道路だけでなく建築物も含めた連続的なバリアフリー空間の形成や、歩行者と自転車の通行区分等により、安全で快適に歩ける空間・環境の整備を図るとともに、これら生活に必要な諸機能がほどよくまとまった、歩いて暮らせるまちづくりを進める。また、都市機能の集積を促進する拠点間をサービス水準の高い公共交通により連絡し、その他の地域からのアクセスについても可能な限り公共交通によって確保することで、過度に自家用車利用に依存しない都市を実現する。あわせて、都市政策と交通政策の一層の連携を図り、街なか居住や病院、学校等の教育施設、大規模小売店舗等の街なか立地を促進するなど、にぎわいのある市街地の整備を推進する。

具体的には、ハード・ソフト両面からなる総合的な交通政策を戦略的に推進し、LRT、BRT等の公共交通の導入や利用促進、交通結節点の改善、歩行者と公共交通が共存する道路空間（トランジットモール）の形成、駐車場の整備と有効利用、安全・安心な歩行空間の確保や自転車の利用環境の整備、情報提供や誘導による自動車と公共交通の適切な役割分担等、まちの活性化のために必要な快適な空間づくりのための取組等を総合的に支援する。

(2) 女性、高齢者等が活躍できる社会の実現

(働き方改革の推進)

女性、高齢者等が社会参画して活躍できる働き方を目指し、結婚や出産後も仕事を続けられる休暇制度や勤務制度の導入などによる女性の就業支援、継続雇用制度導入や定年の引上げ等の高齢者の就業支援等を進める。

具体的には、一層柔軟でメリハリをつけた働き方が可能となるようなフレックスタイム制の見直しや、場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするテレワークの普及促進のため、相談センターの設置やセミナーの開催、事例集の作成による普及啓発、テレワークモデルの構築・周知等を推進する。また、会社を辞めた女性、高齢者等がその専門知識を活かせるようクラウドソーシングの活用による就業機会の拡大を図る。

また、例えば退職高齢者による小学校区等の地域の見回りをソーシャルビジネスへとつなげるなど、地域のニーズに応じた、高齢者が誇りをもって社会参画できる取組を推進する。この取組により、医療・介護負担の軽減にも効果をもたらすことが期待される。

(3) コミュニティによる暮らしの安全・安心の確保

暮らしの安全・安心の確保は、行政による取組を基本としつつも、地域住民がコミュニティづくりを通じて自らの安全・安心は自らの手で確保するとの気概をもって行政と協働していくことが重要である。このため、地域住民、民間事業者等の主体的取組による地域で支え合う絆を育むとともに、地域住民などが活動する場の提供などの支援を推進する。

具体的には、地域において、住民、行政、医療・介護・福祉の関係者等が協力し、子育て支援、高齢者介護、障害者支援等を行う体制の整備を進めるとともに、支援を要する方々の自立した生活を確保することの重要性について、地域の誰もが理解を深めて支え合う、「心のバリアフリー」に関する施策を推進する。また、防犯や防災について住民意識の向上を図るとともに、地域防災の主体となる消防団や水防団の充実強化や活性化、生活安全センターとしての交番の機能を支える交番相談員の活用、防災・防犯活動拠点の確保、ボランティアに対する支援等を行う。教育については、学校と地域の連携の強化、身近な学習と交流の場である公民館等の社会教育施設の積極的活用を図る。また、地域によっては、外国人が増加し、多文化・多言語化が進展していることを踏まえ、コミュニケーションの円滑化を図りながら、医療・介護、教育等生活面での安全・安心をサポートする体制を構築する。

以上のようなコミュニティづくりの取組を推進するため、既存の公共施設や空き家等の活用により、多世代交流の場ともなるコミュニティ創造拠点の整備を進める。

第5節 住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保

これまでの住宅政策は、住宅の「量」の確保を通じて居住水準の向上などに一定の成果を挙げてきたが、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するため、良質な住宅ストックを形成するとともに、良好な街並みや景観、水・緑豊かで美しい居住環境の整備やユニバーサルデザインの推進により、国民の住生活全般の質の向上を図る政策への本格的な転換を図る。特に、今後、資源の有効活用の必要性が一層高まることなどを踏まえれば、超長期にわたって活用できる耐久性の高い住宅ストックを社会全体の資産として将来世代に継承していくことが極めて重要である。あわせて、住宅の確保に特に配慮を要する低額所得者、高齢者等に対する住宅セーフティネットを確保することが求められる。

(1) 良質な住宅ストックの形成と住宅セーフティネットの確保

(良質な住宅ストックを長く大切に使う社会の実現)

現在及び将来の住生活の基盤となる良好な住宅の蓄積を目指して、耐久性に優れ、維持管理がしやすく、ライフスタイルなどの変化に応じたリフォームにも柔軟に対応できる長期優良住宅の普及、耐震診断や耐震改修の促進、住宅のユニバーサルデザインの推進、省エネルギー性能を始めとする環境性能の向上の促進等により、住宅の長寿命化や品質・性能の維持及び向上を図る。あわせて、住宅の履歴情報システムの構築、適切な維持管理、リフォームの促進等を図る。これらを通じ、良質な住宅ストックを適切に手入れして、超長期にわたって利用可能とするなど、長く大切に使う社会を実現する。

(住宅市場の環境整備)

国民一人一人がそれぞれの価値観、ライフスタイル等に応じた住宅を無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指し、住宅性能表示制度の普及・充実、長期固定金利型などの多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備等を推進する。あわせて、不動産取引の信頼性や安全性の向上、建物評価の改善、定着等中古住宅の品質の向上や可視化、長期優良住宅化リフォームへの支援、リバースモーゲージなどによる高齢者の持家資産の活用等により中古住宅・リフォーム市場の活性化を図るとともに、地域の生活環境も含めた情報提供の充実などにより、円滑な住み替えや二地域居住を支援する。

（重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築）

低額所得者、子育て世帯、高齢者、障害者、被災者、外国人等の住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定を確保するため、既存ストックを有効活用しつつ、民間賃貸住宅を活用した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットを構築する。そのため、サービス付き高齢者向け住宅や併設する高齢者生活支援施設等の供給、大規模な公的賃貸住宅団地に併設した医療・介護、子育て支援、多世代交流の拠点整備、地方公共団体・不動産関係団体・福祉関係団体で構成される居住支援協議会による子育て世帯、高齢者、障害者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供等の居住支援等、住宅政策と医療・福祉政策の連携した取組を促進する。その際、都市政策や交通政策の観点も交えつつ、連携して総合的に取り組む。また、高齢者向け住宅などの整備に当たっては、ヘルスケアサービスの活用も促進する。

（２）安全・安心で快適な居住環境の形成

（安全・安心の確保とユニバーサルデザインの理念に基づく取組の推進）

密集市街地の整備、住宅・建築物の耐震化、老朽化した空き家の除却等による災害への備えなどを図るとともに、夜間照明や防犯カメラの設置、死角をつくらない配置等に配慮した道路や公園の整備、防犯性能の高い建物部品（ＣＰ部品）の普及等、防犯に十分配慮した居住環境の形成を進める。

また、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が移動しやすいよう、交通結節点における利便性向上や乗継円滑化、駅等を中心とした一定の地域内における旅客施設だけでなく建築物も含めた連続的なバリアフリー空間の形成、バリアフリー対応型信号機の整備、ＩＣＴを活用した歩行者移動支援サービスの導入、多言語化等、まち全体を視野に入れたユニバーサルデザインの理念に基づく取組を推進する。

（増加する空き家への対応）

人口減少や高齢化の進展、社会的ニーズや産業構造の変化等に伴い、年々空き家が増加している。空き家の中には、適切な管理が行われず放置されることにより、家屋の倒壊や部材の落下のおそれのある危険な状態となっているものや、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の影響を及ぼしているものがあり、今後その数が増加すれば問題は一層深刻となる。

このため、適切な管理が行われておらず、地域の居住環境に深刻な影響を及ぼしている空き家については、法令に基づく所有者への必要な措置、自主的に対応する所有者に対する支援等により問題の解消を図る。

一方、適切に管理された良好な状態の空き家については、例えば地域活性化のための宿泊・交流施設としてリノベーションを行うなど、地域課題の解消につながる有効活用を図る。

（良好な景観の形成と水・緑豊かな環境の整備）

眺望や色彩にも配慮した良好な街並みや景観の維持及び形成を図るため、景観計画、景観地区、地区計画等の規制誘導手法の活用、無電柱化の推進、景観行政と連携した屋外広告物規制、歴史的な建造物や伝統的な街並み、自然環境と一体となった歴史的風土の保全、水辺の活用等を推進する。また、環境負荷の低減を図るとともに空間の快適性を高めるため、都市公園の整備、都市空間の緑化、緑地の保全を通じた緑の再生や、河川整備、下水処理水の有効活用等を通じた水辺の再生や健全な水循環の再構築、適正な汚水処理の確保等に取り組む。

第6節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

地理的、自然的、社会的条件の厳しい、離島地域、豪雪地帯、山村地域、半島地域、過疎地域等については、これまでも地域特性に応じた支援策が講じられてきた。我が国全体が人口減少社会を迎え、地域を取り巻く状況がさらに厳しくなる中であっても、地域の実情に応じた内発的発展を実現し、地域の特性を活かした自立的な地域社会を構築する。

（1）離島地域

離島地域は、四方を海等に囲まれており、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤、生活環境等に関する地域格差が課題となっている。さらに、離島地域の人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にある。一方、離島地域は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然とのふれあいの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。このような役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の対流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進等を目的として、自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上及び地域間の対流の促進という観点から離島の振興のための支援策を講じていく必要がある。

離島地域が創意工夫を活かし自立的発展を遂げていくため、離島地域の有する地域差を価値ある地域差にとらえ、戦略産業の育成による雇用拡大などの定住促進、観光の推進などによる対流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化の取組を支援する。また、基幹産業である農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化や担い手の育成・確保、技術の開発及び普及を促進する。さらに、漁業、農業等と、自然、歴史、文化等の資源を積極的に結合し、市町村、漁業者、宿泊業者等が一体となった観光地域づくりや新たな産業形態の創出を図る。加えて、離島地域相互、離島地域と専門家や民間企業とのネットワーク構築の支援などを進め、地域資源の発掘並びにそれらの維持及び確保に努める。

生活の安定のため、離島航路及び離島航空路の維持や安全かつ安定的な輸送の確保、港湾、道路等交通施設の整備、高度情報通信ネットワークの充実、水の確保や污水处理に関する取組、地震・津波対策、洪水、土砂災害、風害等に対する治山治水対策、再生可能エネルギーの利用の推進、ガソリン小売り価格の引き下げを支援する。

福祉の向上のため、出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援などの医療の確保、介護サービスの確保、子供の修学の機会を確保するための支援を含む教育及び文化の振興等を支援する。

地域間の対流の促進のため、自然などを活かした取組を推進するとともに、離島及び周辺海域における自然環境の保全、再生等を支援する。

排他的経済水域の保全などの面で特に重要な役割を担っている国境離島などについては、このまま人口減少などが進めば、その重要な国家的役割を果たすことが困難となるおそれがあることから、交通アクセスの改善、農林水産業を中心とした産業振興、観光振興等に対して、なお一層の支援を行う。

沖縄については、個性豊かな自然、文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海・排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている。このため、定住条件を整備し、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口を拡大するための振興策を推進する。

奄美群島については、貴重な自然環境を保全しつつ、長寿・子宝・癒しに関連の深い多様な資源を有する各島を、固有の文化を発信する定住拠点として振興を図る。また、世界自然遺産登録や観光などの一層の振興に向け沖縄など周辺地域とのネットワークの維持・充実を図りつつ、アジアをも視野に南西諸島間の新たな対流を促進する。

小笠原諸島については、世界自然遺産登録地として自然環境の保全・再生に努めつつ、その価値を広く発信することにより振興を図る。また、本土とのネットワークの維持・

充実を図りつつ、南海トラフ地震などの大規模災害に備えた公共施設などの更新を進め、広大な領海を保全する拠点として整備する。

(2) 豪雪地帯

豪雪地帯においては、人口減少や高齢化が進行している現状を踏まえて、雪に強い安全・安心な地域づくりのためのハード・ソフトにわたる克雪対策の充実を促進するとともに、親雪、利雪の観点から、雪や地域の文化を活用した産業振興、地域活性化等を図る。

このような観点から、降雪体制の強化対策として、除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な除雪作業の実施、高速道路及び関係機関との連携等を推進するとともに、除排雪体制の確保をする。また、道路利用者への冬装備装着の注意喚起、ホームページやラジオ、ツイッター等を活用した道路情報や除雪状況の情報提供の充実を行うとともに、災害対策基本法の改正を踏まえた迅速な立ち往生車両の移動を行う。地域が行う除排雪への支援、克雪住宅の普及促進、空き家に係る除排雪等の管理の確保に加え、冬期居住施設など、高齢化が進み、雪処理の担い手が不足している地域への対策等を促進する。都市においては、面的な消融雪施設の整備、電線類の地中化、除排雪機能の高い河川や下水道の整備、下水再生水・下水熱の活用、下水道施設などを活用した流雪水路の整備、空き地や河川敷を利用した雪捨て場の確保等を促進する。さらに、雪崩、地吹雪、融雪期の土砂災害、積雪期の大規模地震災害等の災害対策を推進する。

親雪、利雪の観点からの産業振興、地域活性化等の対策としては、豊かな土地、水資源、自然環境や美しい景観の保全を行いつつ、雪国の特性に対応した農林水産業などの振興を図るとともに、雪氷冷熱エネルギーなど各種資源の利活用等を促進する。さらに、冬期のスポーツ施設や公園の整備等を行うとともに、雪国の豊かな自然や文化を学び、体験することを通じて魅力ある地域社会の形成に努め、海外をも含めた交流と連携を促進する。

また、気象、交通、イベント等の情報提供、生活の利便性向上、産業の振興等の観点から、高度な情報通信基盤の整備とともに、総合的な雪情報の提供を図る。さらに、降積雪などの観測の強化、雪処理の機械化等の克雪技術及び利雪技術の研究開発を促進する。

(3) 山村地域

山村は、林野面積比率が高く、交通及び経済的条件等に恵まれないため、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない状況にあり、人口減少、高齢化の進展などにより、耕作放棄地、必要な施業が行われない森林等の問題が顕在化

している。また、その地形条件等から土砂災害等の対策の必要性が高い地域である。一方で、山村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝統等に重要な役割を担っており、これらの多面的機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林などの保全を図るとともに、産業の振興、住民の福祉の向上、地域間の対流の促進等により山村における定住の促進を図ることを旨として、山村の振興を推進する必要がある。

このような観点から、交通・通信施設の整備、農林業の生産基盤の整備、国土保全施設の整備、教育・文化施設の整備等の産業基盤及び生活環境の整備とともに、農林水産物の加工業や販売業等の導入、山村の振興に寄与する人材の育成や確保等により、地域間の対流の促進、産業の振興、住民の福祉の向上を図る。

また、山村は、森林を支える基盤であり、これに由来する我が国固有の文化の発信源でもあることを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮のため、森林や林業にかかわる人々が山村に定住し、林業生産活動、日常的な見回り等の管理活動を行うことが重要である。このため、山村の主要産業である林業の成長産業化を進めるほか、地域特産物の振興などによる山村の就業機会の増大、里山林など山村固有の未利用資源の活用、都市と山村の対流等を推進する。例えば、地域の複数の林家などが協力して間伐などを行い、収集及び運搬した間伐材をバイオマス原料などとして販売する取組や、適切な管理を続けることが困難な荒廃農地などの低未利用地に植林を行うことで新たな生産の場としての活用を進めるとともに、早生樹等も含めた新たな施業技術や製品の開発・普及等の取組を行う。

(4) 半島地域

半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれないなど、地理的条件不利性を抱えており、全国を上回る人口減少、高齢化が進行し、地域産業の低迷やコミュニティ機能の低下が進んでいる。また、地形的な制約から災害時には交通や情報の途絶の危険性が高く、近年頻発する風水害や、発生が危惧される大規模地震に伴う津波等の被害も懸念される。一方で、海・山・里・川が近接し、多様な資源に恵まれ、海を通じた交易や交流の拠点として栄えてきた歴史を持つ地域が多いなど、独自の経済や文化を形成してきた。

半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。このため、地域における多様な農林水産物、独自の歴史によって育まれた文化等、豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、

NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、災害にも対応した安全・安心な暮らしを実現するため、防災機能を強化するための交通基盤整備、生活環境の整備、医療の確保、介護サービスの確保等を図る。その際、半島地域の置かれた環境は地域それぞれ異なるとともに実情も多様であることから、地域の特性を活かした取組が必要である。

(5) 過疎地域

過疎地域は、人口の著しい減少にともなって地域社会における活力が低下し、産業・生活基盤などの面で他の地域に比較して低位にある。引き続く人口減少、著しい高齢化、産業経済の停滞、生活基盤整備の格差、身近な生活交通の不足、地域医療の危機等、依然として住民生活にかかわる様々な課題が残されている。一方で、過疎地域は、国土、自然環境等の保全、エネルギーの提供、安全・安心な食料や水の供給、文化の伝承等、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有している。このため、生活基盤の整備などにより地域格差の是正を図るという視点にとどまらず、過疎地域が有する公益的機能について適切に認識するとともに、過疎地域と都市との対流を通じて、相互補完関係にある新しい生活空間を確保し、自立的な地域社会を構築するという視点も持つことが不可欠である。

このような視点から、過疎地域の実情に応じた主体的な取組を最大限尊重しつつ、各種支援施策により、産業の振興、安定的雇用の増大、交通通信体系の整備、地域の情報化の促進、地域間の対流の促進、生活環境の整備、高齢者などの保健・福祉の向上、医療の確保、子育ての支援、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備等について、ハード・ソフトの両面にわたり推進する。

さらに、継続的な集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心とした複数のネットワーク化を推進する。多様な集落が連携することにより、生活圈全体で日常生活に必要な機能を確保するとともに、就業機会の創出を推進する。

第2章 産業に関する基本的な施策

本格的な人口減少社会を迎え、出生率の低迷が低迷する中、我が国産業を支える生産年齢人口は減少を続けている。また、我が国産業を取り巻く国際競争環境は厳しさを増しており、アジア諸国などの経済成長により、我が国の存在感は低下してきている。

このような状況において、我が国が国際社会において存在感を発揮していくためには、産業の国際競争力を強化するとともに、アジア・ユーラシアダイナミズムを的確に取り込んでいくことが重要である。

このため、様々な主体の対流を通じた生産性の向上や持続的なイノベーションの創出に向けた取組を強力に推進するとともに、優秀なヒトやモノの集積を図りつつ、海外から投資や情報を獲得するなど、我が国産業の再構築を図る。地域においては、地場産業、観光、農林水産業、建設業など地域の経済や雇用と密接に関連する産業や育児支援サービス産業、健康・福祉関連サービス産業などの活性化を図ることにより、多様な産業を展開し、雇用機会の充実を図ることが重要である。こうした多種多様な産業を支える地域の労働供給力の強化も必要であり、地域の産業構造を踏まえて、能力開発や就業支援等を進めていく必要がある。また、東アジアやロシア等を始めとした海外諸国の急速な経済成長等を踏まえ、食料、エネルギー等の安定確保への対応も必要である。

このため、産業に関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備
- ②地域を支える活力ある産業・雇用の創出
- ③海外から投資を呼び込む環境整備
- ④世界最先端の技術を活かしたエネルギー需給構造の実現
- ⑤食料等の安定供給と農林水産業の成長産業化

第1節 産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備

我が国企業は、これまで、世界最高水準の品質の製品を製造・販売することで世界の産業をリードしてきた。しかし、近年、先進国を始めとして、革新的な技術シーズを一気に事業化して新たな市場を自ら作り出すことで差別化を図り、高い利益を確保する企業などが登場してきている。

我が国産業が、こうした厳しいグローバル競争に打ち勝っていくためには、企業が事業の大胆な選択と集中を断行するとともに、将来性のある成長産業へと進出し、展開するなど、企業価値を高めていくことが重要である。また、人口減少や高齢化が進む中で、我が国が引き続き世界を技術力でリードしていくためには、イノベーションを持続的に生み出すことができる環境づくりに取り組むことが不可欠である。

(1) イノベーションの創出と成長産業への展開

(知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化)

革新的な技術シーズを創出するため、産学官が一体となった連携体制を構築し、都市政策や地域政策などを含む総合的な観点からのアプローチを図りながら、イノベーション創出の中心となる知的対流拠点を生み出すとともに、組織の壁を越えた研究、人材及び資金の融合化を図る。

具体的には、優位性のある研究開発資源を核として、優秀な人材、高度技術等が組織を超えて統合的に対流することができるよう、技術シーズを有する大学・研究機関等、企業等の集積、連携強化を図りイノベーション創出の場を構築するとともに、良質なオフィス空間の整備、公共交通網や情報通信ネットワークの高度化、医療・介護・福祉、教育、商業等の都市機能の集積等による研究者などがストレスを感じず研究などに集中できる環境を整備し、イノベティブなまちづくりを推進する。

また、企業が技術の自前主義や自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境を整備するとともに、特許の権利化までの期間短縮化や、大学や企業が保有する特許の中小企業などによる有効活用、官民が一体となった研究開発投資の促進等に取り組む。

大学等の技術シーズを民間企業が速やかにイノベーションへとつなげるため、「橋渡し」機能の強化を図る。具体的には、研究開発法人が主体となり、受託研究企業から民間資金を獲得する仕組みの構築、大学等と他の機関のそれぞれと雇用契約関係を結ぶなどにより各機関の責任の下で業務を行うことができる「クロスアポイントメント制度」の導入等に取り組む。

(大胆な事業の選択と集中及び持続的な企業価値の創造)

我が国企業は、事業再編などによる大胆な選択と集中を目指し、社外取締役の積極的な活用、グローバル競争に打ち勝つための方針の明示、投資家との対話の積極化等を通じてコーポレートガバナンスの強化を図る。これにより、新規の設備投資や大胆な事業再編、M&Aの積極的な活用等、グローバル競争に打ち勝つ攻めの経営判断を後押しする仕組みを強化する。

また、企業の新陳代謝を促進し、収益性や生産性の高い分野へ投資や雇用をシフトさせるためには、既存産業の変革にとどまらず、ベンチャーが次々と生まれ成長産業へと結びつく環境を整えることが非常に重要である。このため、大企業からのスピノフ、カーブアウト又はM&Aの形態を含め、ベンチャーが活躍できるよう、制度面、人材面

及び資金面における障害を取り除くための総合的な対策を講ずるとともに、ベンチャー企業と大企業とのマッチングを促すプラットフォームの構築を目指す。

（ベンチャー等へのリスクマネーの供給）

イノベーションの創出のためには、銀行、機関投資家等の我が国の金融を担う各プレーヤーが、企業の長期的な価値創造という大きな方向に向けて、よい意味での緊張関係を保ちつつ積極的な役割を果たしていくことが重要である。銀行、機関投資家等においては、企業の新陳代謝などを支援する観点から、ファンドなどを通じた民間によるエクイティ・ファイナンス（投資）、メザニン・ファイナンス（融資と投資の中間に位置するミドルリスク・ミドルリターンのファイナンス）等への貢献を含む収益性を意識したリスクマネー供給の促進や、目利き・助言機能の発揮が求められる。

（新しい成長産業の誘導）

競争力のある既存産業の一層の強化を図るとともに、新しい成長産業を創出することが重要である。例えば、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料等の知識集約産業や、航空宇宙、燃料電池、次世代知能ロボット等の次世代産業において、今後の成長が期待される。

特にロボット産業については、日本がこれまで世界をリードし、今後も新たな市場を作り出すことができる、我が国のイノベーションの象徴とも言える産業である。工場の製造ラインのほか、医療・介護・福祉、農業、物流等の生活・労働支援や、過酷な条件下での調査など、効率化、省力化、代替性等広く役立つだけでなく、人口減少や高齢化により人手不足やサービスの縮退が進むなか我が国が抱える課題解決の切り札として、また、世界市場を切り開く成長産業として、市場の拡大を強力に推進する。

（２）科学技術を支える基盤の強化と人材の育成

科学技術は人類の英知を生み、国力の源泉を創り、健康と安全を守るものである。我が国が技術力で世界をリードしていくためには、この科学技術における革新的なシーズが持続的に生み出される仕組みを構築する必要がある。このため、大学等における国際競争力の強化が重要であり、先端的な研究領域に着目して重点的に投資を行うなど、競争原理の下で世界トップクラスの研究教育拠点の形成を目指す。

具体的には、ロボットを始め、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料等の先端的な科学技術を支える基盤強化のため、大学・研究機関等の施設、設備及び研究情報基盤の再生・改修、計画的かつ重点的な整備等を進める。

また、競争的資金の拡充による若手研究者の自立支援、基礎から応用・実用段階に至るまで継ぎ目なく研究ができる競争的資金のあり方の検討等の取組により優れた人材を育成するとともに、大学のガバナンス改革により、国際競争力のある卓越した大学院の形成、キャリア教育やプロフェッショナル教育の充実による大学における人材育成機能の強化等を図る。

さらに、優秀な外国人研究者を招聘するため、研究環境の充実はもちろんのこと、住宅の確保や教育などの生活環境にも配慮した受入体制の構築、出入国管理制度や査証発給に係る必要な見直しや運用改善を一層推進する。

なお、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の集積を始めとして、大学、試験研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。

第2節 地域を支える活力ある産業・雇用の創出

地域の活性化のためには、魅力ある雇用の場を実現する必要がある。そのためには、地域の「稼ぐ力」を向上させる取組を推進し、域外から資金を稼ぐとともに、その資金が地域内において広く循環することが重要である。

また、産学官連携などを通じ、地域産業の高付加価値化や人材育成を進めるとともに、地域の内発的・自発的な発展や、地域の課題を自ら解決するための地域発イノベーションを推進することが重要である。

このため、地域の実情を踏まえ、地域が自ら考え、地域資源を活かした、魅力ある地域産業を展開するとともに、収益性や生産性の向上を図り、地域の雇用と賃金の安定を図る必要がある。

また、特色ある地域産業を展開するためには、意欲のある多様な人材を安定的に供給できる力を高め、労働需給のミスマッチを解消するとともに産業構造の柔軟性を高めるなど、地域経済を支える足腰を強化することが重要である。

(1) 魅力ある地域産業の展開や地域発イノベーションによる内発的発展

魅力ある地域産業の形成のためには、まず地域資源などの魅力について再認識し、最大限活かすことによって、付加価値の向上を図ることが重要である。

例えば、観光資源、農林水産品などの地域資源を基にしてストーリー性やテーマ性を持たせるなど付加価値を高めた商品を開発し、海外を含めた地域外へと発信することや、畜産クラスターの構築等による畜産物のブランド力強化、農家とレストランとのタイアップによる地場野菜のプレミアム化等、地域資源が持つ価値を、地域の創意工夫によっ

て最大限引き出して魅力を高める取組を推進する。その際、地域外などの目利き人材、経営・企画力のある人材等を活用することで、地域ブランドの構築、新商品開発、異分野への進出等を更に推進する。あわせて、地域における起業などの支援体制の整備や、クラウドファンディングなどを活用したベンチャー向け支援のための取組を推進する。また、地域の環境などをデータ化して分析し、その環境に適した、またはその環境を必要とする産業にデータを提供することで戦略的に立地を誘導したり、地域の研究所の技術シーズなどを核にして関連する産業を誘致することなどを通じて、特色ある産業集積を進める。

また、中小企業は、地域の雇用を支えるとともに、製造分野における高度なものづくり活動を支えていることから、その活性化は地域経済ひいては我が国経済にとって不可欠である。そのため、中小企業の新たな事業展開などを支える環境整備を積極的に推進する。具体的には、最終製品の製造を担う大企業や技術シーズを有する大学とのマッチング機能の強化や場の提供、新たな技術シーズを生み出す研究開発やグローバルニッチ分野等への金融面の支援、地方大学、高等専門学校、専門学校等と連携した実践的な教育による人材育成、ICT化による経営能力の向上支援、技術の円滑な継承のための支援等を積極的に推進する。さらには、海外進出や輸出入、外国企業との生産、販売、技術等の業務提携等、中小企業のグローバル化のための取組を支援する。

魅力ある地域産業の形成に向けて、地域の金融機関の果たす役割が大きいことから、地域の金融機関による資金面、経営面等における支援を強化する。

なお、我が国にとって重要な施設であるエネルギー関連施設が立地する苫小牧東部地域及びむつ小川原地域については、これまでの取組を踏まえるとともにその特色を活かしつつ、貴重な空間として我が国の発展に活用すべく開発を推進する。

(2) 地域消費型産業の付加価値生産性の向上

サービス産業等の地域消費型産業は、実質GDP及び雇用の約7割を占め、生産性の上昇余地も大きい。地域内で資金を循環させ地域の活力を高めていくため、地域消費型産業の付加価値生産性の向上を図る。

具体的には、高齢化の進行や女性の社会進出、健康志向化、団塊世代による多業・多芸への関心の高まり等、社会構造やライフスタイルの変化を的確にとらえた上で需要の拡大が見込まれる分野への進出、ICTの活用による地理的制約を越えたサービスの提供などの事業展開を図る。また、ビジネス支援や物流・流通分野は、製造業と密接に関連していることから、その生産性の向上を図ることにより、地域の経済を支える製造業の競争力強化にもつながることが期待される。

このため、金融、放送、通信、公共サービスなどの幅広い分野における規制改革や標準化、ICTの本格的活用、ビッグデータを活用したマーケティング等、サービス産業の生産性向上に向けた施策や運動の展開、分野間や大学等との連携を通じた取組等を推進する。さらに、今後発展が期待される育児支援、健康・福祉、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流といった分野に重点的に施策を展開するほか、サービス分野の革新に資する人材の育成などを図る。

(3) 地域の労働供給力の向上と雇用の創出

地域の実情に応じて、都道府県、市町村、経済団体等の関係者が一体となって雇用創出、能力開発、就職促進等を進めるとともに、国はこうした取組に対して支援する。

具体的には、地域の創業、事業拡大等に必要な中核的・専門的人材の誘致などを通じた雇用機会の創出、求職者に対する能力開発、情報提供、相談等の取組を、国の支援制度も活用しながら進めるとともに、地域の雇用情勢に応じて雇用創出、能力開発等を行う事業主への助成を行う。また、地域における雇用創出には、東京から事務所、研修施設等の本社機能の一部移転、企業の地方採用枠拡大等が効果的であるため、移転等を行う事業者に対し支援を行うとともに、優れた教育・研究開発体制の整備、高度人材の確保、知的産業クラスターの形成促進等について、都道府県、市町村、経済団体、中小企業等が連携して取り組み、移転先としての魅力を高める。

国は、正規・非正規労働者間の均衡待遇などを進めるとともに、ニート・フリーター対策による若者の就業支援など正社員化の推進、クラウドソーシングを活用した就業機会の拡大、仕事と家庭の両立支援による女性の就業支援、定年の引上げや継続雇用制度導入による高齢者の就業支援等を進める。

また、テレワークについても、例えば、育児期の親や高齢者等が場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするなど地域の労働力向上とともに、新たな雇用創出が期待できることから、円滑な導入・効率的運用に資する調査研究、労働関連の制度環境整備等を進める。

さらに、PPP/PFIの取組は、地域における民間の事業機会の創出に資するとともに、事業者が複数の地域における担い手となることで広域連携にもつながるものであり、今後拡大を図る。

建設業は、地域の基幹産業として雇用を下支えしてきたが、激しい市場環境の変化などにより離職者の増加、若年入職者の減少など構造的な問題が発生している。今後、将来にわたる社会資本の着実な整備や維持管理を進めるためにも、技術者、技能労働者の処遇改善、若者や女性が活躍できる環境整備等により、中長期的な担い手の確保・育成

を図るとともに、施工の標準化、新技術・新工法の活用等による効率化、施工時期等の平準化、行き過ぎた重層下請構造の改善等により、現場の生産性向上を推進する。また、大きな建設需要を抱える東アジア等の海外において、高い技術力、ノウハウ等を活かしたインフラ整備に貢献する建設業の海外展開の取組について建設業の振興を図る観点から支援する。

第3節 海外からの投資を呼び込む環境整備

グローバル化が進展する中で、我が国が「稼ぐ力」を発揮し、厳しい競争に打ち勝つためには、国内外の企業の経営マインドを日本国内に向けさせ、グローバルなヒト・モノ・カネ等を国内へと呼び込むことが重要である。そのため、世界トップクラスの事業環境の整備などにより国際的な立地競争力を強化するとともに、魅力ある成長産業を形成するなど、我が国における投資環境の魅力を高める必要がある。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も視野に入れ、2020年までに対内直接投資残高を18兆円（2013年）から35兆円に倍増させる目標を確実に達成するために、国を挙げた取組体制を構築する。

（1）世界をリードする魅力ある成長産業の形成推進

世界をリードする魅力ある成長産業の形成に向け、従来の行政機関の縦割りや組織の垣根を越えた連携体制を構築し、産業クラスターなどのイノベーション創出拠点において、革新的な技術シーズを次々に新製品や新たなビジネスモデルへつなげるための取組を支援する。また、世界最高の知財立国の実現を目指し、知的財産の取扱いや標準化に向けた戦略的な取組を推進する。

我が国がこれまで世界をリードしてきたロボット技術については、近い将来我々の生活を革命的に変える大きな可能性を秘めていることから、世界市場を切り開く成長産業として、市場拡大に向けた取組を強力に推進する。

（2）世界最高クラスの事業環境の整備

国内外の企業から日本国内への投資を促進するため、世界トップクラスの事業環境を整備し国際的な立地競争力を高める。

具体的には、環太平洋パートナーシップ（TPP）を始めとする経済連携交渉の加速によりモノ・サービス・投資の国境を越えた移動の障害を取り除くとともに、電気料金などのエネルギーコスト抑制のためのエネルギー政策の抜本的改革、成長志向型の法人税改革の断行、国家戦略特区の活用などによるスピード感を持ったインパクトのある規

制改革の実行等により、事業環境の改善を強化する。

あわせて、民間都市再生事業等による都市のリノベーションを推進し、良質なオフィス空間の形成、都市内交通などの移動環境や情報通信ネットワークの高度化、国際線ネットワークや国際空港へのアクセス強化、医療・介護・福祉、教育、商業、アミューズメント等の集積等を図り、グローバル企業が効率的に業務を行うことができ、ストレスを感じない環境を提供する。

第4節 世界最先端の技術を活かしたエネルギー需給構造の実現

我が国はエネルギーの大部分を海外に依存しているため、国際情勢の変化などによるエネルギー供給の不安定性や、新興国の高い経済成長などを背景としたエネルギー需給の逼迫などによるリスクに対して脆弱性を抱えている。また、東日本大震災以降の化石燃料の輸入増加は、我が国の貿易収支の赤字幅を拡大させ、エネルギーコストの増大が家計や経済活動への負担を増大させている。

国民生活と経済活動を支えるのは、安定的かつ低コストなエネルギー需給構造であり、その実現に向け世界最先端の技術を活かした取組を推進する必要がある。

(1) 安定的なエネルギー供給の実現

エネルギーの安定供給のため、資源外交やエネルギー環境協力を積極的に取り組むとともに、化石燃料、再生可能エネルギー等のエネルギー源ごとにサプライチェーン上の特徴を把握し、安定供給、低コスト、環境適合等のバランスの良い供給構造を実現する。

小売全面自由化を柱とする電力などのシステム改革は、事業者の新規参入により競争が促進されることで料金の低下が期待されるが、安定供給に問題が生じることがないよう適切な制度の設計及び運用を図る。また、電力システム改革による地域を越えた取引の拡大や、再生可能エネルギーの普及に対応するとともに、災害時を含む電力供給の逼迫に備えるため、送電インフラの増強を進める。

原子力発電は、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。その上で、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。また、その依存度については、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、火力発電の効率化等により、可能な限り低減させる。

石油の供給危機に備えた石油備蓄や緊急時供給体制については、国内の石油需要動向、

リスク等を勘案して、備蓄総量や国家備蓄における原油油種の構成比率を見直しつつ、危機発生時における製油所等の石油供給インフラの早期機能回復や緊急時石油輸送にかかわる機動力を向上することに重点を置く。また、5基地体制に増強されたLPガス国家備蓄についても着実に蔵置を進める。東日本大震災以降、需要が拡大している天然ガスについては、LNG受入基地間での補完体制の強化及びパイプライン整備の供給体制の強化策を推進する。

(2) 再生可能エネルギーの活用拡大と分散型エネルギーシステムの構築

(再生可能エネルギーの活用)

風力、地熱、太陽光等の再生可能エネルギーについては、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、低炭素の国産エネルギー源であることから、積極的に活用拡大を推進していく。このため、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、環境アセスメントの期間短縮化などの規制緩和などを今後も推進するとともに、大型蓄電池の開発・実証、送配電網の整備等の取組を積極的に進める。

(分散型エネルギーシステムの構築)

地域に賦存する再生可能エネルギーの有効活用は、地球温暖化対策に資するとともに、地域のエネルギー自給率を高め、災害時に一定のエネルギー供給を確保することに貢献するものである。木質バイオマス、中小水力、太陽光、小規模地熱発電、再生可能エネルギー熱等は、地域に密着したコスト面でもバランスの取れた分散型エネルギーとして、「地産地消」型のエネルギービジネスとして自立し、地域活性化にとっても重要な役割を果たすことが期待されることから、活用を推進する。

また、地域内でのエネルギーの有効活用を図る観点から、コージェネレーションや下水熱などの都市廃熱の利用の推進を図る。

(3) 徹底したエネルギー効率の向上と環境への配慮

(業務・家庭部門の省エネルギー)

石油危機以降の省エネルギーの取組により、我が国のエネルギー効率は世界の最高水準を達成している。エネルギー効率の更なる向上に向け、トップランナー制度を通じたエネルギー消費機器や建築物・住宅の省エネルギー化を強化する。建築物・住宅については、様々なエネルギー技術の導入によるネット・ゼロ・エネルギー²を推進する。

² 高断熱外皮や高性能設備と制御機構等を組み合わせ、建築物・住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなること

時間帯に応じた電気料金の設定は、ピーク時間帯の電力需要を抑制して電力供給設備の投資を抑制する効果が期待されることから、業務部門に留まらず家庭部門を含め広く多様な電気料金設定が可能となるよう、2020年代早期に、スマートメーターを全世帯及び全事業所に導入する。あわせて、スマートメーターの情報を利用することで、需要家が経済的なインセンティブに基づき行動するディマンド・レスポンス³の拡大を図る。

また、新技術に対する初期需要の創出促進策、省エネ効果に対する表示制度、省エネ投資や省エネを魅力あるビジネスとするための支援策等を進める。

（運輸部門の省エネルギー）

運輸部門については、自動車に係るエネルギー消費がその大部分を占めていることから、次世代自動車の普及拡大などの自動車単体の対策を進めるとともに、環状道路など幹線道路ネットワークの強化、ITS（高度道路交通システム）の推進等の交通流対策を進める。

また、物流分野でのエネルギー使用量を削減するため、物流拠点の集約化、モーダルシフト等により効率的な物流体系の実現を目指す。

さらに、鉄道駅、港湾、空港、道路等の施設において、省エネルギー機器の導入や照明のLED化を通じた省エネルギー化を進める。

（産業部門の省エネルギー）

産業部門では、石油危機以降の省エネルギーの進展により、高い水準のエネルギー効率を達成している。更なる省エネルギーを進めるためには、効率の高い設備への更新を促進する必要があることから、省エネルギー設備投資に対する支援に加え、製造プロセスの改善などを含む省エネルギー改修に対する支援など、多様な施策を用意することで、企業自らが最善の省エネルギー対策を進める環境を整備する。

（4）エネルギーの効率的・安定的な利用のための環境整備

（化石燃料の効率的・安定的な利用）

石炭火力発電は、安定供給性と経済性に優れている一方でCO₂の排出量が多いことから、環境負荷と効率性を両立させるために、IGCC（石炭ガス化複合発電）⁴、IGF

³ エネルギーの供給側ではなく、需要側が需要量を抑制することで需給バランスを調整する手法

⁴ 石炭をガス化し、そのガスを利用しガスタービンを動かして発電し、さらにガスタービンの排熱を利用して蒸気をつくり、蒸気タービンを回して発電するという2段階の発電プロセスによる複合発電方式

C（石炭ガス化燃料電池複合発電）⁵等の最新鋭の技術の開発と実用化を推進する。あわせて天然ガス火力発電の発電効率の向上を図る。また、我が国の製油所は、東アジア等で新たに建設される大規模な製油所との競争にさらされていることから、統合運営や事業再編を通じて設備の最適化等を進めるとともに、グリーンリファイナリーの視点も踏まえ抜本的な競争力の向上を図る。

（水素社会の実現）

水素は、利用方法次第では高いエネルギー効率、低い環境負荷等の効果が期待され、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される。

水素を本格的に利活用する「水素社会」を実現するためには、社会構造の変革をともなう大規模な体制整備が必要である。普及が進みつつある家庭用燃料電池や市販が開始された燃料電池車等の普及拡大に向けた取組を推進し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で水素の可能性を世界に発信するなど水素社会の実現に向けて戦略的に取り組む。

（戦略的な技術開発）

海外からの化石燃料に過度に依存する我が国のエネルギー供給を長期的視点に基づき変革していくため、再生可能エネルギーの低コスト化、高効率化等の研究開発を推進する。同様に原子力についても、過酷事故対策を含めた軽水炉の安全性向上に資する技術や信頼性や効率性を高める技術等の開発、放射性廃棄物の減容化、有害度低減や安定した放射性廃棄物の最終処分に必要となる技術開発等を進める。

また、我が国の排他的経済水域に豊富に賦存すると見られるメタンハイドレートの商業化の実現に向けた技術の整備、水素の製造から貯蔵、輸送及び利用にかかわる技術開発並びに高温ガス炉などの安全性の高度化に貢献する原子力技術の研究開発を推進する。また、ITER（国際熱核融合実験炉）などの核融合、宇宙太陽光発電システム等の革新的なエネルギーなどの中長期的な技術開発について必要な取組を行う。

第5節 食料等の安定供給と農林水産業の成長産業化

世界的な人口増加などによる食料需要の増大、気候変動による生産減少等、我が国の食料等の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクが顕在化しつつある。また、森林については、世界的には森林の減少・劣化が進行しており、地球温暖化の緩和を含

⁵ IGCCに加え、石炭ガスと蒸気から水素を生成して燃料電池による発電も行い、さらなる高効率化を図る複合発電方式

めた多様なニーズに対応していくことが求められている。このような状況の下、国民に対する食料等の安定供給の確保のためには、食品の安全確保、食育等の取組、農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的発展に向けた取組や、水産資源の適切な管理と水産業の構造改革に向けた取組により、国産農林水産物の消費拡大及び生産拡大を図ることが重要である。さらに、不測の事態に備え、様々なリスクに対する総合的な食料安全保障の確立を図る必要もある。また、戦後に植林した森林が利用期を迎えていることから、こうした豊富な森林資源の安定供給や循環利用を通じ、地球温暖化防止を含む森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を実現することが必要である。

(1) 食料の安定供給と食料安全保障の確立

食料の安定供給については、国内の農業生産などの増大を図ることを基本に、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせる。また、凶作、輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保する。

(食料自給率目標の達成と食料自給力指標の提示)

食料の安定供給の確保に当たり、我が国の人口減少や高齢化の進展に伴う摂取熱量の減少も踏まえた 2025 年度における総合食料自給率目標（供給熱量ベース）の 45%の達成を目指す。

このため、国産農林水産物の消費拡大の観点から、食品に対する消費者の信頼の確保、地産地消、食育の推進、日本の食・食文化である「和食」の発信等に取り組む。消費者ニーズに対応した国産農林水産物の生産拡大の観点から、優良農地の確保と農業の担い手への農地集積・集約化、担い手の育成・確保、農業の技術革新や食品産業事業者との連携による生産・供給体制の構築、水産資源管理の強化、漁港・漁場の総合的整備に取り組む。

また、現実の食料消費を踏まえた食料自給率に加えて、我が国農林水産業が有する潜在生産能力をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標として、食料自給力指標を提示し、我が国の食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促す。

(食料供給に係るリスクの分析・評価と対応)

食料の安定供給に関する様々なリスクに対処するため、恒常的な取組として、主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクごとの影響度合い、発生頻度、対

応の必要性等について分析・評価を行う。特に、海外からの輸入に依存している穀物などについては、輸入相手国との良好な関係の維持、強化等を通じて輸入の安定化や多角化を図るほか、不測の事態に備えた小麦や飼料作物の適正な備蓄水準を確保する。不測の事態の発生時には、備蓄の活用、代替輸入の確保、緊急増産等の対策を講じる。また、「世界の食料安全保障」への貢献を図る観点から、我が国からの海外農業投資を促進する。

一方、国民の食の安全に対する関心が高まる中、食品の安全を確保するため、国際的な枠組み（リスクアナリシス）によるリスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーションを行う。また、食品に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示情報の充実、適切な表示等の取組を推進する。

（２）農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展

農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展に当たっては、グローバルマーケットの戦略的な開拓などの「需要のフロンティアの拡大」、生産、加工及び流通を通じた新たな価値の創造による需要の開拓などの「生産から消費までのバリューチェーンの構築」、農業の担い手の育成・確保と経営所得安定対策などの「生産現場の強化」の取組を実施する。これにより、農業所得及び農村地域の関連所得の増大を図る。

（グローバルマーケットの戦略的な開拓）

今後成長が見込まれる世界の食関連市場の獲得に向けて、国を挙げた取組により、日本の農林水産物及び食品の輸出や食品産業のグローバル展開を促進する。輸出先となる国等から求められる食品の安全管理手法の確立、イスラム法に則った方法で処理・加工等された食品としてハラールなどの認証取得を促進するとともに、物流面では輸送時の荷痛みが少なく鮮度が保持される高品質な輸送の普及を促進することや集約化による効率の良い輸送を促進するなど、輸出環境の整備を図るほか、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の海外展開を戦略的に推進する。また、高品質な農産物・食品づくりを推進し、そのブランド化などを進めるとともに、知的財産を戦略的に創造・活用・保護する取組を推進する。

（生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創造による需要の開拓）

農業者が食品産業事業者、他の農業者等とも積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進し、農産物、食品等の生産・加工・流通過程において価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを

通じた新たな価値の創造を促進する。なお、6次産業化などの促進に当たっては、農林漁業成長産業化ファンドなどの支援策の活用を積極的に推進するとともに、農業と観光の連携、バイオマスの利活用、再生可能エネルギーの生産、医福食農連携（医療・福祉分野と食料・農業分野との連携）等、地域の多様な資源の活用を図る。

また、食品産業事業者については、食品流通の各段階における効率化や機能の高度化に加え、新たな市場の創出に向け、医福食農連携による介護食品や食を通じた健康管理支援サービスの分野への参入を促す。

（コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等の推進）

高齢化、労働力不足が進む中で、コスト削減や高付加価値化を図るため、生産段階においては、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化、ICTやロボット技術を活用したスマート農業の実現等の取組や、次世代施設園芸拠点の整備を推進する。また、流通段階においては、農産物の鮮度保持技術や食品の付加価値を高める加工技術の開発などを推進する。

（農業の担い手の育成・確保と経営所得安定対策の推進）

農業の担い手の育成・確保に当たっては、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向け、認定農業者、認定新規就農者、集落営農に対し、重点的に経営発展に向けた支援を実施する。その際、効率的かつ安定的な農業経営に向けてメリットが多い農業経営の法人化とともに、雇用労働力、農業機械等の経営資源の有効活用、価格変動や自然災害による経営リスクの分散等を図るため、経営の多角化や複合化を推進する。

また、将来に向けて世代間バランスのとれた農業就業構造を実現するためには、青年層の農業就業者を増加させていくことが必要であることから、就農の準備、所得の確保、農業法人などが実施する新規就農者に対する実践研修等を支援するなど、農業の内外からの青年層の新規就農を促進する。加えて、企業の農業参入を促進し、農業界と産業界の連携による地域農業の発展を図る。さらに、女性農業者は地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っていることから、女性農業者が一層活躍できる環境整備を推進する。

担い手に対する経営所得安定対策については、認定農業者、認定新規就農者、集落営農を対象として、諸外国との生産条件の格差から生じる不利がある畑作物を生産する農業者に対する格差是正の措置、国民への熱量供給を図る上で特に重要なものなどで収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要がある農産物を生産する農業者に対する

影響緩和の措置を安定的に実施する。

（需要構造等の変化に対応した農産物の生産・供給体制の改革）

高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等が進む中で、加工・業務用需要の増加など需要構造などの大きな変化に対応した農産物の生産・供給体制の改革が必要である。このため、米政策改革の着実な推進により需要に応じた米の生産を推進するとともに、食料自給率や食料自給力の維持向上に資する飼料用などの戦略的作物の生産拡大を推進する。また、園芸作物などの供給力の強化を図るため、野菜については、専用品種の開発、導入等による加工・業務用ニーズに対応した生産を推進し、果樹については、産地戦略に基づく優良品目・品種の導入の加速化、加工原料の安定的な生産供給体制の構築等による生産・加工・流通の構造改革などを進める。需要拡大が見込まれる有機農産物については、有機JAS認証の取得などを推進するとともに、生産拡大を推進する。薬用作物については、契約栽培の取組を推進するとともに、栽培技術の確立などを推進する。

（力強い農業を支える農業生産基盤の整備・保全）

農地や農業用水は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であることから、担い手への農地集積・集約化、生産コストの削減、地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営の実現に資する農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進する。また、農業用水を農地に運ぶ農業水利施設については老朽化が進行しており、将来にわたって施設の機能を安定的に発揮させるため、施設の点検、機能診断、計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図る。

（多面的機能を維持・発揮する農業生産の推進等）

食料等の供給だけでなく、国土の保全、自然環境の保全等の農業や農村の多面的機能を維持・発揮させるため、中山間地域等での農業生産活動の継続及び自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する。具体的には、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、農業生産活動の維持により多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正するための施策を引き続き実施する。また、農業の自然循環機能の維持・増進の観点から、化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い環境保全型の営農活動を支援する。

一方、都市及びその周辺の地域においては、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、災害時の防災空間の確保、やすらぎや農作業体験の場の提供等の都市農業の持つ多様な

機能が発揮され、都市住民がその恵みを享受できるよう、都市農業の振興を図る。

（農山漁村における鳥獣被害への対応）

野生鳥獣の増加による農林水産業や生活環境への被害が深刻化、広域化していることから、都市の人材の活用も含めた捕獲従事者の育成・確保や、ICT等を用いた効果的かつ効率的な新技術の開発・普及等捕獲活動を強化する取組を推進する。また、捕獲した鳥獣の食肉利用など地域資源としての有効活用を推進する。

（３）林業の成長産業化の実現

戦後に植林した森林が本格的な利用期となっていることから、新たな木材需要の創出、国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全により豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を実現する。また、林業の成長産業化を通じ、人口減少が進展する山村地域等に産業と雇用を生み出し、地方創生を実現する。

（新たな木材需要の創出）

都市部等における中大規模建築物の木造化等を推進し、木材需要の創出を図ることは、林業の成長産業化や地方創生の実現に寄与する。

このため、CLT（直交集成板）を用いた建築物の一般的な設計法の確立や国産材CLTの生産体制の構築に加え、CLTなど先導的な技術の実証による施工ノウハウの確立、耐火部材の開発・普及等の取組を総合的に推進する。加えて、木材を利用した建築物に携わる設計者などの担い手の育成を行う。

公共建築物などの木造化や内装木質化については、専門家の派遣など設計段階からの技術支援などを行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も視野に入れ、多数の利用者等への普及啓発効果が高い施設への木材の利用促進に努める。

また、地域における木造住宅生産体制を強化し、地域材の利用を促進するため、各地域における森林所有者から製材、合板等の工場、工務店等までの連携による家づくりを推進する。

木質バイオマスについては、木質バイオマス発電施設への安定的かつ効率的な供給に向けた取組を行うほか、地域密着型の小規模発電、熱利用等を推進するため、関連施設の整備等を行う。

さらに、国際的な木材取引においては、森林認証材が標準となりつつあることから、

我が国における森林認証の取得促進に向けた取組を推進するほか、丸太のみならず付加価値の高い製材品等木材製品の輸出を促進する。また、合法木材の使用を徹底するなど違法伐採対策の取組を進める。

（国産材の安定供給体制の構築等）

国際競争力のある国産材の安定的かつ効率的な供給体制を構築するためには、木材生産及び造林作業の飛躍的な生産性の向上が必要であることから、施業集約化の加速化や、地域に応じた路網⁶整備を行うとともに、伐採と地拵え⁷の一体化による低コスト造林技術などの導入促進や急傾斜地等での集材における低コストで効率的な作業システムの確立を行う。これらの実施に当たっては、土壌保全等に配慮する。

また、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。

さらに、ICT技術の活用による森林資源の把握や生産・流通システムの構築、住宅メーカーなどの需要に対応した木材の加工や流通施設の整備、民有林材と国有林材の協調出荷等を推進する。

これらの取組の着実な実施には人材の育成が必要であることから、市町村、森林所有者等への指導等を実施するフォレスターの育成や、森林所有者に対し施業集約化の提案を行う森林施業プランナーの実践力向上及び森林作業道作設オペレーターなどの現場技能者の育成を強化する。

加えて、森林の多面的機能の維持・向上のため、適切な整備及び保全を進めるとともに、森林資源の循環利用を進める上で必要な再造林を効率的かつ確実に実施するため、コンテナ苗の利用などの低コスト化技術の確立と普及に努める。

（４）水産資源の適切な管理と水産業の構造改革

水産物は食料供給源として世界的に需要が高まっているが、水産資源量には限りがあることから、水産業の持続的発展のためには、水産資源の適切な管理とともに、各浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた「浜の活力再生プラン」の策定や水産物の加工・流通・輸出の取組による水産業の構造改革が必要である。

⁶ 森林内にある公道、林道及び森林作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。

⁷ 苗木を植栽する前に、雑草やかん木、伐採した木の枝などを片付けて整地する作業。

（水産資源の管理の強化）

近年、我が国周辺海域の水産資源は、全体としては概ね安定的に推移しているが、低位水準にある魚種が4割を超えており、水産資源の管理の強化を図る必要がある。このため、漁業権漁業⁸、許可漁業⁹、TAC（漁獲可能量）制度¹⁰、TAE（漁獲努力可能量）制度¹¹による公的な資源管理と資源管理計画に基づく漁業者による自主的資源管理の取組により、漁業活動を適切な水準に管理する。あわせて、違法操業の取締の強化などにより水産資源の回復及び管理を図る。また、環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立を図り、長期的に漁獲を安定させ、増大させる。

（水産物の加工・流通・輸出の取組の強化）

顧客ニーズへの適合を優先した商品づくりのため、販売ニーズや産地情報の共有化、学校、病院、介護施設などの個別のニーズの的確な把握とともに、「ファストフィッシュ¹²」商品の選定など水産物の消費拡大に取り組み、漁業者などによる加工及び販売、他産業と連携した付加価値の高い新商品の開発、販路拡大の取組等の6次産業化を推進するほか、生産コストの縮減、鮮度保持対策及び衛生管理対策に重点的に取り組む水産物の流通拠点となる漁港への対策の重点化を図り、水産物の生産から陸揚げ、流通・加工までの一貫した供給システムの構築を推進する。

また、「国別・品目別輸出戦略」に沿った輸出促進に向けた取組、輸出先国が求める衛生管理に対応するための水産加工場等のHACCP¹³認定の加速化及び高度衛生管理型漁港整備を推進する。

⁸ 沿岸の定着性の高い資源を対象とし、都道府県知事が漁場の区域、対象魚種、漁法等を特定し漁業協同組合等に漁業権を免許する漁業。

⁹ 主に移動範囲が広い魚種を対象とし、1隻当たりの漁獲量が多い沖合・遠洋漁業等について、農林水産大臣又は都道府県知事の許可制度により、漁船の隻数や総トン数の制限（投入量規制）、操業期間・区域や漁法の制限（技術的規制）等が行われる漁業。

¹⁰ 魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度。

¹¹ 資源状態が悪化している漁業資源を早急に回復するために資源回復計画の対象となる魚種について、対象となる漁業と海域を定めた上であらかじめ漁獲努力量の上限を「漁獲努力可能量」として定め、その範囲内に漁獲努力量を収めるように対象漁業を管理する制度。

¹² Fast Fish（ファストフィッシュ）とは手軽・気軽においしく水産物を食べることに及びそれを可能にする商品や食べ方のこと。

¹³ 食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染などの危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

（「浜の活力再生プラン」による構造改革）

漁村及び地域漁業の活性化のためには、地域の実情に応じた方策が必要であることから、浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成及び実現を推進する。

水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の維持及び向上並びに漁港及び漁村の防災・減災対策の強化により、機能的で災害に強い安全な漁港・漁村づくりを推進する。また、意欲ある漁業者の育成・確保を図るため、収益性の高い新しい操業・生産体制への転換を通じた漁業構造改革を推進する。また、計画的に資源管理、漁場改善に取り組む漁業者を対象にした収入安定対策と燃油等の価格高騰対策を組み合わせた対策を着実に実施する。

これに加え、海の恵みを観光などにも多面的に活用する取組を展開し、漁村地域の活性化を図る。特に、条件が不利な離島漁業については、種苗の放流、漁場監視その他の漁場生産力を向上させる取組、流通体制の改善その他の創意工夫を活かした取組を行う離島の漁業集落に対する支援等を行う。

第3章 文化及び観光に関する基本的な施策

我が国には、長い歴史に培われてきた風土があり、またそれを背景として育まれた地域固有の多様な文化が存在する。歴史的な建造物、伝統的な街並みなどの景観、伝統芸能、祭り、伝統工芸等の蓄積が美しい国土を形成しており、これらを維持、継承、発展させることはもとより、日本人自身がその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を強化していく必要がある。

これらの文化は、魅力ある観光資源となり、あるいは独自の地域産品を生むなど地域の活性化に資する資源にもなる。また、教育、福祉、まちづくり、観光等、幅広い分野への波及効果を視野に入れた施策の展開がより一層求められている。

人口減少、高齢化等により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されるなど、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっており、文化芸術が生み出す社会への波及効果を、こうした諸課題の改善や解決につなげることも求められている。

このような状況の中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、我が国の文化の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果によって諸課題を解決していくまたとない機会である。この機会を捕まえて、さらなる文化芸術の振興や、地域資源を活用した観光振興などにより国内外各層の対流を促進し、地域の活性化につなげていくことが重要である。

観光の振興が進むことで国内外から多くの人々が地域を訪問すれば、地域独自の文化の発信につながるとともに、観光による対流の増大は新しい文化芸術の創造をもたらす。このように、文化と観光は相互に密接に関連するものであり、その相乗効果により、個性ある地域の発展が期待される。

このため、文化及び観光に関する基本的な施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①文化が育む豊かで活力ある地域社会
- ②観光振興による地域の活性化

第1節 文化が育む豊かで活力ある地域社会

我が国に暮らす人々の日々の営みの中で育まれてきた文化は、住民の地域への誇りや愛着を深めるとともに、地域の個性の基礎となって地域社会の連帯感を強め、郷土愛を生み出している。また、文化は、経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉ともなっている。

東日本大震災は、文化芸術の果たす役割の重要性を改めて認識する機会となった。人々に精神的な豊かさや感動を与え、人々のコミュニケーションを活発化し、生きる勇気と

喜びをもたらす普遍的な力を持つ文化の力が今後一層重要となる。

(1) 個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等

地域に存在する有形・無形文化財、民俗文化財、記念物等の文化財や文化遺産は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるほか、貴重な地域資源として地域の活性化にも資するものであり、その適切な保存、継承、創造、活用等を図る。

文化の保存、継承、創造には継続した取組とともに投資が必要である。その一定の部分は公的部門によって担われる必要があるが、それだけでは不十分であり、文化に関心のある多様な主体によって、資金面を含め、継続して支える仕組みが必要である。

(「日本遺産」の認定等文化財の整備・活用による地域活性化)

人口減少が進展する中で、地域独自の文化芸術や、歴史的な建造物、伝統的な街並み等の景観等を地域資源として戦略的に活用することで、地域の特色に応じた優れた取組を展開して対流や移住者の増加につなげていく必要がある。具体的には、地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用するなど、地域のブランド化を進め、国内外に戦略的に発信するほか、伝統的建造物群保存地区制度などの活用、歴史的風土保存区域の指定等による歴史的施設・風土の保存、歴史的風致維持向上計画の認定による歴史的風致の維持・向上を通じた魅力的な地域づくり等、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、地方創生の実現を図る。

(「文化芸術創造都市」の振興等文化芸術による地域活性化)

産業構造の変化により都市の空洞化や荒廃が問題となる中、欧州などでは、文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興や地域活性化の取組が、行政、芸術家及び文化団体、企業、大学、住民等の連携の下に進められてきた。文化芸術の持つ創造性を地域活性化、観光・産業振興等に領域横断的に活用して地域課題の解決に取り組む地方公共団体を「文化芸術創造都市」と位置付け、表彰、国内ネットワークの構築等を通じ支援する。具体的な目標として、2013年に文化芸術創造都市に関するネットワークや情報発信、世界との交流拠点に関する機能強化を目指す組織として創設された「創造都市ネットワーク日本」への自治体の加盟数を、現在の32自治体から2020年までに約170自治体（全自治体の約1割）とすることを目指す。

地域の出身者にちなんだ文化芸術、文芸、漫画等のミュージアム、屋外展示等の整備

や、空港の名称変更などの公共施設などとの連携による情報発信は、地域への誇りと愛着の醸成に資するほか、地域の貴重な観光資源となっていることから、各地域の創意工夫による取組を促進する。

（和食文化の普及）

地域の伝統的な食文化について、早い段階からの関心と理解を深めるべく、学校給食に郷土料理や地元食材の導入を促す。我が国の様々な伝統的な和食文化は、味、美しさ、栄養バランス等に優れ、国際的にも高い関心を集め、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことから、国内外における和食文化の普及及び拡大に係る取組や、国産農林水産物や食品の消費拡大に向けた取組を推進する。

和食文化の普及と同時に、和食文化の質の維持も重要である。地域と密接に結び付いた食品などの品質を保持するための仕組みを、生産者をはじめ地域の関係者が主体的に構築するなどの取組も必要である。

（2）文化芸術やスポーツ活動への参加機会等の充実

地域住民は、地域文化の本来的な担い手であり、その文化芸術活動への主体的な参加によって、地域における文化力の向上とともに、充実感を持った生活の実現も図られる。このため、伝統的な行事や祭りのほか、地域に根ざした文化芸術団体の活動など、地域で身近に存在する文化資源の価値を再発見し、地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。また、地域住民が質の高い文化芸術に対して鑑賞、参加、創造する機会の拡充を図る。

学校や地域における活発なスポーツ活動や地域に密着したプロスポーツチームの活躍は、地域住民に、活力や地域への誇りと愛着をもたらすものである。特に、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したことから、スポーツへの関心の高まりは顕著であり、実際にプレーする以外にも、観戦、運営ボランティア等、様々な形態でのスポーツへの参加を促し、地域スポーツ文化の振興を図る。さらに、オリンピック憲章に規定されている「文化プログラム」を、国、文化芸術創造都市を始めとした地方公共団体、民間団体等とともに、全国において実施又は支援することを目指す。

このような取組を通じ、文化芸術に対する鑑賞活動を行う国民の割合を2009年の62.8%から、2020年までに約8割とすることを目指すほか、文化芸術活動を自ら行う国民の割合を、2009年の23.7%から2020年までに約4割とすることを目指す。

(3) 世代・地域を越えた異文化間の対流

異なる文化の対流は、人々の相互理解に資するだけでなく、異文化の融合により新しい文化を創造する。国内各地域間の対流を促進するとともに、積極的な国際文化交流を推進する。伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術の積極的な海外発信や国際的な対流の推進は、我が国に対するイメージの向上や、諸外国との友好関係の進展にもつながるものである。

地域文化や文化芸術の継承者となり得る子ども世代を対象に、学校や企業との連携等により文化芸術活動に参加し、体験する機会を充実するほか、高齢者との交流機会を増やして地域の伝統文化を伝承することなどにより、将来の担い手の確保を図る。

(4) 地域の文化芸術活動を支える環境整備

文化芸術は、成熟社会における成長の源泉、地域への愛着の深化、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益を有する公共財である。また、文化芸術は、子ども・若者や高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有している。

しかしながら、文化芸術は、その性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在していることから、公的部門を含めた様々な主体による支援体制づくりが不可欠である。

このような状況の下、CSR（企業の社会的責任）への認識が高まる中で、企業が自らの理念を持って独自の支援を行うなどの動きの継続・拡充を図ることや、クラウドファンディングなどの手法を活用することにより、公的支援だけでは手の届かない地域の文化芸術活動を支える環境が整備され、地域独自の文化芸術活動を様々な主体が支える環境づくりにつながる。

また、大学、民間企業、報道機関等を含む関係機関の連携と協働により、地域文化を振興するとともに、文化芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用し、地域の活性化を図る取組を促進する。

具体的には、文化芸術活動の拠点である文化施設（文化会館、美術館・博物館、図書館等）について、複数の施設が相互に連携したネットワーク化を推進する。また、余裕教室や廃校施設、廃工場等の遊休施設も含めた様々な空間を、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習の場として有効活用を図る。これらの文化施設において、民間の資金、能力やノウハウを活かした、より柔軟な運営によって優れた文化芸術活動が行われるように必要な支援を行う。

また、都市と農山漁村の対流の推進の視点も踏まえつつ、地域の歴史などに根ざした

個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活及び生業に関連して形成された文化的景観の保存と活用を図る。

(5) 新しい日本文化の創造・発信

近年海外で高い評価を得ている我が国の映画、音楽、ゲーム、マンガ、アニメ等のエンターテインメント・コンテンツは、「クールジャパン」という言葉で語られるように、我が国の文化力の発信によるソフトパワーの強化に貢献するだけでなく、関連産業への波及効果や観光資源としての価値も大きいことから、日本の魅力ある商品及びサービスの海外需要開拓のための取組を進める。具体的には、地域経済活性化の観点から、関係機関等と連携し、特に地方が主体となって海外に向けて日本の魅力を伝えるコンテンツの制作や継続的に発信する取組を実施するとともに、クールジャパン機構などを積極的に活用し、我が国の魅力を効果的・戦略的に発信する。

通信環境の整備や、ソーシャルネットワークなどの新たなコミュニケーションツールの発達などのICTの発展は、国境を越えた対流を活性化するほか、情報の受発信を容易するなど、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献する一方で、違法配信などによる著作権の侵害の深刻化といった新たな課題も生じている。こうした課題を克服し、優れたコンテンツを豊富に生み出し、有効活用するため、クリエイターが適切な報酬を得られるための環境整備、人材育成、コンテンツに関する研究開発等を促進する。

地域資源や地場産品の魅力を高めるためには、機能面での向上だけでなく、人間の感性を重視した新しい価値を提示することが有効であるが、この新しい価値の創造には文化が重要な役割を担うことが期待できる。地域が育んだ文化を深く理解し、新しい価値の創造につなげることができる人材育成を進めるなど、文化を産業面で活かす視点も重要である。

第2節 観光振興による地域の活性化

(1) 国際競争力のある魅力的な観光地づくり

観光は地域の活性化に資するものであることを踏まえ、国内各地や海外からの多くの観光客に全国各地を訪問してもらえよう、官民が連携して魅力的な観光地を形成するとともに、受入環境を整備していくことが重要である。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に訪日外国人旅行者を全国に呼び込むとともに、その後も各地域を訪問してもらえるような取組が必要である。

このため、地域の住民、NPO、行政が一体となって地域に根付く伝統文化、文化遺

産、歴史、自然、景観、産業遺産・施設、スポーツ、新しい日本文化などの地域資源を発掘・活用し、国内外へ積極的に発信する。また、観光地域の魅力を高めるため、看板、地図及びナビゲーションの多言語対応、無料公衆無線LANなどの通信環境の整備、公共交通、公共施設やまちづくりでのバリアフリー化、無電柱化、買い物環境、決済環境、ムスリム旅行者のための食事や礼拝環境の改善等を進める。さらに、個々の地域のみならず、複数の地域間で連携を強化し、情報発信力を高めることにより、ストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域観光ルートを開発・提供し、各地域の観光資源を「日本ブランド」として海外へ積極的に発信する。

また、観光地へのアクセスや観光地間の対流を支える交通基盤の整備も重要であり、首都圏空港などの機能強化を図るとともに、空港及び港湾や観光地域を結ぶ鉄道ネットワーク・道路ネットワークの強化、交通系ICカードの利用エリア拡大などによる二次交通などの利便性向上を図る。

さらに、訪日外国人旅行者の受入環境整備のため、空港及び港湾における出入国審査の円滑化並びに検疫所及び税関の体制強化を進める。訪日外国人の95%が利用する空港においては、空港の利用者増加に向けた施設の機能強化、航空企業のコスト競争力向上、LCCの就航促進、ビジネスジェット就航促進等を図るとともに、高速バスの活用などにより低廉で利便性の高い空港アクセスを確保する。また、クルーズ船で入国する訪日外国人旅行者数100万人の目標の達成やこれによる地域の活性化を図るため、クルーズ船社への情報発信機能の強化、クルーズ船社との商談会などの開催等を推進するとともに、貨物ふ頭などの既存ストックの有効活用、外航クルーズ船に多様なサービスを提供する場としての「みなとオアシス」の活用、クルーズふ頭における免税店の展開等、クルーズ船の受入環境の改善を進める。さらに、訪日外国人旅行者が自ら荷物を運ぶことなく、手ぶらで観光できるよう、宅配運送サービスの充実、そのサービス拠点を明示するための共通ロゴマークを活用した周知等を図る。また、高速バスについて、訪日外国人旅行者向けの利用情報等の提供の充実やサービス向上の取組を推進するとともに、道の駅との連携促進等により、高速バスネットワークの拡充を図る。

加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、事前キャンプの誘致などにより外国人が全国各地を訪問するための取組を行うとともに、「ホストシティ・タウン構想」により全国の地方公共団体と参加国・地域の人的・経済的・文化的な相互交流などを図り、2020年以降も多様な国・地域からの観光客を誘致するための取組を行う。

(2) 新たな観光スタイルの創出と人材育成

国内観光需要の拡大を図るため、一年に一度も旅行に行かない、いわゆるゼロ回層への対策を強化するとともに、若者旅行や定年退職者による旅行を促進する。さらに、顕在化していない国内の観光需要を掘り起こし、対流の拡大による地域経済の活性化を図るため、柔軟に休暇を取得できる環境づくりに向けた休暇改革を推進する。

今後、多様な国・地域から幅広い年齢層の外国人による多様な滞在ニーズに対応するため、外国人長期滞在の促進や新たな観光スタイルの情報発信を進める。

このため、外国人富裕層を対象に、観光目的による滞在期間を最長1年とするための制度構築を行うとともに、ビザ要件の戦略的緩和を行うことにより、成長著しい東アジアを中心に増加する富裕層の需要を取り込む。

また、冬期期間のスノーリゾートの活用、医療との連携並びに体験学習等の多様化及び高付加価値化を推進するとともに、海外における認知度の向上を進める。

さらに、若者の相互理解にも貢献する海外からの教育旅行（修学旅行）の受入れを促進する。企業が教育活動の一環として行う従業員の研修旅行、販売店を対象とした招待旅行等の海外からの企業報奨旅行（インセンティブツアー）についても、誘致のためのキーパーソンの招請などを積極的に進めることにより促進する。

魅力ある観光地づくりの企画及び情報発信を行う観光関係人材の育成を図るため、専門学校、大学、大学院等の教育機関との連携を図る。

(3) 対流の拡大を通じた文化力の向上

国際会議、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市等の誘致は、訪日外国人旅行者数の増加を図る上で大きな効果が期待されるとともに、世界レベルの知見や動向、国際水準の技芸や学術、様々な文化に接する機会の増大、対流を通じた地域の活性化等にも資する。このことから、これまでの学会会議を中心とした国際会議の誘致に向けた取組に加え、企業が主体となる国際会議、イベント、展示会、企業報奨旅行等の誘致に向けた取組を拡大し、国際的な対流を促すことにより、各地域の文化芸術の魅力を発信し、日本文化への理解を深める。

このため、二国間対話やAPEC（アジア太平洋経済協力）などの多国間会合、さらには世界観光機関を始めとする国際機関への協力等を通じ、国際観光交流を推進する。

また、主要分野の学会や協会に対して強い影響力を有し、当該分野の国際的なネットワークを有するMICEアンバサダーによる誘致活動を促進する。

第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する基本的な施策

グローバル化の進展やアジア諸国の急成長の中で我が国の成長力を高めるためには、我が国の企業やヒトが海外とつながり、海外の企業やヒトがもたらす成長力を取り込む必要がある。

また、多様な個性を持つ地域が自立的に発展する国土の実現に当たっては、地域と地域がこれまでも増して緊密な連携と競争を繰り広げる一方で、東アジア諸地域との直接的な対流を通じてその成長のダイナミズムを取り込むことによって、地域が有する固有の資源、蓄積、魅力等を活かしつつ活力と多様性に満ち安定した成長を達成していくことが必要である。このため、地域が他の地域や近隣の東アジア諸地域と直接結ばれる陸海空の横断的な視点に立った交通体系の構築や情報通信体系の構築を総合的に進め、全国の基幹的なネットワークの機能を確保することが求められている。

一方で、小さな拠点、コンパクトシティ、経済・生活圏の形成のためには、交通ネットワーク、情報通信ネットワーク等の維持、向上が不可欠である。

このため、各交通機関がそれぞれの特性に応じて役割分担し、有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成するため、ハード・ソフト一体での取組を推進する。さらに、長期的な構想も展望しつつ、交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①総合的な交通体系の構築
- ②情報通信体系の構築
- ③エネルギーインフラの充実

第1節 総合的な交通体系の構築

交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、活発な地域間交流・国際交流や円滑な物流を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るための社会的な基盤である。交通がその機能を十全に発揮するためには、道路・鉄道・港湾・空港等がそれぞれの特性に応じて役割分担し、有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。

なお、その際は、交通施設の大規模災害等への備えを万全なものとすることや交通を担う人材を確保・育成することなど交通の安心・安全の確保も重要である。

(1) 国際交通拠点の競争力強化

グローバル化がますます進展する中で日本の存在感を高めていくためには、東アジアと世界を結ぶ国際ゲートウェイ機能や東アジアにおける我が国の交通ネットワークの拠

点機能を有する、総合的かつ重層的な国際交通体系を構築する必要がある。

我が国のみならず東アジア諸地域でもその機能が共有される世界規模でのヒトやモノの流れの拠点形成に向けて、ゲートウェイ機能の強化、都市圏間的高速交通ネットワークの充実、強化等により、国際競争力のある都市圏形成のための交通体系を構築する。

（拠点空港の機能強化に向けた取組）

経済のグローバル化の進展により、国境をまたぐ投資やビジネスの往来が活発化し、アジアを始めとする海外諸国が急成長を遂げている。特に、中国、ASEAN諸国等では、国民所得の増加により海外に旅行する中間層が増大すると見込まれている。このため、増大する世界の航空需要を取り込もうと、航空企業間や拠点空港間で国際競争が激化している。一方、我が国の航空企業や空港は、諸外国・地域と比べ、路線ネットワークの規模だけでなく、旅客数、運賃、コスト等の水準で優位にあるといえず、改善が急務である。

このため、我が国の国際航空ネットワークを充実させ、国内外の需要を広く取り込むとともに、東アジア、中でもASEAN諸国と我が国を結ぶネットワークの形成を促進し、アジアー北米間を始めとした国際・国際間乗継需要の積極的な取込みを進めるため、空港処理能力の確保、ネットワークの充実化に向けた方策を推進する。

具体的には、首都圏空港においては、東京国際空港において飛行経路の見直し等により空港処理能力の拡大を図るとともに、国際・国内の乗継ぎ利便性の向上に向けた取組を推進する。また、成田国際空港については、高速離脱誘導路の整備等により国際線のピーク時間帯を中心に空港容量の拡大を図り、アジアー北米等国际・国際間乗継需要の取り込みや国際航空ネットワークの拡充を推進する。

関西国際空港及び大阪国際空港については、民間事業者の柔軟な創意工夫による空港ビジネスの展開を可能とするコンセッションを実現し、関西の航空輸送需要の拡大等を図る。

中部国際空港においては、将来の完全24時間化という課題を見据え、空港機能の充実を始めとする空港活性化の取組を推進する。

那覇空港及び福岡空港については滑走路増設等を推進するとともに、新千歳空港については遅延解消や混雑緩和のため、ILS（計器着陸装置）の双方向化等を実施するなど、地域の拠点空港等の機能強化を図る。

また、LCC専用ターミナルの整備などを通じたLCCの参入促進、オープンスカイの拡大及び着陸料などのコスト低減によるコスト競争力の向上を図る。

さらに、空港・航空サービスの安全の確保を図るため、定時性及び効率性に配慮しな

がら、搭乗旅客及び機内持ち込み手荷物検査、航空貨物検査等の適切な実施を確保する。空港制限区域内への不法侵入や不法妨害行為を防止するための施設整備を行う。

なお、国管理空港等において、民間能力の活用や航空系事業と非航空系事業の一体的経営を通じた空港経営改革を推進する。

(グローバルな物流拠点の形成に向けた取組)

生産活動の国際化にともない、輸送コストの削減、在庫損失が発生する危険性の回避等の物流効率化が企業競争力を左右することとなるため、アジアの生産ネットワークの中で事業活動を繰り広げる我が国企業においても、調達、生産、販売等を総合的に管理し最適化を図るSCM（サプライチェーンマネジメント）の構築が必要不可欠となっている。このようなSCMを支えるため地球規模でのターミナル事業展開を行う海外の物流事業者は、最新のICTを活かした流通・在庫管理、流通加工等の高度な物流機能（ロジスティクス機能）を競って強化するとともに、世界の主要港湾間や主要空港間のネットワーク化を進め取扱貨物のシェア拡大を進めている。

国際コンテナ戦略港湾においては、基幹航路で輸送されるコンテナ貨物を広域から集貨する取組を進める。このために、国際フィーダー輸送や鉄道フィーダー輸送の強化などの多様な国内輸送ネットワークの充実など、抜本的かつ強力な集貨を促進する。また、国際コンテナ戦略港湾背後における貨物需要を創出するため、流通加工機能を備えた物流施設のふ頭近傍への誘致・集積により、ロジスティクス・ハブ機能の強化を図る。また、コンテナ船の大型化に対応した大水深の岸壁を整備し、港湾運営会社へ直接貸し付けることなどにより港湾コストの大幅な低減を図る。さらに、港湾運営会社に対する国からの出資により、国、港湾管理者及び民間の協働体制を構築することで、国際コンテナ戦略港湾への全国からの貨物集約や国際的なポートセールス活動を強力に進める。これらの施策により、我が国と北米・欧州とを結ぶ基幹航路の維持・拡大を図り、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに資する多方面かつ多頻度の直航サービスの充実を図る。

穀物、鉄鉱石及び石炭については、国際バルク戦略港湾を核とした安定的かつ効率的な海上輸送網を形成するため、穀物にあってはパナマ運河の拡張も見据えつつパナマックス級以上の船舶¹⁴が、石炭にあってはケープサイズ級の船舶¹⁵が、鉄鉱石にあってはVLOC級の船舶¹⁶が、それぞれ入港することが可能となるよう港湾機能の拠点的な確保に

¹⁴ 船型 6～7万 DWT（Dead Weight Tonnage）程度の船舶

¹⁵ 船型 10～20万 DWT程度の船舶

¹⁶ 船型 30万 DWT程度の船舶

取り組むとともに、民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立、船舶の運航効率改善のための制限の緩和及び港湾間や企業間の連携の促進に取り組む。また、エネルギー輸送ルートの多様化に対応した海上輸送体制の確立を進める。

地域の産業・生産基盤を担い、国民生活の安定を支える港湾の整備及び拡充を通じて、産業物流のコスト低減及びサービス水準の向上を図り、地域活性化や企業立地の促進につなげる。また、相互に補完性の高い港湾サービスの提供に向けて港湾の広域的な連携を促進するほか、外貿岸壁や内貿岸壁の一体運用、港湾と鉄道貨物駅のアクセス強化等によって国際輸送と国内輸送のシームレス化を推進する。

国際航空貨物についても、豊富な北米との旅客便ネットワークを活かしたアジア-北米間を始めとする国際トランジット貨物や生鮮品輸送を積極的に取り込むことに加え、地域の成長産業の重点的な育成や振興を支えるための航空物流機能の強化を図る。

なお、迅速で円滑かつ低廉な物流システムが十分にその機能を発揮できるよう、港湾及び空港の機能強化だけでなく、国際物流に対応した高規格幹線道路などの道路ネットワークの強化や、首都圏の高速道路における新たな料金体系の導入などによる既存高速ネットワークの効率的活用及び機能強化を推進する。

(2) 東アジアとの対流の促進

東アジアの成長を取り込み、我が国経済の発展を図るため、我が国と東アジア諸地域との生産、貿易、交流等ネットワークの拠点形成に向けて、ゲートウェイ機能を強化するとともに、日本海・太平洋二面活用型国土の形成のための高速交通ネットワークの強化を図るなど、東アジアとの対流を促進するための交通体系を構築する。

また、東アジア諸地域の成長による観光やビジネスなどの需要増大に対応するとともに、国内の空港と東アジア諸地域との間が国内に準じた時間距離であることを活かすため、国内の各地域がアジアの近隣都市と航空ネットワークにより直接つながることができるよう、既存の空港施設を有効に活用しつつ、空港能力の向上、背後都市とのアクセスの利便性向上、バリアフリー化、税関・出入国管理・検疫（C I Q）等手続きの迅速化、多言語対応、公衆無線LAN環境の整備等のハード・ソフト両面にわたる空港利用環境の向上を図る。

東アジアとの国際物流においても定時性、速達性、輸送頻度等の点で国内物流と同水準のサービスが求められることから、地域において国際フェリー、RORO船等による高速海上輸送、航空貨物輸送等を駆使した複合一貫輸送サービスの利点を享受できるよう、物流需要を的確に見定めつつ、港湾及び空港の有効活用並びに道路、鉄道等のアクセス網の充実を通じたゲートウェイの形成を図る。あわせて、これら港湾及び空港と物

流拠点間を結ぶ幹線道路ネットワークの構築、鉄道貨物輸送力の増強等によって、国際貨物を迅速かつ円滑に処理できる陸海空の総合的な輸送ネットワークの構築を推進する。

その際、東アジアにおけるシームレスで効率的な物流を実現するため、パレット等物流機材の標準化、ASEAN諸国等へのNEAL-NET（北東アジア物流情報サービスネットワーク）の拡大、シャーシの相互通行の拡大等の取組を推進する。また、近年の我が国の対アジア貿易において、循環資源物流が増加していることから、国際循環資源取扱港湾の拠点化と循環資源の追跡可能性（トレーサビリティ）の向上による管理の適正化を図る。

（3）地域間の対流を促進する国土幹線交通体系の構築

道路、鉄道、港湾、空港等がそれぞれの特性に応じて役割分担し、有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する。

なお、交通基盤施設の耐震性強化、無電柱化の推進等を図るとともに、これらを有機的に結節することでネットワーク性を強化し、地域相互間の安定的で安全な対流を促進する。

（総合的な陸上交通網の形成）

国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間を連結するものとして14,000kmの高規格幹線道路網が構想された。

規格の高い道路ネットワークは、大都市圏及び拠点性の高い都市を結ぶ高速鉄道網とともに、基幹的な高速陸上交通網の役割を果たすことが期待される。

このため、地域・拠点の対流を支える道路ネットワークの強化、迅速かつ円滑な物流を実現する三大都市圏環状道路や空港・港湾へのアクセス道路、代替性確保のためのミッシングリンクの解消などに重点をおいてコスト削減を図りつつ効率的な整備を推進する。湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、長期的視点から取り組む。

地域間の対流を促進する幹線鉄道的高速化を一層推進する。整備新幹線については、2015年1月の「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党申合せ）」に基づき、2012年6月に着工した区間の着実な整備を進める。在来線については、軌間可変電車や電化・非電化の両方に対応できるハイブリッド型車両の開発などの新たな鉄道技術の動向を踏まえつつ、新幹線との直通運転化、新型車両の導入等により高速化を進め、新幹線と在来線が一体となった高速鉄道ネットワークを形成する。

リニア中央新幹線については、2011年5月に決定された整備計画に基づき、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による整備が着実に進められるよう、必要な連携及び協力

を行う。

環境負荷低減及び物流のより一層の効率化を図るため、鉄道、内航海運等の大量輸送モードへの転換を図るモーダルシフトを促進する。また、共同輸配送を支援するマッチングによる輸送の集約化などの幹線輸送の効率化、コンテナのラウンドユース（往復利用）、国際海上コンテナの内貨転用の取組等広域的な視点での物流システムの構築、物流効率化に資する物流施設の集約化や大規模で高度な物流施設の整備の促進等、荷主及び物流事業者の連携により物流の低炭素化に向けた取組を一層進めていく。加えて、宅配便における受取方法の多様化、パワーアシストスーツなど物流分野における最新技術の開発、普及等を促進する。

さらに、低床の鉄道コンテナ貨車を開発・調達し、従来鉄道で輸送できなかった輸送区間において海上背高コンテナを鉄道輸送する実証実験を推進するとともに、鉄道、船舶及び航空における低炭素化を促進するため、エコレールラインプロジェクト¹⁷の推進を図る。

（効率的な海上輸送網の形成）

CO₂の排出量が少ないなど環境への負荷が小さく、エネルギー効率の高い大量貨物輸送が可能な内航船の更なる利用促進を図るため、三大湾及び北部九州並びにその他の地方の拠点港湾をターミナルとして、太平洋、瀬戸内海、日本海等沿岸部の人口及び産業集積地を相互に連結するとともに、海峡部、島しょ部を連結する全国海上輸送網の安全性及び定時性の更なる向上を図る。特に、高速コンテナ船、フェリー及びRORO船¹⁸を活用し陸上交通網との円滑な接続が確保された複合一貫輸送網の拠点となる港湾については、船舶の大型化に対応した係留施設などの整備、防波堤の整備による静穏度の確保、幹線道路と接続する臨港道路の整備及び港湾背後地の物流拠点の機能の充実を図る。また、船舶における低炭素化を促進するため、スーパーエコシップ¹⁹の建造の推進を図る。

（国内航空輸送網の形成）

東京国際空港及び成田国際空港においては、航空交通システムの高度化を図るほか、乗継利便性の向上を図る。また、その他の空港においても、航空の定時性や安定性を確

¹⁷ 鉄道駅、運転司令所等に対する再生可能エネルギーの導入、エネルギーを効率的に使用するための省エネ設備の導入等、路線丸ごとの省電力化、低炭素化について計画的に取り組む鉄道事業者を支援することで、鉄道の省電力化、低炭素化技術の普及を促すプロジェクト。

¹⁸ ROLL-ON/ROLL-OFF船の略で、貨物をトラックトレーラに積載したまま、岸壁から船舶に積み込み、又は船舶から岸壁に積み卸す荷役が可能な船舶。

¹⁹ 物流効率化、環境負荷低減等に資する電気推進システムなどの新技術を採用した次世代の内航船。

保するための航空機就航率の向上、近隣都市とのアクセス機能の向上、空港のバリアフリーの推進等航空サービスの向上のための施策を推進する。あわせて、震災時における緊急物資・人員輸送や航空網を維持するため、空港施設の耐震性向上を図るとともに、保安体制の向上、適切な維持更新による機能維持等を推進する。

また、モデル的取組による実証調査を行うほか、拠点空港を経由した乗継利用の促進、小型機材に係る着陸料又は航行援助施設利用料の軽減措置等により地方航空ネットワークを維持する。加えて、航空における低炭素化を促進するため、エコエアポート²⁰の推進を図る。

(4) 地域交通体系の構築

異なる個性を持つ地域が主体的に連携し、多様で異質なヒト、モノ、カネ、情報の対流を促進するため、安全で円滑なモビリティの確保に向けた総合的な交通政策の取組を強化する必要がある。その際、交通に係る環境への負荷低減を図る観点から、公共交通機関の活用を図ることが重要である。中山間地域等においては、小さな拠点と居住地域を結ぶ公共交通機関を維持するとともに、地方都市においては、コンパクトシティ形成に向け、総合的な交通政策を戦略的に推進し、公共交通機関の活用などにより都市のアクセスの利便性向上を図る。さらに、経済や生活の拠点となる都市間を結ぶ幹線交通ネットワークを強化する。

高齢者などの移動制約者のモビリティ、医療機関へのアクセス確保等の生活機能維持のための交通ネットワークの充実・強化を図る。

(地域の活性化を支援する交通体系の整備)

地域が有する資源や魅力を活かし、他の地域との対流を促すことにより、生産、物流、観光等地域経済活動の広域的な展開につなげていくことが求められる。このため、これらの経済活動を先導する民間プロジェクトにあわせて、地域の港湾、空港、産業集積、地域観光資源等を相互に結ぶ規格の高い道路、高速鉄道その他の公共交通機関等の機能向上及び接続の円滑化によるネットワークの強化、物流拠点の整備を総合的に推進する。その際、都市への自動車の流入の抑制と幹線道路の隘路の解消や沿道環境の保全に向けて、三大都市圏環状道路や都市間を相互に結ぶ道路ネットワークの強化を推進するほか、高速道路の渋滞ボトルネック対策、バイパスの整備、環状道路の整備、主要な渋滞箇所における交差点改良、「開かずの踏切」等による渋滞の解消や踏切事故防止のための連続

²⁰ 空港及び空港周辺において、環境の保全及び良好な環境の創造を進める対策を実施している空港。

立体交差化等の対策を重点的に推進する。

また、国際標準コンテナを積載したトレーラーなどの貨物車交通の市街地への流入を回避するため、幹線道路ネットワークの構築や大型車誘導区間の追加指定、高規格幹線道路などのインターチェンジから港湾及び空港への迅速な接続を可能とするアクセス道路などの整備、交通結節点における大規模物流拠点の形成促進及び首都圏の高速道路における新たな料金体系の導入の実施を重点的に進める。

さらに、地域と一体となったコンパクトな拠点の形成、地域経済の活性化及び高規格幹線道路に隣接する主要施設へのアクセス性向上に資するスマートICの整備等を促進する。また、VICS（道路交通情報通信システム）による即時的な道路交通情報の提供など、ITSを用いた安全で効率的な移動の実現を推進する。このほか、自動走行システム、IMTS（軌道系システムとバスシステムを融合させた新交通システム）等の新たな輸送手段の実用化に向けた取組を推進する。

地方の鉄道については、地域住民の日常生活や企業活動に直接的な効用をもたらす交通基盤のなご一層の活用を図るために、環境にやさしい交通手段の選択や利用に向けた国民一人一人の意識転換を促す取組を推進するとともに、受益者である地域の地縁型コミュニティ、NPO、地域の企業等の多様な主体が協働し、地域でまもる地域の鉄道（マイレール）などにみられる様々な取組を展開することによって、地域独自の交通基盤としての新たな付加価値を創出することも重要である。また、地域公共交通網形成計画の枠組みを活用して、鉄軌道利用者の利便性向上を図るための施設の整備を支援し、地域が行うサービスの向上や利用の活性化の取組を推進する。

（人が主役のまちなか交通体系の整備）

行政機関、教育研究機関、医療施設、商業施設等の広域的都市機能が効果的に集積したコンパクトなまちづくりを進めるためには、公共交通機関と自家用車が適切な役割分担の下にその長所を活かしあい、都市における移動の利便性が確保される必要がある。このため、総合的な交通政策を戦略的に推進し、交通の分散を図るバイパス及び環状道路の整備、主要な渋滞箇所における交差点改良等の道路整備による対策とあわせて、交通行動の変更を促すTDM（交通需要マネジメント）の推進などにより、中心市街地などの渋滞ピークの平準化、事故の削減を図る。

また、極めて身近な交通手段である自転車の活用は、環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康増進等を図る上で重要である。このため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車ネットワーク計画の策定を推進し、安全で快適な自転車通行空間を確保するとともに、観光振興等自転車を活用した

取組と連携する。

バリアフリーの推進、沿道緑化などによる安全で快適な歩行空間ネットワークの形成や、中心市街地等において、歩行者と公共交通機関が共存する区域（トランジットモール）の導入なども視野に入れ、道路空間の魅力向上やまちのにぎわい創出を図ることにより、歩いて暮らせる「まちなか交通」の環境整備を進める。その際、低床型バスなどの導入を通じた公共交通機関のユニバーサルデザインを推進するほか、幅の広い、ゆったりとした歩道、電線等のライフラインを地中に収容するための電線共同溝等の整備及び駐車場の適正配置を通じ、歩行者等に配慮した「地域の顔」としてうるおいのある道づくりを進めていく。自動車交通を安全性の高い高速道路等へ転換し道路の機能分化を図ることにより、生活道路を歩行者、自動車中心の空間に再生することが重要であり、車両の通過交通抑制及び速度低減による安全な歩行空間の確保等を目的として、面的な速度規制と連携した交通事故抑制対策を推進する。

また、視覚・聴覚障害者などに対応した情報提供の充実を図るべく、公共交通機関の旅客施設などにおけるピクトグラム²¹やデジタルサイネージ²²を活用した案内表示の整備、道路におけるバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示の整備等により、バリアフリー化を進める。

さらに、次世代都市交通システム（ART）に対応した車いすの開発や自動運転車いすの開発を安全性の確保を前提としつつ推進する。

（公共交通手段の機能の維持・向上）

持続可能で暮らしやすい都市圏の形成に資する公共交通サービスの高質化及び安全・安心の確保に向けた取組を進める。

都市鉄道について、新線建設や複々線化の推進のほか、オフピーク通勤の普及促進などを図ることにより、混雑率の緩和を目指す。また、既存ネットワークを有効活用した連絡線などの整備による速達性の向上及び鉄道駅内外の一体的な整備による交通結節機能の高度化を図るほか、空港アクセス鉄道の整備等による交通の利便性向上を推進する。

また、都市圏等の規模や構造に適切に対応し、人口減少の時代においても持続的に経営可能な公共交通手段を確保するために、総合的な交通政策の戦略的な推進により、地下鉄、LRT、モノレール、新交通システム、バス等の様々な交通手段を適切に選択し、組み合わせることができるよう整備するとともに、それらの結節点において歩行者、自

²¹ 文字の代わりに施設、設備等を示す図記号。

²² 公共空間においてネットワークに接続されたディスプレイなどの電子的な表示機器を用いて情報を発信するシステムの総称。

転車、自家用車、公共交通等の乗換えの円滑化を推進する。その際、複数の公共交通機関の事業者間の連携によるサービスの向上、パークアンドライド及びバスアンドライドの導入等を促進する。

大都市郊外部や地方都市において、地域の需要に応じた旅客輸送を確保するため、デマンドバス、乗合タクシー等の普及促進により、高齢者、通学者等自家用車で移動できない人のための公共交通手段の機能維持・向上を図る。さらに、公共交通の円滑な乗り継ぎの確保などを通じて安全・安心で便利な交通体系の形成を目指す。また、人口減少によって公共交通機関の需要が減少し、その利便性低下などから自家用車の利用が増加することや、高齢化により公共交通機関の利用が困難となる者の移動に自家用車を用いる機会が増加するという現実にも立脚し、自家用車の利点を活かすため、ITSなどの技術を活用した情報提供を進めるとともに、道路構造上の走りやすさに関する情報の活用などを進める。

さらに、これらの輸送の安全性及び安定性の確立に向け、事故防止対策の更なる推進を図るとともに、事故の発生、システムダウン等による輸送障害が発生した際の影響の最小化のための取組を進める。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

生活圏域において、安全・安心な生活を営むための基礎的な条件として、通勤、通学、買い物等日常生活に必要不可欠な移動や、病院などの重要な拠点への交通の利便性を確保するため、道路網を整備するとともに、現道拡幅、バイパス整備等による隘路の解消を推進する。特に、合併市町村の拠点を連絡する道路、救援活動や応急復旧活動に不可欠な緊急輸送道路等においては、改良に加えて橋梁の耐震補強や防災施設などの整備を重点的に推進し、緊急時の地域分断や孤立の防止に努める。とりわけ、地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、急病人発生時などの緊急輸送手段の確保や災害時の避難活動などの迅速化が重要であり、このような生命線となる道路ネットワークの信頼性確保、高速道路における既存の緊急出入口の有効活用と更なる整備、ドクターヘリの配置等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する。また、離島においては、救急医療、物資の輸送等島民生活の安定、観光振興等の観点から、海上輸送及び航空輸送の就航率の向上など安定輸送のための港湾や空港の整備を推進する。

一方、大都市などの一部の都市地域を除き、公共交通機関の経営環境は自家用車の普及、少子化、過疎化等にもなるともなって今後ますます厳しいものとなると予想され、これまでも移動制約者の足であった公共交通機関の運営は地方を中心として縮小される傾向にある。このような状況にかんがみ、モビリティの確保に向けて、地域自らが需要や実情

を踏まえて主体的かつ総合的に地域交通のあり方について考え、それにより形成された合意に基づき、計画的かつ戦略的に、鉄道、バス等の既存の交通機関やデマンドバス、乗り合いタクシー等の多様な交通手段を適切に組み合わせるなどの手法を活用するとともに、地域の支援や多様な担い手の参画を通じて、地域公共交通の活性化と再生を推進する。

第2節 情報通信体系の構築

国民生活や経済社会活動を支えるなど極めて重要な役割を果たしているICTの活用を促進し、国民生活の向上、国際競争力の強化等、社会全体の発展を図るため、多様なサービスの利用を可能とするオープンな情報通信インフラを有線・無線の両面で整備することが重要である。

これまでの取組により、光ファイバー、モバイル通信等ブロードバンド環境が整備されてきたが、世界最高レベルの環境を確保し、さらに、正確な位置情報、時刻情報等とともに膨大なデータを利活用できる環境を適正かつ安全に発展させる。また、耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含む全ての地域におけるブロードバンド環境を整備するとともに、対流を促進し、日本と世界をつなぐ信頼性・安定性の高いグローバルな情報通信インフラの整備を進める。

ICT利活用の裾野を広げ、分野や領域を超えた膨大なデータの利活用によって新たな付加価値を創造するとともに、変革のスピードを向上させ、産業構造や社会生活において新たなイノベーションを可能とする社会の構築につなげる。

また、サイバー空間を取り巻くリスクが急速に深化する中、サイバーセキュリティ対策の拡充、サイバー攻撃への対処能力の向上等を図る。

これらは世界最先端IT国家創造宣言工程表に基づき、着実に進めることとする。

(1) 情報通信インフラの整備

低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保などの競争政策や、新たなワイヤレス産業の創出などにも資する電波の有効利用を引き続き推進するとともに、離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド基盤の整備と確保を図る。また、観光地や防災拠点等における無料公衆無線LANの整備を促進する。

光ファイバー並み（最速1Gbps）の高速通信を実現する第4世代移動通信システムの導入を促進するとともに、周波数の使用効率の一層の向上を可能とし、モノのインターネ

ット（M2M²³やI o T²⁴・I o E²⁵）の通信基盤となることも期待される第5世代移動通信システムの実現に向けた研究開発や国際標準化に取り組む。また、世界最高レベルの光通信技術やネットワーク仮想化技術の実用化を目指す。

（通信・放送における耐災害性の強化と災害時等の情報伝達）

通信インフラは、大規模災害などの緊急時には、緊急通報や災害時優先電話を始め安否確認などのための通信手段を提供するとともに、警察・防災通信など基本的な行政機能の維持に必要な通信手段を提供するなど、国民の生命の安全確保、国家機能の維持等を担うことになる。緊急時の通信手段として音声通話は重要な役割を有し、その利用を最大限確保することが必要であるため、ネットワーク全体としての疎通能力を向上させる取組を進める。また、音声通話に利用が集中しないように他の通信手段を充実・改善する取組や、音声通話以外の通信手段の利用を促進するための適時適切な情報提供、災害に強い情報通信の実現に向けた研究開発等を総合的に推進する。

また、テレビやラジオ放送等は極めて高い公共性を有しており、日頃から国民生活に必需な情報をあまねく届け、災害や国民的な関心事に関する重要な情報を国民に瞬時に伝達できることから、民放ラジオの難聴解消の支援や放送ネットワークに関する耐災害性の強化を進める。

さらに、災害による被害を最小限にとどめるため、災害に関する情報が確実かつ迅速に住民へ届くよう、地方公共団体が発する災害情報を集約し、既存の多様なメディアを通じて住民へ伝達するシステムの普及を図る。

（2）ICT・データ利活用の促進

（ビッグデータ等の利活用の推進）

ICTにより流通・蓄積されている個人、機器及びインフラの行動、状態等に関する膨大なデータ（ビッグデータ）の利活用を促進するため、データやネットワークの安全性及び信頼性の向上、相互接続性の確保、大規模データの蓄積、処理技術の高度化等、共通技術の早期確立を図るとともに、新ビジネスや新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその利活用を推進する。行政、民間企業等のデータの

²³ Machine-to-Machine の略。ネットワークにつながれた機械同士が人間を介在せずに相互に情報交換し、自動的に最適な制御が行われるシステムのこと。

²⁴ Internet of Things の略。モノのインターネット。パソコンや携帯電話に限らず、センサ、家電、車など様々なモノがインターネットでつながること。

²⁵ Internet of Everything の略。全てのヒト、情報システム（業務プロセスとデータ）、モノがインターネットでつながること。

分野横断的な流通を促進するとともに、これらを活用する環境の整備を進める。

また、公共データをオープンにしてビジネスや官民協働サービスで容易に利用できるよう、国、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含めて自由な編集、加工等を認める利用環境を整備する。このため、オープンデータに係る基盤の整備を進めるとともに、データカタログに登録するデータの充実を図る。

（ワーク・ライフ・バランス実現のためのICT環境整備）

ICTを活用して場所にとらわれない柔軟な働き方ができるテレワークを社会全体へと波及させる取組を推進し、女性の社会進出や労働力の確保、男性の育児参加、仕事と介護の両立等を促進するなど、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現する。

また、中山間地域、離島等においてブロードバンド環境の整備を進めることにより、テレワークやクラウドソーシングの実現、地域の特性に応じた遠隔医療の推進、離島等における高等学校の教育機会を充実する遠隔教育の普及・促進等を進めることが可能となり、地方への移住を促すことが期待できる。

このため、仕事をどこにいても行うことができるテレワーク本来の特性を引き出す環境を整備する。また、医療機関を始めとする遠隔医療、在宅医療・介護及び生活支援サービスを担う関係者が、情報を共有し連携することで地域を越えて効果的かつ効率的な医療・介護サービス提供などを可能とする医療情報利活用基盤の構築を目指す。遠隔教育では、実施体制、環境等を整備する。

さらに、超高精細映像技術（4K・8K）やスマートテレビを活用した放送サービスやデジタルサイネージの実用化を図り、高精細・高臨場感なテレビ会議や遠隔医療等への利用を拡大する。

（ICT活用によるストレスフリー社会の実現）

訪日外国人旅行者にも使いやすい公衆無線LANの認証手続き簡素化などの利用環境を実現するとともに、観光や防災の情報配信における公衆無線LANとデジタルサイネージ等の相互連携を推進する。

また、多言語音声翻訳技術の翻訳精度の向上を図るとともに、観光地、商業施設、病院等を始めとする様々な地域拠点での性能評価を行う社会実証の実施を通じて、世界の「言葉の壁」をなくし、グローバルで自由な交流を実現する。

さらに、訪日外国人旅行者だけでなく誰もが自由に自律的に移動できるよう、屋内外の電子地図や屋内測位等の高精度測位技術を活用し、位置に応じたバリアフリー情報の

提供や案内情報の多言語による提供等、円滑な人の移動を支援するICT環境の整備を推進する。

（国際貢献及び国際競争力に向けた展開）

様々な分野におけるICTの利活用は、インフラ輸出の新たなフロンティアであり、国内戦略と国際戦略を連携させ、機動的で実効的な官民連携体制を整備し、我が国の知見を総合的に活用してパッケージで海外展開することにより、国際貢献と我が国の国際競争力強化に貢献する。

また、地域の魅力を伝える放送コンテンツ等の製作や現地化（字幕付与等）、継続的な発信活動等に対する支援を行い、放送コンテンツなどの海外展開を促進する。

（3）情報通信社会の安全・安心の確保

情報システム、情報通信ネットワーク等により構成され、多種多量の情報が流通する仮想的な空間であるサイバー空間は、日常生活、経済社会、行政活動等、多様な分野において利活用されている。一方、匿名性が高く、地理的・時間的制約を受けることが少ない、短時間のうちに不特定多数の者に影響を及ぼしやすいという特性を有しており、サイバー空間の脅威が増大している。

このため、サイバー犯罪・サイバー攻撃への対応を増強するとともに、関連する情報共有などの機能を高めるほか、サイバー空間における事後追跡可能性の確保に取り組むことなどにより、強靱なサイバー空間を構築し、サイバー犯罪・サイバー攻撃に対する防衛力や回復力の強化を目指す。また、国際的なルールづくりへの参画、海外市場への展開、能力構築支援等により、グローバルな戦略的空間における貢献力や展開力の強化を目指す。

また、サイバー空間内の違法行為の取締り、違法・有害情報の排除等に取り組む。さらに、無線通信の利用が拡大する中、限られた電波資源を有効かつ適正に利用できるよう、電波の利用状況を監視し、混信・妨害源の除去、不法無線局の排除等に取り組む。

第3節 エネルギーインフラの充実

安定的かつ低コストなエネルギー需給構造を実現するためには、電力・ガスシステム改革などの制度整備、再生可能エネルギーの普及拡大、分散型エネルギーシステムの構築、省エネルギー等の様々な取組を推進する中で、エネルギーを確実かつ円滑に供給するためのインフラを充実させていく必要がある。

このため、スマートコミュニティ²⁶の形成や水素社会の実現に必要なインフラの充実を図るとともに、送電網、ガス導管・パイプライン、熱導管等のネットワークの充実を図る。

(1) スマートコミュニティの形成

スマートコミュニティでは、多様なエネルギー源を組み合わせることで供給し、需要側がICTを活用したディマンド・レスポンスによって省エネルギーを実現することが可能となるとともに、非常時には余剰発電容量をバックアップとして活用することも期待でき、エネルギーにおける「コンパクト+ネットワーク」を実現するものといえる。このため、スマートコミュニティの実証プロジェクトなどの取組を推進する。また、地区や街区単位で都市開発と連携し、エネルギーの面的利用のためのエネルギーインフラなどの整備を促進するとともに、エネルギー需給管理事業の運営と水道などの他の公益事業や高齢者見守りサービスなどの周辺サービス事業との統合を進めることで、スマートコミュニティの事業基盤の構築を図る。

(2) 水素社会の実現に向けたインフラ整備

水素社会の実現には、水素の製造から貯蔵、輸送及び利用にいたるサプライチェーンの構築が必要となることから、長期的かつ総合的なロードマップに基づき着実に技術開発などの取組を推進する。

特に燃料電池自動車の普及には、水素ステーション設置によって日常生活でも利用できるエリアの拡大が不可欠なことから、導入支援等を通じステーションの設置を促進する。

(3) エネルギーネットワークの充実

電力供給については、災害時を含む電力需給のひっ迫、地域を越えた電力取引の拡大、出力変動のある再生可能エネルギーの導入拡大等に対応していく必要があることから、東西の周波数変換設備、地域間連系線等の送電インフラの増強を進める。また、天然ガスについては、基地の整備及び機能強化を図るとともに、太平洋側と日本海側の輸送路及び天然ガスパイプラインの整備等に向けて検討を進めることにより、LNG受入基地

²⁶ 様々な需要家が参加する一定規模のコミュニティの中で、再生可能エネルギー、コージェネレーション等の分散型エネルギーを用いつつ、ICT、蓄電池等の技術を活用したエネルギー・マネジメント・システムを通じて、分散型エネルギーシステムにおけるエネルギー需給を総合的に管理し、エネルギーの利活用を最適化するとともに、高齢者の見守りなど他の生活支援サービスも取り込んだ新たな社会システム。

間での補完体制を強化する。

熱供給については、地域性の高い事業であり、ビル単位での熱電一体供給、熱導管を面的に敷設して行う地域型の熱供給等サービスの形態も多様化していることから、熱供給事業への参入を容易にするシステム改革などを通じ、熱供給インフラの充実を促す。また、都市のコンパクト化により、太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再生可能エネルギー熱の利用可能性が高まっていくことから、熱供給設備の導入支援等により熱利用の拡大を図る。

第5章 国土基盤ストックに関する基本的な施策

これまで蓄積された国土基盤（国土基盤ストック）については、戦略的な維持管理、更新等の取組を行うことで、国民の安全・安心の確保、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化、及びメンテナンス産業の競争力確保を図る。また、インフラ機能の最大限発揮、機能強化・高度化及び多機能化等の賢く使う取組を推進し、インフラを最大限に活用する。

このため、国土基盤ストックに関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①国土基盤の戦略的メンテナンス
- ②国土基盤の有効活用（国土基盤を賢く使う）

第1節 国土基盤の戦略的メンテナンス

国民生活や経済社会活動の基盤であるインフラは、時代とともに変化する社会の要請を踏まえつつ、利用者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、そのために必要な維持管理、更新等の取組を戦略的に推進する。

また、厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持するためには、予防保全を基軸とするメンテナンスサイクルを構築・実行するとともに、人口減少を見据えた集約化や規模の適正化など、様々な工夫を凝らし、的確に維持管理、更新等を行うことで中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要がある。これらを確実に実行することにより、インフラ投資の持続可能性を確保する。

今後は、世界最先端の技術に支えられた安全で強靱なインフラを維持・確保するシステムをインフラビジネスの柱の一つとして位置付け、メンテナンス産業として発展させることが重要である。研究開発の推進によるイノベーションの創出や市場の整備、国際展開等の取組を通じ、メンテナンス産業において世界のフロントランナーとしての地位を築き、我が国のインフラビジネスの競争力強化を実現する。

（1）インフラ機能の確実かつ効率的な確保

（安全・安心の確保）

インフラは、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なり、その状態は時々刻々と変化する。現状では、これらの変化を正確にとらえ、インフラの寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する施設の特性を考慮した上で、施設の状態を正確に把握することが重要である。道路の橋梁（約70万橋）、トンネル（約1万本）等は、5年に1回の点検が義務化されたところであり、計画的な点検・修繕等を実施する必要がある。加えて、点検・診断の

結果、維持・修繕基準等に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的、効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態、対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断などに活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていく必要がある。また、国民の財産である道路について、適正利用者にはより使いやすく、道路を傷める悪質違反者（重量を違法に超過した大型車両）には取締りを徹底するなど、メリハリの効いた取組を実施していく必要がある。

このため、国民生活やあらゆる経済社会活動を支える各種施設を対象とし、戦略的な維持管理、更新等の方向性を示す基本計画として、「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられたところであり、国、地方公共団体等において、維持管理、更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定を推進する。また、定期的な行動計画のフォローアップを実施し、計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題整理、解決方策等の検討を行う。なお、維持管理、更新等に係る技術的知見やノウハウは、いまだ蓄積途上であるため、劣化・損傷箇所の早期発見などに繋がる非破壊検査技術などの新技術、ICTを活用した維持管理・更新技術等新たに得られた知見やノウハウを確実に蓄積し、それらを基に、管理水準を向上させる取組を継続する。

（中長期的視点に立ったコスト管理）

中長期的な維持管理、更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化していくためには、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要である。このため、インフラ利用の適正化を図るとともに、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕などを実施することで機能の保持や回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進する。

なお、維持管理コストは、管理水準や採用する構造、技術等によって大きく変化する。このため、新設や更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用するほか、修繕時には、利用条件、設置環境等の施設の特性を考慮するなど、合理的な対策を選択する。

また、人口減少、高齢化、グローバルな都市間競争、地球温暖化等の進展が見込まれる中、インフラに求められる役割や機能も変化していくものと考えられる。このため、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討する。その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会をとらえて経済社会情勢の変化に応じた質的向上、機能転換、用途変更、複合化及び集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止又は

撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

(2) メンテナンス産業の育成

一連のメンテナンスサイクルを継続し、発展させていくためには、インフラの安全性・信頼性の向上や、維持管理や更新業務の効率性向上を図るための新技術の開発・導入が極めて重要である。このため、産学官の連携の下、研究開発を推進し、生み出される新技術を積極的に活用することで、メンテナンス産業に係る市場の創出や拡大を図る。

具体的には、行政、国民、民間企業等の多様な主体が一丸となってこれらの取組を進めるための会議を設置し、インフラメンテナンスに関する理念や情報を共有するとともに、異業種からの新規参入を促進し、メンテナンス産業の育成・発展を図る。さらに、インフラメンテナンスに関する表彰制度を創設し、ベストプラクティスの定期的な表彰と情報発信を行うことにより、インフラメンテナンスの理念の普及及び理解の促進を図る。道路については、全都道府県において「道路メンテナンス会議」を設置しており、本会議を活用した取組を一層推進する。

これらを通じ、民間開発を活性化させ、我が国のメンテナンス技術を世界の最先端へと導くことで、世界をリードする輸出産業へと発展させる。

(3) 多様な主体との連携等

地域の実情に応じて、安全性や利便性を維持・向上するためには、メンテナンスに関わる予算の確保、人材の確保・育成を図るとともに、新技術の開発及び活用、PPP/PFIの活用等多様な主体との積極的な連携が重要である。このため、適切な役割分担の下、政府内や地方公共団体内の連携はもとより、国と地方公共団体、都道府県と市町村、官と民、地域社会、協力団体等の相互連携を強化し、各々が責任を持って取組を推進する。具体的には、人員や技術力の不足などを補うため、マスメリットによる効率性の追求に向けた地域単位での維持管理の共同処理の推進のほか、点検・診断から補修・修繕及び異分野間の一括発注などの民間の創意工夫・ノウハウの活用を図るメンテナンス包括的委託を推進する。また、地方公共団体職員向け研修の充実、技術者派遣の仕組みの構築等、地方公共団体で実施する老朽化対策の支援にも積極的に取り組む。さらに、都市再生と連携した首都高速道路など高速道路の老朽化対策の具体化に向けた取組を進める。

第2節 国土基盤の有効活用（国土基盤を賢く使う）

インフラの機能は、老朽化、経済社会環境の変化等に伴い、変遷していくものである。

例えば、特定のインフラに対する需要が過度に大きくなってしまうと、混雑の発生などにより本来の機能が発揮できなくなるケースもある。また、人口減少によりインフラの利用が低下すれば、整備当初想定されていた機能を発揮する機会がなくなる。経済社会構造等の変化により個々のインフラに求められる役割や機能が変化した場合、「賢く使う」ことによって対応を図ることが必要である。

このため、厳しい財政状況下においては、蓄積されてきたインフラを活用し、少ない費用で最大限の効果が発揮されるよう、地域ニーズの変化に対応しつつ、インフラ機能の最大限発揮、機能強化・高度化及び多機能化することで、賢く使う取組を推進し、インフラを最大限に活用することが重要である。

(1) インフラ機能の最大発揮

混雑の発生など十分に本来の機能を発揮できていないインフラなどについて、ICTなどの新技術の活用、運用の工夫等により、インフラ機能を最大限発揮する必要がある。

具体的には、日本の道路ネットワークは貧弱であり、また、十分に使い切れていない²⁷ことから、今ある道路を更に賢く使い、渋滞による時間損失、低い時間信頼度、交通事故、地域の活力低下の克服を図る必要がある。安全、円滑かつ快適で地域の活力向上にも資する道路交通サービスを実現するため、必要なネットワークの整備と合わせ、ITSやビッグデータを活用し、道路の運用改善、小規模な改良、信号制御の改良等、今ある道路の更なる機能向上に向けた取組を推進する。また、料金施策を効果的に運用することで、道路の稼働率を高め、渋滞などによる社会的な損失の削減を推進する。

また、局地的な大雨による浸水リスクを軽減するため、河川管理施設については、タイムライン型事前放流によるダム運用の高度化を図るとともに、既設ダムの嵩上げや、洪水吐きの増設などによる治水機能の向上等を行うダム再生を推進し、下水道施設については、観測情報や施設情報等を活用し、既存ストックのより一層の機能向上を図る。加えて、河川及び下水道の既存施設を接続する連結管、兼用の貯留施設等の整備などにより、河川及び下水道施設の一体的運用を推進する。

さらに、港湾について、ターミナルオペレーター、荷主、海貨事業者、運送事業者等の関係事業者で、一元的にコンテナ物流情報を共有化する情報システムサービスC o l i n s (Container Logistics Information Service) の運用を開始したところであり、コンテナターミナルの効率的な運用を図るため、荷役機械の遠隔操作化など、荷役システムの高度化を推進する。

²⁷ 渋滞による損失時間が、移動時間全体の約4割（欧米の約2倍）

また、空港について、既存空港の有する機能をより効率的に活用するため、東京国際空港の飛行経路の見直しなどによる空港処理能力の拡大を推進するとともに、国内空域の抜本的再編、統合管制情報処理システムの整備等による航空交通システムの高度化を推進し、管制処理能力の向上を図る。

このほか、政策コンテストによる空港発着枠配分により、インフラの効率的かつ効果的な利用の仕組みを構築する。

(2) インフラ機能の強化・高度化

人口減少等の経済社会情勢の変化から、利用が低下するインフラが増えることが予想される。一方、都市機能、産業競争力等の維持・強化を図るためには、インフラのストック効果を高めることが重要であり、必要な場合にはインフラに新たな価値を付与することや他のインフラとの相乗効果を発揮させること等、インフラ機能の強化・高度化を図る必要がある。

このため、団地の建替に伴う地域の医療・福祉拠点の設置、廃校となった小学校の老人福祉施設への転用などの用途転換等を進める。

また、港湾施設について、船舶の大型化などの社会情勢の変化に対応するため、既存岸壁の増深、荷捌き用地の確保など、ふ頭再編とあわせた機能強化などを推進する。

(3) インフラの多機能化

現状において一定程度の利用があるインフラでも、従来の用途だけでなく、他の用途としても用いられれば、インフラの便益の及ぶ範囲が広まる。また、既存のインフラを使いつつ、その空間を有効活用すれば、インフラの価値は更に高まる。こうしたことから、インフラに対するニーズの変化に応じ、インフラが本来有する機能に他の機能を付加（多機能化）し、インフラの多面的活用を推進する。

具体的には、道路利用者のための休憩機能、情報発信機能及び地域の連携機能を併せ持つ道の駅について、産業、教育、福祉等の様々な分野において更なる機能発揮のための取組を進める。「道の駅」相互、地方公共団体、駅長等の関係者間の連携強化や、「道の駅」の質を高める取組、関係府省と連携した既存の「道の駅」への再投資、個性ある取組への重点的な支援等を進めていく。

また、バイパスと二線堤の双方の機能を有する道路整備など、インフラの整備及び運用の工夫により、インフラに本来の用途に加えて防災・減災面からの機能を付加する取組を進める。

国土基盤ストックを有効活用して効率的に沿線地域の通勤・通学輸送の確保や都市機

能の向上及び活性化を図るため、貨物専用線を複線化又は複々線化して、貨物線と旅客線の両方で利用する、貨物専用線の旅客線化を行う。

既存の公共施設などの上部空間を有効活用して、ソーラーパネルを設置し、太陽光発電を実施する。また、低炭素・循環型社会の形成に貢献するため、官民連携により、質及び量ともに安定的に有する下水道の水・資源・エネルギーの活用を促進する。

さらに、オープンカフェ、広告塔、看板の設置など、地域のにぎわいの創出などのために、道路空間や河川空間の有効活用など、公共空間のオープン化を進める。

このような取組とともに、駅前の土地や市街地内の空気を広場として整備し、住民同士あるいは住民と来訪者の交流、多様な民間活動等の拠点として活用する取組を推進する。

第6章 防災・減災に関する基本的な施策

我が国は、災害リスクの高い約35%の国土に人口の約70%以上が居住するなど、災害に対して脆弱な国土構造となっている。一方、首都直下地震や南海トラフ地震の発生が高い確率で予想されていることに加え、地球温暖化に伴う気候変動の影響により災害リスクの増大が懸念されており、安全・安心に対する国民意識が高まりを見せている。また、人口と諸機能が集中している大都市圏においては、利便性と効率性の向上と引き替えに水害、地震等に対する脆弱性が高まってきている。さらに、東日本大震災を契機として、被災地が広域になることによる電力供給、サプライチェーン等への被害を防ぐ必要性が認識された。急激な人口減少、少子化、高齢化により地域コミュニティの弱体化が懸念される中、大規模災害時における対応に必要な自助、共助の取組を、公助による支援とあわせて、今後一層充実させていく必要がある。さらに、被害が発生した地域については、迅速な復旧を図るとともに、再度被災させないための対策を講じていく必要がある。

また、安全・安心な2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実現に向け、首都直下地震など、大会の運営に影響を及ぼす様々なリスクを踏まえ、大会前後を通じ世界各国から多くの来訪者などが滞在することを考慮した対応策の検討、実施等、関係機関が密接に連携しながら必要な対策を計画的かつ総合的に実施する。

ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を進め、国土の強靱化を推進することにより災害に強くしなやかな国土を構築していくため、防災・減災に関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①適切な施策の組合せと効率的な対策の推進
- ②都市の防災・減災対策の強力な推進
- ③安全な農山漁村の実現
- ④諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築
- ⑤自助、共助とそれを支える公助の強化

第1節 適切な施策の組合せと効率的な対策の推進

想定される災害に対して、様々なハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせて、防災・減災対策を効率的に推進する。

(1) 防災・減災に資する施設の整備等

(施設の整備等による防災・減災対策)

地震、津波等の災害から人命や資産を防護するため、河川・海岸堤防などの嵩上げや

耐震・液状化対策、海岸の侵食対策、下水道の耐震化等を推進する。また、背後地の被害の軽減を図るため、粘り強い構造の海岸堤防や漁港施設等の整備を推進する。さらに、水門、陸閘等の自動化や遠隔操作化の推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とした効果的な管理運用を推進するほか、防波堤と防潮堤を組み合わせた津波対策を推進する。最大クラスの津波に対しては、浸水想定、ハザードマップの周知等ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。

洪水・内水等に対しては、河道掘削、河川堤防及び洪水調節施設の整備及び機能強化、下水道による浸水対策に加え、堤防が決壊に至るまでの時間を引き延ばすことを可能とするような堤防の構造について検討を進める。また頻発する局地的な大雨への対応として、100mm/h 安心プランなどによる流域貯留浸透施設等の整備を推進する。さらに早期の治水対策が困難な地域においては、輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推進する。

降雨、地震、火山噴火活動等に起因する、土石流や急傾斜地の崩壊等の土砂災害から人命、財産及び公共施設を保全するため、砂防堰堤等の土砂災害防止施設などの整備を推進する。また、被災地域の経済・社会機能を早急に回復させるとともに再度災害の防止を図るため、必要に応じて施設の改良復旧を迅速に行うこととする。さらに、災害対応や行政の重要拠点である官庁施設、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の活動の拠点施設、石油コンビナートなどのエネルギー供給施設、金融機関、災害拠点病院、福祉施設・交通施設、通信施設・ネットワーク等の重要施設については、耐震・液状化対策、備蓄の充実、電力の確保等による耐災害性の向上を図る。

（自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策）

自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。また、海岸林や湿地等の自然生態系は、平時には生物多様性の保全を始め、景観、レクリエーションの場の提供等の様々な機能を提供するのみならず、気候変動による影響への適応にも有効な方策である。このため、自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコスト縮減等の効果の評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

(2) 防災・減災に資する土地利用の推進

(諸機能や居住の安全な地域への誘導等)

災害リスクが高い地域においては、災害の種類や頻度、地形地質条件等を考慮し、地域住民の意向などを踏まえつつ、新たな住宅の建築の抑制、既に居住している住宅の安全な構造への改修または移転等を促すため、災害リスクについて充実した情報提供を行うとともに、関係法令に基づく規制区域の指定を促進する。加えて、都市機能や居住を集約化する過程において、災害リスクを考慮して立地を検討することが重要である。特に、要配慮者利用施設、災害時に重要な役割が期待される公共施設等を建て替えなどの機会をとらえつつ災害リスクの低い地域への立地を促すこと等により、各施設の災害対応能力を向上させるだけでなく、当該地域の利便性を向上させることにより中長期的な視点から居住を安全な地域へ誘導していく効果が期待できる。

(地籍整備の推進)

地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発や国土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。地籍調査の主な実施主体である市町村は、第6次国土調査事業十箇年計画（計画期間：2010年度～2019年度）で示された目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従って地籍調査を行っており、国は、市町村への財政支援などを通じ、地籍調査の計画的な実施を促進する。また、同計画に基づき、2019年度末までの地籍調査の進捗率の目標を57%とする。さらに、東日本大震災の被災地における地籍調査の有用性を踏まえ、南海トラフ地震などの被災想定地域においては地籍整備を重点的に実施する。

(3) 広域的連携体制及び災害対応体制の強化等

(広域連携体制の整備)

大規模地震などにより広域かつ甚大な災害が発生した際に、必要な資機材など等の搬送や被災地における応急活動及び復旧・復興活動を効果的に実施するため、国、地方公共団体、その他の関係機関による相互応援協定の締結などの体制整備を図るとともに、これら機関の役割分担や連携内容の明確化に努める。また、広域的な災害対応を効果的に実施するため、応援部隊の集結及び進出、広域医療搬送、広域物資輸送等の機能を有する広域防災拠点について、あらかじめ明確にしておく。

(災害対応体制の強化)

災害時の広域的な応急体制を強化するため、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊（エネ

ルギー・産業基盤災害即応部隊含む)、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)、海上保安庁機動防除隊、初動対応部隊(F A S T - F o r c e、防衛省・自衛隊)等の体制を整備するとともに、高度な特殊車両、装備品等の着実な整備や、情報通信基盤の堅牢化及び高度化を推進する。また、これらの部隊及び関係機関の連携を強化するための訓練などを実施することにより、対処能力をより一層向上させる。災害発生時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、災害派遣医療チーム(D M A T)の着実な養成を図るとともに、防災拠点において患者の受入れが可能となるよう、医療モジュールなどの診療ユニットについて平時活用を含め検討する。

(迅速な復旧・復興に向けた事前の取組)

東日本大震災の教訓を活かし、地域の災害の態様や実情を踏まえつつ、必要に応じて迅速な復旧・復興のための体制、手順、施策等についてあらかじめ計画を策定しておく。また、災害時に必要となる避難場所、防災活動拠点、仮設住宅用地及び災害廃棄物の仮置きのためのオープンスペースについて、あらかじめ確保するよう努める。さらに、本格的な復興には、被災地における生活再建が重要であるため、住宅再建のための支援、被災者に対する各種情報提供等の充実を図る。

第2節 都市の防災・減災対策の強力な推進

人口と諸機能が集中している都市では、災害が発生した場合に被害が激甚化するおそれがあるほか、地下空間への浸水、密集市街地での火災、大量の避難者・帰宅困難者の発生等の都市特有の被害が発生することが想定されるため、これらに対する防災・減災対策を推進する。

(1) 都市における水害、土砂災害及び津波への対応

ゼロメートル地域等において、河川の氾濫防止対策を進めるとともに、都市型水害に対応するため、引き続き治水施設の整備を進めることに加え、雨水管、ポンプ場等、雨水を貯留・排除するための下水道施設の整備を一層促進するとともに、河川管理者や下水道管理者等が一体的に雨水貯留浸透施設を整備するなどにより流域対策を推進する。特に、地下鉄などの地下空間の浸水は人命にかかわる深刻な被害につながる可能性が高いため、土嚢などの水防資機材の備蓄、防水板や防水扉の設置等の対応を行うほか、地下空間の管理者への防災教育、情報提供等を通じて、災害時の迅速な避難誘導を図る。また、多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水、内水、津波及び高潮を想定したハザードマップ策定、排水施設の整備、官民連携による雨水貯留施設の

整備等の総合的な施策により、浸水被害の最小化を図る。

また、土砂災害や津波のリスクが高い箇所にも都市が拡大している場合もあることから、土砂災害防止や海岸保全施設等の施設整備を推進するとともに、ハザードマップ配布等による災害リスクの周知、警戒避難態勢の強化、居住などの安全な地域への誘導等、まちづくりと一体となった都市防災対策を一層進める。

(2) 巨大地震等に強い都市の構築

(住宅・建築物及び密集市街地の耐災害性向上)

住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替えなどを進めるとともに、住宅や不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物等の耐震診断、耐震改修等の促進を図る。

地震時などに大規模な火災発生のリスクが高い密集市街地の改善を促進するため、避難地、避難路等の整備促進、幹線道路沿道建築物の不燃化による延焼遮断帯の形成、老朽建築物の除却と併せた耐火建築物などへの共同建替え等を推進する。

また、長周期地震動に対する構造安全対策を進める。さらに、住宅・建築物の建替えや改修を誘発するための国民向けの広報及び啓発を積極的に展開する。

(避難者・帰宅困難者対策)

災害時において大量の避難者が発生することを想定し、避難所の指定及び確保、様々なニーズに配慮した避難所運営、避難者への迅速かつ的確な情報提供、各種行政手続の簡素化等の対策を推進する。また、都市部における大量の帰宅困難者の発生に対応するため、公共・民間建築物の一時滞在施設としての活用、公園緑地などのスペース確保、行動ルールの周知等を推進する。さらに、必ずしも防災機能を有していない一時滞在施設や避難所となる施設については、耐震化、備蓄の充実、代替水源・エネルギーの確保等による耐災害性の向上を図る。

(災害時の業務継続機能の確保)

都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、エネルギー面的ネットワークを整備することにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区（BCD）の構築を推進する。

第3節 安全な農山漁村の実現

自然災害に対して安全性を高め、安心して暮らせる農山漁村を形成することが必要で

ある。農山漁村には、その地形条件等から土砂災害等の危険性が高い箇所が多いため、このような箇所における土砂災害防止施設の整備等を推進する。さらに、森林、農用地等の適切な保全管理により、これらが持つ中小洪水の緩和や雨水を一時的に貯留する機能、山地災害防止等の国土保全機能を維持・発揮させるとともに、農林水産業に係る生産基盤などの災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設、漁港施設等の耐震対策、老朽化したため池を含む農業水利施設の整備、農村の排水対策、治山対策等のハード対策を進める。加えて、土砂災害警戒区域等の指定、各種ハザードマップの作成及び周知等の警戒避難体制の整備・強化、施設の保全管理体制強化、地域コミュニティの強化等を組み合わせた総合的な対策を推進する。

第4節 諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築

災害の発生により諸機能の喪失やネットワークの寸断が生じ、国内外に被害が拡大することを防ぐため、諸機能やネットワーク自体の耐災害性を向上させる。経済社会的に重要な機能についてはバックアップ体制の整備などを推進するとともに、ネットワークについては多重性・代替性を確保する。

(1) 中枢管理機能等のバックアップ等

災害対応や復旧・復興で重要な役割を担う行政の諸機能が、災害直後においても適切に維持・確保できるよう、政府全体のBCP（業務継続計画）を踏まえ、各府省庁のBCPについて、実効性を高めるための訓練や評価を実施しつつ、不断に見直す。また、機能が集積している地域の防災・減災対策を進めつつ、官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力などの確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等の対策を推進する。さらに、行政機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政機能の一時的な代替に関する事項について検討し、東京圏に集中する人口及び諸機能の分散、首都機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める。

(2) 交通・物流に関する施策

緊急輸送道路としての機能を発揮し、実働部隊が迅速に活動できるよう、代替性確保のためのミッシングリンクの整備、橋梁の耐震性能の向上、道路法面の防災対策及び倒壊による道路閉塞を回避するための無電柱化を推進する。また、災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加

装置の整備を推進するとともに、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。あわせて、道の駅の防災拠点化、民間団体などと道路管理者との協定締結による道路啓開体制の強化及び官民の所有する自動車のプローブ情報などの活用による被害状況の早期把握による初動強化を推進する。さらに、異常降雪などに備え、冬期道路交通を確保するための除雪体制などを構築する。

鉄道についても、主要駅や高架橋等の耐震対策や地震発生時に列車を安全に止めるための対策（新幹線においては更に脱線・逸脱の防止）を一層推進するとともに、貨物鉄道の早期復旧や緊急物資輸送を図るためのBCP策定などを促進する。また、貨物鉄道における輸送障害発生時の代替輸送を促進するため、諸課題を整理した上で関係者間の連携を促進し、輸送障害に強い鉄道貨物輸送体系を構築する。

港湾においては、物資、人員等の安定的な輸送を確保するため、施設の耐震化や基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図る。また、地域の最低限の経済活動の維持、被災した施設の早期復旧等のため、港湾BCPの策定、航路啓開体制の構築等、災害対応力の強化を図る。さらに、津波対策として、粘り強い防波堤の導入、GPS波浪計の活用や港湾の特殊性を考慮した避難対策を推進する。コンビナート港湾などについては、災害発生後においてもエネルギー物資などの輸送・供給を安定的に行うため、航路沿いの民有護岸などの耐震改修を促進する。また、海上輸送の長期的な断絶を防ぐため、一元的な海上交通管制の構築、航路標識の耐震補強等整備、航路啓開のための体制整備等を着実に進める。

空港施設の耐震化を進めるとともに、津波リスクの高い空港については、津波避難計画を確実に実施するため、空港関係者による訓練などを継続的に実施する。

物流事業者などから構成される協議会などを通じて、円滑な支援物資物流及び災害時のサプライチェーンの確保に向けた検討を行い、官民の連携体制構築、荷主と物流事業者が連携したBCPの策定等を推進する。また、物流拠点となる民間物流施設について、防災機能強化を図る。

（３）エネルギー・産業に関する施策

災害時におけるエネルギー確保の観点から、電力、天然ガス等の地域間相互融通のための輸配送ネットワークの強化や供給拠点の地域分散化を促進するとともに、製油所等のインフラ設備の強靱化や、石油・石油ガスの国家備蓄量の確保等により、災害時においても必要なエネルギー供給量を確保できるよう努めるとともに、関係省庁間の連携強化を図ることにより、被災地への円滑な燃料供給に備える。あわせて、エネルギー供給源の多様化及び地域内でのエネルギー自給力強化のため、コージェネレーション、燃料

電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の自立分散型エネルギーの導入を推進するとともに、電源の地域分散化を促進する。

企業に対し、災害時における産業活動の継続に必要となる非常用発電機等の確保に努めるよう促すとともに、製造ラインなどの内部設備を含む産業設備の耐災害性向上のための取組を促進する。また、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギーや水の供給、物流基盤等の災害対応力を強化する。さらに、企業などの業務継続の観点から、サプライチェーンの複線化、部品の代替性確保、工場、事業所等の分散・移転等、代替性を確立する方策の検討を促す。グローバルに展開したサプライチェーンの動きを踏まえ、個別企業のBCP策定のみならず、石油業界における「系列BCP」の格付け審査や不断の見直し、民間企業や経済団体などが連携したグループBCP等の策定を推進する。

第5節 自助、共助とそれを支える公助の強化

東日本大震災では、行政自体の被災による行政機能の麻痺などにより公助の限界が明らかとなり、住民などの自助、共助による防災活動の重要性が強く認識された。また、低頻度で発生する大規模災害時に起こる事案の全てに行政が対応するべく、平常時から人員などを確保しておくことは困難であることから、大規模災害時においても適切な自助、共助が行われるよう国民の防災活動への意識向上を図るための啓発活動を推進するとともに、行政があらかじめ対策を講じておく。

(1) 自主的避難の促進及び避難の円滑化・迅速化

住民が、自分の住んでいる場所の災害リスクを認識し、災害時に自ら適切な避難行動をとる能力を養うため、ハザードマップを繰り返し配布することや街の中に浸水深、避難場所等を記載した標識を設置するなどの取組を進める。また、近年の異常な気象状況にかんがみ、施設整備の想定を超える最大クラスの洪水、内水、津波、高潮に関する浸水想定及びハザードマップを作成するとともに、全国のハザードマップを検索閲覧できる「国土交通省ハザードマップポータルサイト」を活用することにより、災害リスク情報の共有に努め、住民の理解を促進する取組を進める。さらに、幼少期からの防災教育や避難訓練を効果的に進めることにより、自然災害及び避難に関する知識を持つことが必要不可欠である。なお、防災教育や各種訓練については、住民だけでなく、災害時に対応が必要となる行政、公益事業者、教育関係者、医療福祉関係者等、様々な専門分野における関係者にとっても重要である。

避難の円滑化・迅速化を図るため、災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、市町村において避難に関するタイムライン（時系列の行動計画）、避難計画の策

定等を促進する。また、避難場所、避難経路等を安全な場所に確保するとともに、大都市においては、避難場所として民間ビルなどの活用を促進する。

(2) 地域防災力の向上等

地域防災力の中核となる消防団の体制、装備、訓練等の充実強化、自主防災組織などの活動の活性化、リーダーの育成等を図るとともに、自主防災組織のカバー率の向上、救命活動用の資機材などの自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成及び充実を図る。また、地域水防力の強化に向けて、河川管理者と協力しつつ、水防演習の実施や水防団及び水防協力団体に関する啓発活動を実施する。あわせて、大規模災害の発生に備え、災害復旧等に関する支援体制を確保することにより、地方公共団体の支援に取り組む。

これに加え、災害時の住民同士の助け合いと連携による災害対応力の向上や、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティ機能を平時から維持・向上させるため、日頃から行政と住民のコミュニケーションを充実させることが重要である。

国土の約6割を占める雪寒地帯においては、人口減少や高齢化の進行により、冬期における住民の生活に著しい支障をきたしている地域が増えていることから、第1章第6節(2)を踏まえ、雪崩予防施設の整備などのほか、雪処理の担い手確保・育成や空き家などに関する対策を進める。

(3) 迅速で分かりやすい災害情報等の提供

台風、集中豪雨、地震、津波、火山噴火等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報の提供に把握に貢献するため、以下の取組を進める。

- ・台風、集中豪雨等の予測精度向上、緊急地震速報などの迅速化のため、地球観測衛星及び海底地震津波観測網の活用を進めるとともに、活断層などの過去の災害発生状況の解析及び評価等を進める。
- ・火山付近への観測施設の増強等により、予測体制の強化及び降灰量に関する情報提供等の観測体制の強化に加え、研究開発の推進を図る。
- ・津波予測に貢献するため、電子基準点やアルゴリズムの改良などによるGNSS(全地球航法衛星システム)情報提供システムの高度化を図る。
- ・災害発生時に備えて電子国土基本図などの地理空間情報の整備、活用及び共有を推進する。
- ・被災直後からのリアルタイム情報を把握・共有するために電子防災情報システムの活用・強化や地図更新のため、国土の状況を把握するための観測体制の充実を図る。

- ・航空機搭載小型SAR（合成開口レーダー）等による災害対応手法の開発など、災害発生時の被災状況の迅速な把握や円滑な情報共有・提供を可能とするような防災技術開発に取り組む。

第7章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策

人口減少や高齢化の下、中山間地域等生産条件の厳しい地域を中心に、担い手の不足などにより、耕作放棄された農地、必要な施業が行われない森林等の問題が顕在化している。輸入している食料の生産に必要な水及びエネルギー並びに多くの天然資源を海外に頼る我が国にとって、可能な限り、これらを国内でまかなえるようにしていくことは、安全保障上も重要であり、食料、木材資源、水資源及びバイオマスなどの再生可能エネルギーを生み出す農地や森林を将来にわたって適切に管理する必要がある。また、農地や森林は、食料などの生産のみならず国土の保全、水源の涵養等多面的機能を有しており、山地災害等の防止や健全な水循環及び土砂移動の観点からも、その適切な管理が必要とされている。

農地や森林は、農業、林業等による利用を通じて、これまで適切に管理されてきたことから、農地利用の集積・集約化、森林の施業集約化及び路網整備等による生産条件の改善などにより、農林業活動による継続的な利用を通じた良好な管理を図り、あわせて健全な水循環を維持又は回復していくことが重要である。また、人口減少下における国土管理の手法として、企業、NPO、都市住民等、多様な主体を含む「国民の参加による国土管理」を推進していくことも、引き続き重要な課題である。

また、我が国は、陸域だけでなく排他的経済水域など、周辺海域にも水産資源その他の天然資源を有していることから、海洋環境を保全しつつ、これらを適正に利用・保全していくことも求められている。

このため、国土資源及び海域の利用と保全に関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①農用地等の利用の増進
- ②次世代に引き継ぐ美しい森林
- ③健全な水循環の維持又は回復
- ④海洋・海域の保全と利活用
- ⑤国民の参加による国土管理

第1節 農用地等の利用の増進

農用地は国民に食料などの農産物を安定的に供給するとともに、美しい農村風景、国土の保全、水源の涵養等の多面的機能を発揮する重要な基盤である。しかし、農地面積の減少、農業者の高齢化等が進行しており、農業生産能力の低下だけでなく、多面的機能の発揮に支障が出る事態が懸念される状況にある。このため、農地などの農業資源について、優良農地の確保、荒廃農地の発生防止及び解消等を図る。また、多面的機能の発

揮による恩恵を将来にわたって国民が享受することができるよう、農地、農業用水等の美しい農村景観を形成する地域資源について、良好な状態で保全及び管理が行われるための取組を推進する。

(1) 農業の担い手への農地集積・集約化と農地の確保

農業の担い手への農地利用の集積・集約化と荒廃農地などの発生防止及び解消を図るため、地域における話合いにより作成する、地域農業を担う経営体や農地利用の在り方等を示した「人・農地プラン」の作成と定期的な見直しを推進する。加えて、農地の公的な中間的受皿として各都道府県に整備された農地中間管理機構を活用し、地域内に分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けたり、農地の大区画化、汎用化等の農業生産基盤整備と連携することにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

また、荒廃農地など発生防止と解消については、農業者が行う荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進める。

さらに、国と地方の適切な役割分担の下、農用地区域内農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務及び権限の地方への移譲などを行い、あわせて農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。

都市農地については、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、災害時の防災空間の確保等の多様な機能が発揮される都市農業の基盤として保全及び活用を図る。

(2) 多面的機能の発揮を促進するための取組の推進等による地域資源の維持、継承等

集落において人口減少や高齢化が進行する中で、小規模な農家、兼業農家、高齢者、地域住民等を含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮により、地域の共同活動を通じて営まれる農地などの資源の維持及び継承並びに住みやすい生活環境の整備を推進する。

具体的には、将来にわたって多面的機能の維持及び発揮を図るとともに、担い手への農地利用の集積・集約化などによる農業生産の効率化を後押しするため、地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援する。

また、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、条件不利地域における農業生産活動の維持を通じた多面的機能の確保を図る。

第2節 次世代に引き継ぐ美しい森林

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材などの林産物の供給源として地域の経済活動に深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を享受しながら、次世代に美しい森林を引き継いでいくためには、森林を適正に整備及び保全することが必要である。また、林業は、適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域における雇用の創出に大きな役割を果たしている。

このため、森林所有者、国等がそれぞれの役割を果たすとともに、多様で健全な森林の整備及び保全を進め、美しい森林を次世代に引き継ぐ。

(1) 多様で健全な森林の整備及び保全の推進

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の現況、自然条件及び地域ニーズを踏まえながら、森林の整備及び保全を進める。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託などを含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、条件不利地域においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

森林整備の担い手については、近年、「緑の雇用」事業²⁸により新規就業者が増加していることから、引き続き新規就業者の確保に取り組むほか、能力に応じたキャリアアップを図ることができる体制の強化及び安心・安全な就労環境を整備する。

森林の持つ水源の涵養、土砂流出・崩壊の防備等の公益的機能は、国民が安全で安心な暮らしを送るため、着実にその機能を発揮させる必要がある。このため、森林整備を着実に実施するとともに、保安林の適切な指定及び管理、治山施設の整備等を推進する。さらに、集中豪雨、地震等による山地災害などの防止及び軽減のため、荒廃山地や荒廃危険山地の復旧整備、海岸防災林の整備等を推進する。

また、近年野生鳥獣の生息域の拡大などを背景として、再造林地でのニホンジカの食害などの森林被害が深刻化しており、森林整備と一体となった防護柵などの被害防止施設の整備、新たな防除技術の開発等を進める。

国土面積の約2割を占め、我が国の奥地脊梁山脈などに広がる国有林野については、国土の保全、水源の涵養等公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしていることから、国自らが公益重視の管理経営の一層の推進を図るとともに、林業の成長産業化に貢献するため、林業の低コスト化などに向けた技術の開発、普及等の取組を推進する。

²⁸ 林業へ新規参入する労働者の雇用支援制度。未経験者であっても必要な技術の習得ができるよう、森林組合などの林業事業体に採用された者に対し、同事業体などを通じて講習や研修を行う。

(2) 国民参加の森林づくりと木材利用に対する理解の醸成

多様な主体による森林づくり活動の促進に向けて、企業、NPO、森林所有者、地元関係者等のネットワーク化などによる連携及び強化、森林づくり活動のフィールドや技術などの提供、企業などの民間資金や「緑の募金」による資金援助等を推進する。また、森林の有する機能、木材利用の意義等に対する国民の理解と関心を高めるため、身近な自然環境である里山林を活用しつつ、青少年などの森林体験活動の機会の提供、指導者の育成等を推進する。

国産材利用の意義について国民の理解を一層醸成することにより、国産材の需要拡大につなげる「木づかい運動」を展開する。また、木の良さや木材利用の意義を学ぶ「木育」の実践的な活動を積極的に推進するほか、森林整備の推進には、間伐材などの木材利用の促進が必要であることから、普及啓発などの取組を進める。

第3節 健全な水循環の維持又は回復等

水は、生命の源であり、絶えず地球上を循環する中で、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えてきた。また、水の恵みは、河川の源流から河口、海域に至る各地域において多様な地域社会と文化を生み、今日の豊かな暮らしの基盤となっている。よって、人の生活や産業活動と自然環境の保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態で循環する「健全な水循環」を維持又は回復することが重要である。

このためには、水が人類共通の財産であることを再認識し、そのもたらす恩恵をすべての国民が将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持又は回復するための施策を多くの関係者の参画の下に推進していくことが不可欠である。

(1) 流域の総合的かつ一体的な管理の推進

水量及び水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害対策、災害時や渇水時の危機管理等、水循環に係る課題の解決には、流域における様々な主体が連携して、総合的かつ一体的に取り組む必要がある。このため、国及び地方公共団体は、施策を実施する協議会等の設置等、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努める。

(2) 貯留・涵養機能の維持・向上

健全な水循環を維持又は回復する上で、森林、河川、農地、都市等における水の貯留・

涵養機能の維持及び向上を図ることは不可欠である。このため、流域全体を通じて、貯留・涵養機能の維持及び向上に向けた取組を推進する。

森林については、国、都道府県、市町村、森林所有者等が連携し、体系的かつ計画的な森林の整備及び保全の取組を推進する。特に、重要な水源となっている森林については、水源涵養機能の維持及び増進を図るため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

農地については、河川からの導水や雨水などを貯留・涵養する機能を発揮していることにかんがみ、農地の確保とその生産条件の維持及び向上を図るとともに、地下水涵養に資する農業用水を河川等から農地に送配水し、河川等に還元する用排水路網の適切な保全管理、整備等を進める。

都市においては、貴重な貯留・涵養機能を持つ緑地などの保全及び創出を図るとともに、雨水の浸透、一時的な貯留等を推進し、浸水被害の軽減を図る取組などを進める。

河川等においては、必要な河川流量の維持に努めるとともに、浸水被害の軽減を図るため、貯留管、貯留浸透施設等の整備を促進する。

(3) 水の適正かつ有効な利用の促進等

(水需給バランスの確保)

全国的には水の供給は概ね確保されつつあるものの、地域的には水の供給が十分に確保されていない状況も見られることから、水資源開発施設の整備については、地域の実情に即して取り組む。

また、水需要予測の変動、気候変動の影響等による水の供給可能量の変化、既往最大級の渇水等を踏まえ、水需給バランスを定期的に評価し、水の安定供給を図る。

(安全で良質な水の確保)

安全で良質な水道水を常に供給できるようにするため、水道原水の水質保全及び水道水の水質基準の逐次見直しや、工場や事業場からの排水規制、耕作地、畜産等からの汚濁負荷の軽減を図る取組等を推進する。

また、水道における異臭味被害を軽減するため、高度浄水処理の導入などを進める。

(災害及び危機的な渇水への対応)

大規模災害時にも、国民生活や経済社会活動に最低限必要な水供給や排水処理が確保できるよう水インフラの被災を最小限に抑えるための施設の耐震化などの推進、BCPの策定等を推進する。

また、平常時からの対応、渇水時の対応について検討する協議会の体制を整備する

等、渇水時の対応措置などについて事前に検討を進め、危機的な渇水に対応する。

（持続可能な地下水の保全と利用の推進）

水資源としての地下水の利用に当たっては、地盤沈下、地下水汚染等の地下水障害の防止、生態系の保全等を確保しつつ、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。このため、国及び地方公共団体は、地域の実情などを十分に踏まえ、地下水の実態把握や保全、利用等に関して地下水利用者などとの連絡調整などを行うために、必要に応じて協議会などを設置する等の取組を地域ごとに段階的に進める。

（水インフラの戦略的な維持管理、更新等）

高度成長期以降に急速に整備された水インフラが、今後、更新時期を迎えるため、老朽化した水インフラの戦略的な維持管理、更新等を図っていく必要がある。取組にあたっては、財政事情、人材確保、技術力維持等の観点を踏まえるとともに、将来における施設の機能、サービス水準、安全性の確保等の観点も踏まえて実施していく。

（水の有効利用）

水資源の有効利用の観点から、地域において水の用途間（農業用水、工業用水、生活用水等）などの需給にアンバランスが生じた場合、地域の実情と関係者の相互理解により、水の転用を進める。

また、雨水や再生水は、平常時の水資源としての利用に加え、災害時などの代替水源としての活用などが期待できることから、その有効利用を進めていく。

さらに、一層の節水に向けて、産学官連携による節水技術の向上、水を賢く使う意識の普及、啓発等に努める。

（水環境の保全）

健全な水循環を維持し、水資源を持続的に利用するとともに、動植物の良好な生息・生育環境を確保するためには、水量及び水質の確保を含め水環境が適切に管理及び保全されていないなければならない。

このため、水質汚濁に係る環境基準や工場及び事業場からの排水規制について必要に応じて見直しなどを進めるとともに、持続的な污水处理システムの構築に向け、生活排水対策を促進する。また、水環境悪化の著しい河川などにおいては浚渫などによる浄化策を講じるとともに、湖沼や閉鎖性海域の水質改善に向け、排水規制に加え下水の高度処理を進めるなど総合的な水質改善対策を推進する。

(生態系の保全)

水循環は、国土における生態系ネットワークの重要な基軸であるとともに、適正な土砂移動や栄養塩類などの物質循環を通じて固有の動植物の生息・生育環境の維持に貢献するなど、生物多様性を保全する観点からも重要である。適正な生態系管理は、水質浄化、水産物の供給等の生態系サービスの向上につながる。

このため、湿地の保全、そのネットワークの構築及び維持、自然再生事業などによる自然環境の再生、多自然川づくり等を進めるとともに、自然環境を把握するための調査、モニタリング等を充実させ、効果的な施策の推進を図る。

(魅力的な水辺空間の保全・再生・創出や水文化の継承・再生・創出)

河川、湖沼、ため池等は、地域の歴史、文化及び伝統を保持、創出する重要な要素でもある。良好な水辺空間の保全、回復及び創出を図るため、親水性、景観等に配慮した河川整備、農山漁村における水路、ため池の整備並びに再生水などを利用した水辺空間の創出及び回復を推進する。また、人々が生活や生業を通じて水とつきあう中で生まれてきた地域の多様な水文化を継承、再生し、また新たな水文化を創出するため、情報発信、水源地域などにおける体験型観光等を推進する。

(4) 総合的な土砂管理の取組の推進

土砂は、流水によって山地から下流に運ばれ、堆積することによって平野、海岸線等の国土を形成するとともに、栄養塩類などが流水により運ばれることで運ぶことで、沿岸域を含め、固有の動植物の生息・生育環境などを形成している。

我が国は地質が脆弱で地形も急峻であるため、土石流などの土砂災害が生じやすく、防災の観点から砂防施設の整備を推進する必要があるほか、貯水ダムへの堆砂を減少させる観点からダム貯水池への流入土砂量の抑制を図るなど、有害な土砂流出を防止する取組が必要である。一方、上流の土砂移動の遮断、砂利採取等による陸域から海域への土砂供給の減少や、沿岸漂砂の流れの変化は、海岸侵食を助長し、高潮などに対する防災効果を低減させるほか、砂浜や干潟の減少により良好な自然環境や景観の保全にも影響が出ている。

このため、土砂の流れに起因する安全上、利用上の問題の解決と、土砂によって形成される自然環境や景観の保全を図るため、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を行う。適切な土砂を下流に流すことのできる砂防堰堤などの整備を推進するほか、各種のダムにおいては、ダム貯水池への土砂流入の抑制や、排砂バイパス等により、土

砂を適正に流下させる施策を推進する。さらに、河川の砂利採取の適正化などの取組も進める。

あわせて適切な土砂管理を行うための土砂移動に関するデータの収集及び分析や有効な土砂管理を実現する技術の検討及び評価を行う。

第4節 海洋・海域の保全と利活用

我が国の周辺海域は、約35,000kmに及ぶ海岸線延長と約447万平方kmに及ぶ世界有数の領海及び排他的経済水域面積を有するなど、広大で、各種資源にも恵まれており、海域を適正に保全、利活用する必要がある。

(1) 海洋権益の保全及び海洋資源・海洋再生可能エネルギーの開発等の利活用の推進

貿易の大部分を海上輸送に依存する我が国において、海上輸送は経済社会活動の生命線であることから、安定的な国際海上輸送の確保、シェールガス革命などのエネルギー輸送ルートの多様化に対応した海上輸送体制の確立、港湾の機能強化等を推進する。また、海上における治安の維持や領海警備に万全を期すとともに、海上交通の安全の確保、海難救助等を適切に実施するため、海上保安体制の強化や海難防止対策を推進する。また、海洋権益の保全や海上の安全確保に資する海洋調査などを推進する。

我が国周辺海域においては、石油や天然ガスに加え、メタンハイドレートなどの資源の開発に関する調査及び研究が進み、海洋資源への期待が高まるとともに、東日本大震災後のエネルギー政策の見直しにより、海洋再生可能エネルギーへの期待も大きくなっている。このため、海洋資源や海洋再生可能エネルギーの開発及び利用促進を図るべく、海洋資源開発関連技術の開発支援などの海洋産業の戦略的振興や海洋開発関連技術者の育成を図る。あわせて、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた安全・環境対策や港湾における洋上風力発電の導入円滑化に向けた環境整備を行う。

また、水産資源状況の悪化、漁業就業者数の減少等漁村の活力の低下や世界的な水産物の需要の高まりの中、資源回復計画の作成や沖合域の漁場整備などの水産資源の適切な管理による水産物の安定供給の確保に努める。また、安全で活力ある漁村づくりを図るため、漁港・漁村の防災機能の強化、漁港機能の保全・強化、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する取組などを推進する。

さらに、クルーズ、マリンレジャー、エコツーリズム等、観光資源や憩いの場としての海洋を活用した観光産業の振興、海洋観光等の取組を推進する。

(2) 陸域と一体となった自然環境の保全・再生

陸域と海域は河川、地下水等の水系でつながっており、土砂の移動により沿岸域に干潟、砂浜等が形成されるほか、陸域から供給される栄養塩類は川や海の生物を育み、豊かな生態系を形成していることから、陸域と一体となった沿岸域の自然環境の保全及び再生を図ることが重要である。

このため、総合的な土砂管理の取組の推進、浚渫土砂等を活用した干潟・海浜等の造成、栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復及び促進、藻場、干潟、サンゴ礁等の浅海域や島しょに多くみられる固有の生態系などの保全及び再生、美しい景観の保全及び形成、漂流・漂着ゴミ対策の推進等を行う。

(3) 離島の適切な保全・管理と領土・領海及び排他的経済水域等の確保・開発等

国家的権益の保全、癒しの空間の提供等の機能を有する離島については、人口減少、高齢化等の厳しい状況下にあるため、その役割が適正に果たされるよう、第1章第6節(1)を踏まえ、定住・雇用促進策を進めるなどその振興及び保全を図る。また、我が国の領土及び領海及び排他的経済水域等を確保するため、沖ノ鳥島を始めとした国境離島の保全、管理及び振興に取り組むとともに、排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全、戦略的海上保安体制の構築及び海洋の安全の確保に関する取組を推進する。さらに、排他的経済水域等の保全及び利用の促進を図るため、遠隔離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において輸送や補給等が可能となる活動拠点の整備等を行う。

(4) 沿岸域の総合的管理

我が国の沿岸域は経済社会活動の拠点として利用が輻輳していることに加え、水質や環境保全等においても様々な課題を抱えている。

これらの課題解決を図り、沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携及び協働により、地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進する。また、沿岸域における地域の実態を考慮した海面の利用調整ルールづくりを推進する。

第5節 国民の参加による国土管理

急激な人口減少に伴い、今後、地域社会の維持が困難となる集落や無居住化する地域が拡大し、これらの地域が担ってきた国土の管理が困難となるおそれがある。このため、人口減少下における国土の適切な管理のあり方を構築し、持続可能で豊かな地域社会を

次世代に引き継ぐことが急務となっている。

(1) 人口減少下における国土の適切な管理

人口減少下でも国土の適切な管理を続けるためには、自然との共生、防災・減災、持続可能な地域資源の供給等、複合的な効果を発揮する施策を積極的に推進する必要がある。また、人口減少などにもなう開発圧力の低下の機会をとらえ、より安全で快適かつ持続可能な国土利用を選択することも重要である。

これらは、

- ・土地利用に当たって複合的な用途を見い出したり、土地の管理コストを軽減したりすることで土地の利用価値を高めていく点
- ・その実現に自然の力を活用し、自然と共生することで、そのような取組を持続可能な形とする点
- ・土地の有効利用や国土の適切な管理を通じて地域の持続可能で豊かな暮らしに貢献する点

に特徴がある。

このような取組は、地域の自然、社会、経済環境等を踏まえ、地域の発意と合意形成により実現されることから、地域の状況を熟知している市町村が中心となり、自らの地域の将来や土地利用のあり方を考え、地域の住民、団体等との協働により、土地利用を選択していくことが望ましい。都道府県は、広域的な見地から地域のあり方を検討し、産業、交通、防災、環境保全等分野毎の施策の方向性や、土地利用の用途の方向性を示すことが期待される。

土地利用の検討に当たっては、以下の観点についても考慮する必要がある。

- ・土地の持つ多様な機能が発揮できるよう防災、自然共生、国土管理等複数の観点から総合的に検討を行うこと
- ・持続可能性の観点から、短期の経済合理性のみならず、より長期の視点からの合理性を追求すること
- ・都道府県などによる広域的な見地からの調整の結果も踏まえるなど広域的な整合性を保つこと

国は、このような地域の取組を支援するため、地域の土地利用のあり方の検討に資する自然環境、防災、国土管理等に関するわかりやすい情報提供を行うとともに、地域の選択を土地利用計画などに反映させる仕組みを整備する。また、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理、利用できない場合や所有者が不明であるなどの場合には、所有者以外の者の管理及び利用を促進する

など、「所有から利用へ」の観点に立った仕組みを検討する。

(2) 多様な主体による国土の国民的経営

人口減少下における国土の適切な管理を実現するためには、地域に人が住み続けることによる地域自らの管理を基本としつつ、公による管理と合わせ、良好な国土の便益を享受する国民各層の国土管理への参画を進めることが一層重要となる。

農地、森林等の国土の適切な管理は、国土保全や食料・水・森林資源の安定供給のみならず、生物多様性の保全、美しい景観、地域の文化等の保全及び創出、郷土愛や地域のアイデンティティの再構築、これらを通じた地域の人材育成・確保等、多くの社会的便益をもたらす。また、その恩恵は当該地域のみならず、都市も含め、広く国土全体に及ぶことも多い。このため、農地、森林等が国土全体に果たす役割について国民全体の理解を基礎に、都市住民、NPO、企業等、多様な主体の国土管理への参画を進める「国土の国民的経営」を推進する。

(地域のニーズの情報発信と中間支援組織の育成)

従来の農業や林業経営とは異なるノウハウや人材を持つ企業、NPO等新しい主体が森林、農地等を活用した事業を展開することで、高い効果や新しい価値を見いだすことが期待できる。一方、これらの団体にとっては、地域のニーズなどに関する詳細な情報を入手しづらいこともあることから、地域の関係機関や行政が積極的に情報発信するとともに、活動を希望する個人又は団体とニーズのある地域のマッチングを行う中間支援組織を育成する。

(ビジネス的手法への支援の充実)

活動を持続的なものとするためには、ボランティア活動から、ビジネスとして成立する段階にステップアップしていくことも選択肢となる。近年、地域社会の課題解決にビジネスの手法を活かして取り組む試み(ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス等)が活発化しており、これらの活動を支援するため、地域資源の認証制度、クラウドファンディングによる資金調達等、地域外の多様な人や組織が、これらの活動を支援する手法の活用を図る。

(多様な参画手法の確立)

国土管理に資する活動への直接的な参加だけでなく、国民一人ひとりが多様な方法で国土の管理に貢献できる手法を開発、普及させていくことも重要である。たとえば、地

元の農産物や地場産品の購入、自然資源を保全、活用している地域での余暇活動、自然体験学習等、寄付や環境保全を行っている企業への投資、ボランティアとしての専門知識やノウハウの提供等多様な参画手法を確立する。

第8章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

自然共生社会、循環型社会及び低炭素社会の構築に向けた取組を総合的に進め、環境と共生した持続可能な国土づくり、地域づくりを行うためには、良好な環境を保全し、失われた環境や劣化した環境を再生するとともに、より豊かな環境を構築し経済や社会にも寄与していく観点から環境を積極的に活用していく視点が重要である。

今後の国土管理においては、生物多様性等が暮らしと社会を支える国民共有の財産であるとの観点から、国、地方公共団体、事業者、民間団体、地域住民、NPO等さまざまな主体の協働と参画の下に、科学的知見の充実や技術の開発を進めつつ、このような視点を重視して、国民全体で国土の質を総合的に高めていく。

このため、環境保全及び景観形成に関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用
- ②物質循環の確保と循環型社会の形成
- ③地球温暖化の緩和と適応に向けた取組等、地球環境問題への対応
- ④大気環境の保全、土壌汚染対策の推進等
- ⑤美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用

第1節 生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用

水、食料等の資源の供給、水質浄化、気候の調節、レクリエーションの場の提供、光合成による酸素の供給、土壌流出及び海岸侵食の防止等の防災・減災機能による国土の保全等の生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）は、暮らしや社会にとって必要不可欠なものであり、国土は生物多様性の構成要素である野生生物の生息及び生育の基盤ともなる最も基本的な資源である。自然からの恩恵を将来にわたって継承し、生物多様性を現状以上に豊かなものとするとともに、自然と共生した持続可能な生活や経済活動を行う基盤となる国土づくり・地域づくりのために、生物多様性を確保し、自然環境の保全、再生及び活用を図る。

その際、自然性の高い奥山地域のみならず里地里山及び里海や都市といった身近な地域も含めた国土全域において、経済社会的な観点からも自然環境の保全、再生及び活用を積極的に図る視点が重要となる。

(1) グリーンインフラ²⁹の取組の推進等の自然環境の保全・再生・活用

(森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成)

人口減少による開発圧力の低下を好機ととらえ国土利用の質を高める観点から、国土全体にわたって自然環境の質を向上させていくためには、国土レベルで、生態系ネットワークの基軸である森・里・川・海のつながりを確保することが重要である。また、「海の日」や「山の日」が制定されるなど、海や山をはじめとした自然からの恩恵に対する認識や重要性も高まっている。

このため、流域全体の生態系管理の視点に立ち、様々なスケールで森・里・川・海を連続した空間として保全及び再生を進めるとともに、これらの森・里・川・海の恵みを享受する国民全体が、自然からの恩恵を意識し支える人的交流、資金メカニズム等の仕組みを構築する。

生態系ネットワークの形成に当たっては、世界自然遺産、ラムサール条約湿地等国际的にも重要性を有する自然を始め、自然環境保全地域、国立公園等各種保護地域制度を活用し、保護地域の十分な規模の確保を図り、適切な配置を行う。特に、開発などにより消失や汚染の危機にある湖沼、湿原等の湿地の保全及び再生を図る。

また、都市緑地による生態系ネットワークの形成に向けて、都市における生物多様性の保全、水と緑のネットワークによるうるおいあるまちづくり、並びに都市における生物多様性の確保に資する緑地の保全及び創出を推進するとともに、都市のコンパクト化により生じた低未利用地を緑地化する等、生態系ネットワークに資するよう転換の促進を図る。

また、都市においては、水と緑によるうるおいあるまちづくり及び生物多様性の確保に資する緑地の保全・創出を推進するとともに、都市のコンパクト化により生じた低未利用地を緑地化する等生態系ネットワーク形成の促進を図る。

(グリーンインフラの取組の推進)

本格的な人口減少社会において、豊かさを実感でき、持続可能で魅力ある国土づくり、地域づくりを進めていくために、社会資本整備や土地利用において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用するグリーンインフラの取組を推進する。このため、社会資本整備や土地利用におけるグリーンインフラの考え方や手法に関する検討を行うとともに、多自然川づく

²⁹ グリーンインフラとは、社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

り、緑の防潮堤及び延焼防止などの機能を有する公園緑地の整備等、様々な分野において、グリーンインフラの取組を推進する。

（自然的土地利用への転換に向けた条件整備）

これまでに人為的な管理がなされた土地は、放棄されれば森林、草地等の健全な生態系に戻らず荒廃し、災害リスクの増大、生態系等に影響を与える一部の鳥獣の増加、外来種の分布拡大のみならず不法投棄の誘因等も懸念される。このような土地を自然的土地利用へ転換するには、適切な初期投資などを行うことが必要であり、具体的な方策の確立に向けた考え方や手法について検討する。

（2）人と野生生物等の関係の適正化

（絶滅のおそれのある野生生物種の保全）

野生生物は生態系の基本的構成要素、かつ、人類の存続の基盤であり、種の存続の確保は重要である。また、トキの野生復帰による里山環境の保全やトキをシンボルとした米づくりに代表されるように、希少種の保全は自然環境の保全及び再生や地域づくり及び地域産業の促進にも寄与する。このため、絶滅危惧種の保全を全国的に推進することにより、その個体数の減少を防止し、回復を図るとともに、多様な主体と連携した取組を促進し、希少種を地域のシンボルなどとして保全する。

（鳥獣管理の抜本的強化）

ニホンジカ、イノシシ等の一部の鳥獣による自然生態系や農林水産業への被害が深刻化する一方、狩猟者の減少や高齢化が進行している。このため、「平成35年度までにニホンジカ及びイノシシの個体数を半減する」という抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成25年12月、環境省、農林水産省）の当面の捕獲目標達成に向け、都道府県が実施するニホンジカ及びイノシシの捕獲事業を強化、支援するとともに、将来の鳥獣捕獲の担い手の育成及び確保を図る。

（侵略的外来種による被害の防止）

人や物資の移動の活発化に伴い、生態系、農林水産業等への被害リスクが増大する外来種問題について、外来種の侵入の未然防止や侵入先での防除を進める。このため、水際での侵入防止対策を強化するとともに、優先度の高い侵略的外来種の防除を実施し、生態系への被害を防止する。また、各種の社会活動に外来種対策の観点が盛り込まれ、行動がなされるよう、外来種に対する正しい理解を促進するための普及啓発を実施する。

(3) 自然資源や景観を活かした魅力ある地域経済循環の創出

(自然資源等を活用した地域産業の促進)

国立公園などの優れた自然の風景地、生物多様性や自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、国立公園や河川等の自然資源を活かしたエコツーリズム等により、観光をはじめとした地域産業を促進する。また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信により、国立公園などのブランドを活かした国内外の観光客の増加を図る。

田園地域及び里地里山への環境負荷の低減、美しい景観の形成等のため、生物多様性保全を重視した農林漁業生産の推進を図る。

(自然資源等を活用した地域経済循環のための環境金融の普及・強化)

地域経済の活性化のためには、地域外からの投資などを呼び込むとともに、地域内の資金の循環を拡大することが不可欠であり、地域の自然資源などを活用した環境投資を始めとする環境金融を活発化させることにより域内の資金循環を促進する。このため、民間ベースでは資金が流れにくい環境分野を対象とし、地域低炭素投資促進ファンドを通じた地域の自然資源などを活用したプロジェクトへの出資などによる支援、これらのプロジェクトに投資する地域型ファンドの組成の促進等により民間資金を引き出し、地域内での資金循環の拡大を図る。

(4) 生物多様性の社会への浸透

(生物多様性に関する教育・学習・体験の充実)

生物多様性の重要性を多くの人々の共通認識とし、行動へと結びつけていくことが必要であり、そのためには各段階での教育及び学習を通じて、生物多様性に関する理解や知識を深め、それを行動へと結びつけていく能力を養う。このため、国立公園などの自然公園において、自然観察会の実施、ビジターセンターにおける普及啓発活動等を通じて、多くの人々が自然とふれあい、わが国の自然の豊かさを実感できる機会を提供する。また、自然公園以外でも、「子どもの水辺」再発見プロジェクト等の推進により、森林、河川、海、公園等のフィールドを活かした体験や教育機会の拡大を図る。

(生物多様性が有する経済的価値の評価の推進)

生物多様性を保全し、持続可能な形で利用するために必要な行動を人々が認識し、様々な主体が自らの意思決定や行動に生物多様性の価値を反映していくためには、生物多様

性の経済的な価値を適切に評価し、可視化することが必要である。このため、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に伴う経済的損失、効果的な保全に要する費用等の評価を推進するとともに、評価結果を普及広報などに活用する。また、自然資本会計が国家勘定や企業などの会計制度に反映されるように利用の促進を図る。

（多様な主体の連携による生物多様性保全活動の促進）

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めるためには、地方公共団体、事業者、民間団体、地域住民等が連携した上で地域の実情などを踏まえ、それぞれの地域の視点で活動が展開されることが重要である。このため、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画の作成などの支援、優良事例の発掘及び顕彰、民間団体、土地所有者、事業者、地方公共団体などの関係者のニーズのマッチング等により、生物多様性の保全の取組を促進する。

（５）環境影響評価の実施

環境影響評価の重要性を踏まえ、環境影響評価法を適切かつ効果的に運用し、再生可能エネルギー導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供等、情報基盤の整備を進めるとともに、必要な人材育成に取り組む。環境影響評価法の対象外である事業についても、必要に応じて、事業の計画及び実施に際しての環境配慮を促進する方策を検討する。

第２節 物質循環の確保と循環型社会の形成

自立分散型の社会を形成しつつ、都市と農山漁村が、相互補完によって相乗効果を生み出しながら、それぞれの経済社会活動を行う「地域循環共生圏」の構築を図る。このため、地域に存在する資源を再認識し、有効に活用する自立分散型の持続可能な地域社会を実現するとともに天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する。

（循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実）

循環型社会の形成を進めるため、排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底及び拡大生産者責任に基づく製品製造段階からの環境配慮設計を引き続き推進する。また、各自治体の適正処理責務を十分確認しつつ、委託時においても３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、適正処理の観点を十分踏まえるものとする。さらに、リサイクルより優先順位の高い２Ｒ（リデュース、リユース）の取組がより進む経済社会システムを構築するための取組を進める。

一定の地域内で循環させることが適当な循環資源については、それぞれの地域の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進める。同時に、製品寿命の長期化やリユース及びリサイクルにより、一度自然界から取り出した資源を、有用な社会ストックとして経済社会でできるだけ長く有効活用する。

また、廃棄物などを貴重な資源としてとらえ、エネルギー源として利用する等、その有効活用を図る。具体的には、廃棄物処理施設の創エネルギー化を進めることにより、自立分散型エネルギーセンターとして活用し、周辺施設への電気や熱の供給を行うことにより災害対応、地域活性化にもつなげる。あわせて、廃棄物処理施設の省エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。

さらに、静脈物流に係る環境負荷低減と輸送コスト削減を図る。具体的には、リサイクルポートを活用した海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築などを進める。

（災害時に備えた廃棄物処理システムの構築）

自家発電設備の設置などにより、災害時にも自立稼働可能な廃棄物処理施設を整備するため、ごみ焼却場の老朽化対策とあわせ計画的な廃棄物処理施設の更新を行うとともに、地域ごとに、広域的な処理体制の確保、整備等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を可能とする廃棄物処理システムの強靱化を推進する。あわせて、個別分散型処理システムとして災害に強く早期に復旧でき、避難所などに設置できる特性を持つ浄化槽の普及を促進し、災害時のし尿処理システムの強靱化を図っていく。

（循環型社会の形成に向けた国際的な取組の推進）

アジアを中心とした経済成長と人口増加にともなって、電子基板等循環資源の発生量が増加し、質も多様化している中で、リサイクル等を目的とした循環資源の国際移動が活発化している。一方、これにともなう環境汚染なども懸念されている。このため、アジアの各国等において循環型社会を形成するための取組や、地球規模での循環型社会を形成するための国際的取組を積極的に推進する。

第3節 地球温暖化の緩和と適応に向けた取組等、地球環境問題への対応

2013～2014年に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が公表した「第5次評価報告書・統合報告書」は、このまま温室効果ガスを排出し続けると気候変動の影響がますます深刻になることを指摘している。

また、日本においても気候変動により様々な面で影響が生ずることが予想されている。こうしたことから、地球温暖化の緩和と適応の両方の取組を一層推進していく必要がある。

(1) 地球温暖化の緩和に向けた取組の推進

(温室効果ガスの排出の抑制)

地球温暖化を緩和するため、徹底した省エネルギーと最大限の再生可能エネルギー拡大を中心に、更なる長期的かつ継続的な排出削減対策を図り、低炭素社会を構築する。低炭素社会づくりは、生活の豊かさの実感と、CO₂排出削減が同時に達成できる社会の実現を目指すものであり、社会の隅々まで環境に対する配慮を織り込み、従来の環境技術や革新的技術の普及を進めることで、環境保全を成長要因とする経済発展により、豊かな生活を確保する。また、建築物を含む社会インフラの省エネルギー性能の向上や、都市及びその他の地域の構造や交通システムの見直しなどにより、エネルギー需給構造そのものを省CO₂型に変える。

このため、

- ・省エネ基準の段階的適合義務化に向けた環境整備、省エネ性能の表示の促進、低炭素住宅や省エネ改修の促進等、住宅・建築物に係る省エネ・省CO₂対策の推進
- ・低炭素まちづくり計画に基づく取組の推進を始め、集約型都市構造の実現に向けた取組、都市のエネルギーシステムの効率化、緑地の保全及び緑化の推進、水面（水辺空間）の確保等によるヒートアイランド対策等を通じた低炭素都市づくり
- ・環境的に持続可能な交通の実現に資する公共交通機関の利用促進、円滑な道路交通の実現に資する交通流対策の推進、次世代自動車の導入促進等交通関連の対策
- ・共同輸配送を支援するマッチングの仕組みの構築等を通じた貨物輸送の効率化、輸送機関の低公害化、モーダルシフト、港湾の低炭素化等の物流体系全体のグリーン化
- ・エコレールラインプロジェクトの推進、スーパーエコシップの建造の推進、エコエアポートの推進等、鉄道、船舶及び航空における低炭素化の推進
- ・地域のバイオマス資源を活用したバイオマス地域づくりの推進、海洋エネルギー、洋上風力、小水力、下水汚泥等を含む再生可能エネルギー、廃熱・下水熱等の未利用エネルギー等の特色あるエネルギー資源の効率的な地産地消等、地域全体での低炭素化の推進

に取り組む。

また、環境対策とは別目的で行われる取組や事業においても、CO₂の排出削減に取り組む。

(森林整備等の森林吸収源対策等を通じた吸収量の確保)

我が国の自主的な温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国際ルールの下で、森林吸収源対策について最大限の活用を図るため、健全な森林の整備、保安林などの適切な管理及び保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、成長に優れた苗木による再造林の推進等に取り組む。

また、都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化、民間緑地の確保による都市緑化等の推進を図る。

(2) 地球温暖化の適応に向けた取組の推進

地球温暖化問題は、世界的な規模で深刻化しつつあり、我が国においても、降雨、水害、土砂災害の態様の変化のみならず、農林水産物の品質悪化、熱中症発生率の増加、サンゴ礁の減少、デング熱等の感染症を媒介する蚊の生息域の拡大等、地球温暖化を原因とする幅広い影響が顕在化している。このため、緩和の取組を着実に進めるとともに、政府全体の適応計画に基づき、総合的かつ計画的に適応の取組を推進する。

地球温暖化の影響による被害を最小化し、迅速に回復できる持続可能な社会を構築するため、地球温暖化は、社会システムや自然システムに幅広く影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、様々な分野において地球温暖化の影響を考慮した上で、計画的に施策に適応を組み込む。また、不確実性を伴う地球温暖化の影響に適切に対応するためには、地球温暖化やその影響の状況を適切に観測、監視し、将来の地球温暖化の予測と影響の評価を定期的に行うことが重要であることから、観測及び監視体制の充実や科学的知見に関する調査及び研究を進める。

あわせて、観測・監視技術や予測・評価技術の高精度化、効果的な適応技術の開発等も推進する。

さらに、地球温暖化の影響は、気候、地形、社会条件等によってその内容や程度が異なることから、国レベルだけではなく、地域レベルで適応に取り組む。各主体における適応に対する理解と協力を促進するため、情報プラットフォームを整備し、国民、地方公共団体、企業等が適応に取り組むに当たり必要となる様々な情報を収集し、各主体が活用しやすい形で提供するとともに、地域における適応に関する取組を支援する。

こうした国内における取組に加え、地球温暖化に脆弱なアジア太平洋地域などの途上国において適応計画の策定支援を行うとともに、アジア太平洋適応ネットワーク、世界適応ネットワーク等を通じ、途上国の適応に関する能力強化を図るなどの国際協力を推進する。

第4節 大気環境の保全、土壌汚染対策の推進等

生活環境に影響を与える大気、水及び土壌の保全は重要な課題である。このうち、大気環境の保全及び土壌汚染対策について以下の取組を進めるとともに、水環境の保全については、第7章第3節を踏まえて必要な取組を進める。

(1) 大気環境の保全

大気環境の保全について、特に都市では自動車などに起因する大気汚染や、ヒートアイランド現象が問題となっている。

このため、環境的に持続可能な交通システムを実現するため、交差点改良などの道路構造の改善、公共交通機関の利用を促進するための都市の基盤整備、路上工事の縮減交通流の円滑化対策やモーダルシフト等の物流のグリーン化を推進する。加えて、開発及び実用化が進んでいる次世代自動車の普及を促進する。このほか、固定発生源や越境汚染による大気汚染についても、ばい煙排出対策、日中韓との技術協力等を推進する。

また、ヒートアイランド現象について、緑地及び水面の減少による蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、緑化の推進、緑地の保全等による地表面被覆の改善などを図る。

(2) 土壌汚染対策の推進

人の健康被害の防止の観点から、土壌汚染の適切な調査や対策、汚染土壌の適正な処理を行うことにより、汚染土壌を適切に管理する。

具体的には、有害物質の摂取経路の有無に応じたリスク管理を行うとともに、汚染土壌を要措置区域（土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため汚染の除去などの措置が必要な区域）などから搬出する場合には、適正に運搬、処理し、汚染土壌についてリスク管理に基づいた土壌汚染対策を実施する。また、その他の汚染土壌についてもリスクが拡散することのないよう、適切に取り扱う。

第5節 美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用

(1) 持続可能な国土管理を通じた美しい景観の形成

美しい景観は、森や田畑、川や海、村やまち等の「ランドスケープ」³⁰が、良好に維持、管理され、それぞれの機能を健全に発揮する中で実現されるものである。我が国の多様

³⁰ ランドスケープとは、人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果として形成され、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がりをいう。

で美しい地域の「ランドスケープ」は、それぞれの地域の特色を踏まえた人と自然とのかかわりを通じて、長い年月をかけて形成されてきたが、開発の中で多くが失われ、さらに、本格的な人口減少時代を迎える中で、農林水産活動等人々の営みにより維持、管理されてきた里地里山、里海等の荒廃が問題となっている。これらの地域では、人と自然との良好な関係が損なわれ、荒廃農地、鳥獣被害による植生の変化、放棄竹林の拡大等とともに、地域の伝統や文化も失われる傾向にある。

このため、農地、森林等の適切な保全及び整備等持続可能な国土管理に向けた努力を続けるとともに、これを支える地域の生活環境の整備、地域資源を活用した産業の活性化などによる魅力ある仕事の創出等の取組を進める。特に、里地里山などを利活用することにより良好に維持管理される土地については、バイオマス資源の採取地として活用を図る等新たな時代にふさわしい利活用を進める。また、土地の所有者による良好な管理を基本としつつ、合わせて、公的支援、地域内外の様々な主体が参画する国土の国民的経営の推進等により、人の活動と自然環境との適切な関係の再構築を図り、持続可能な国土管理を通じた美しい「ランドスケープ」を形成する。

(2) 地域の個性を活かした魅力ある景観の形成

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成とうるおいある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであるため、国民共有の資産として、将来にわたってこれを享受できるよう、その整備及び保全を図る必要がある。また、その取組については、地方公共団体、事業者、地域住民等が一体となって進めていくことが必要である。

このため、歴史文化の活用によるまちづくりの推進、「日本風景街道」、無電柱化の推進等の道路空間における取組、魅力ある水辺空間、都市公園等の整備、木材の積極的な利用等社会資本整備などにおける美しい景観形成の取組等を推進し、良好な都市環境や美しく暮らしやすい農山漁村の形成を推進する。また、国立公園などの制度の適切な活用を通じ、優れた自然景観などの保全を図る。

さらに、地方公共団体による景観計画の策定などを推進するとともに、良好な景観形成に関する国民の意識向上や多様な主体の参画を図るための景観に関する教育の充実、先進的な取組事例に関する情報提供、専門家の育成等のソフト面での充実を図る。また、社会資本などの整備に当たっては、地域の特性などを踏まえ、地域住民やその他関係者、学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映させる景観アセスメントシステムの運用、各事業の景観形成ガイドラインなどの活用等により、景観に配慮した整備を進める。

(3) 美しい景観の活用による地域の活性化

美しい景観は、単にその保全及び再生を図るのみならず、これを活用して地域の活性化につなげる取組が重要である。例えば、伝統建築による古民家の保全及び再生は、地域の景観の維持及び向上において重要な意義を有するとともに、これを観光客向けの宿泊施設として、あるいは移住者又は二地域居住者向けの住宅として活用することにより、地域外からの資金の獲得と地域内の経済循環などを通じた地域の活性化につなげる。また、屋敷林や散居村などの伝統的な農村の生活文化を保全、活用し、観光産業と位置づけ、地域の活性化につなげる。これは、歴史的な、あるいは自然的な文化財などについても広く当てはまることである。また、近年は、工場夜景、産業遺産等が魅力ある景観として認識される等、新たな景観の価値を見いだす動きもあることから、このような魅力ある景観を通じた地域の活性化を図る。

こうした取組によって、美しい景観の維持及び向上に加えて、観光客、移住者及び二地域居住者の増加、地域の伝統や文化の継承、技能者の育成、就業の場の拡大、木材などの資材の地産地消等の多面的な効果が期待できる。その際、観光、住宅、教育、雇用、産業、文化等、複合的な観点から、地域内外の関係者が一体となった地域の取組を推進する。

第9章 多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策

平成20年7月策定の国土形成計画において「新たな公」による地域づくりを提唱し、行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手として位置付け、これらの主体が従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私の中間的な領域で協働する取組を推進していくこととした。この取組は、その後更に深化・多様化しており、「共助社会づくり」が進展してきている。

一方、本格的な人口減少時代を迎え、地域社会における課題解決のための担い手の不足や、コミュニティの弱体化といった問題が顕在化している地域も存在する。多様化・複雑化する地域社会の諸課題に対する処方箋は地域の特性に応じて多様であり、行政中心の取組だけでなく、地域住民、企業等様々な地域社会の担い手が主体的に参画し、ともに課題を解決する共助社会づくりを更に進める必要がある。共助の精神は、コミュニティの力を向上させ、地域社会が抱える諸課題の解決に向けた大きな原動力となることが期待される。

また、このような取組を通じて、住民一人一人が、地域における課題を認識するとともに、各地域における地域資源を見つめ直し、時間をかけてそれを磨き上げていくことにより、多様性を持った魅力的な地域社会が形成され、対流が促進されることが期待される。

このため、共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①共助社会づくりの担い手確保とその活動環境整備
- ②多様な民間主体の発意・活動を重視した地域づくり

第1節 共助社会づくりの担い手確保とその活動環境整備

(1) 地域を支える担い手の育成・確保

地域社会における課題解決のため、地域を支える担い手をいかに育成・確保していくかが重要である。互いに支え合い、多様な主体による有機的な結び付きを構築し、ともに課題を解決していくという共助の精神の下、担い手の最も基本的な単位である個人が、地域社会に対して積極的なかかわりを持つことが求められる。そのためには、まず、地域に住む一人一人の住民自身が、地域における学習や対話を通じて、地域社会に存在する多種多様な課題の存在を認識するとともに、自身が地域社会を支え、また地域社会から恩恵を受けているという、社会の構成員としての当事者意識を持つことが必要である。

地方大学において、地域との協働を専門とする学部の設置などの取組がみられるが、地域の課題を見つけ出し、解決策を企画し、実行できる人材を育成するため、地域の教

育機関を活用する。

また、地域内外の多様な人材を地域づくりに活用するため、地域の出身者、近隣に住む家族等地域にかかわりを持つ人々のほか、地域おこし協力隊など外部人材の活用を図る。外部人材の活用は、地域に存在する資源についての新たな気づきを生み出すなどの効果も期待される。

さらに、二地域居住、二地域生活・就労等を進め、地域の産業を継承する人材、小さな拠点で提供するサービス等の運営を担うことのできる人材、専門知識を活かして地域の課題に取り組むプロボノ人材等の確保を図る。

優秀な人材の確保のため、地域づくりに取り組んだ経歴が評価され、地域での雇用に結び付くなど、将来に向けたキャリアパスが形成されるような仕組みづくりを進める。

地域の課題を解決し、地域発イノベーションを創出するためには、地域の現状を把握し将来を見通すことによって、地域に眠る情報や資源を見付け出すとともに、それを活用できる人材に結びつけることが必要である。このため、このようなコーディネート人材の育成を進めるとともに、郵便や荷物の配達人など「地域を歩く人」の持つ地域の詳細な情報に目を向け、必要な時に「歩く人」の持つ情報を活用することも重要である。

(2) 参加主体の拡大と多様な主体の活動環境の整備

共助社会づくりに当たっては、ボランティア活動だけでなく、NPO、企業、金融機関、教育機関等多様な主体の参画を進め、その活動環境を整えていく必要がある。

従来から地域に存在する自治会等の地縁型コミュニティは、都市においては衰退し、農山漁村においてはその活動が停滞しているものもみられるが、地域の実情に応じ、その再生・活性化を図り、新たなコミュニティづくりに取り組む。これに加え、NPOなどの民間団体が自由に活動できる環境を整備する。

近年、地域と大学や専門学校が連携して地域活動に取り組む事例が増加している。大学等が、社会に貢献する人材の育成や、地域の連携拠点としての機能を果たし、また、大学等や大学生と地域のかかわりが継続的な活動につながっていくよう、その取組を促進する。

また、女性、高齢者、障害者等これまで地域づくりに比較的にかかわりの薄かったと考えられる人材について、NPOなどの活動を通じて、地域づくりの担い手としての参画を進める。

なお、行政は、地域づくりに参画する様々な主体を、単に不足する担い手を代替するものとしてとらえるのではなく、お互いの持つ特性を活かす形で協働し、いわばWIN-WINの関係を構築することが極めて重要である。

第2節 多様な民間主体の発意・活動を重視した地域づくり

(1) 地域磨きと地域資源の情報発信

地域には、様々な課題が存在する一方で、それぞれ多様な地域資源や伝統文化が存在する。多様な地域資源が磨き上げられることにより、地域ごとの多彩な発展の可能性が生まれてくる。このためには、住民自身が地域の資源の良さを認識することにより、地域に誇りを持つことのできる環境をつくり上げることが必要である。そのための手段として、地元学の実践、ワークショップ等を活用し、地域住民の地域づくりへの主体的な参画を促していくことが有効であり、このことは、ふるさとへの愛着や、郷土愛の醸成にもつながるものである。

地域が多様な個性を持ち、いわば顔の見える地域としてそれぞれの魅力を発信することにより、地域に興味を持ち、対流を深めようとする、いわば地域のファンとも言える人材を増やしていく

特に、近年進展が著しいソーシャルメディアなども活用し、国内の各地域や海外へとその情報を発信することが有効であり、そのような取組を促進する。

(2) 地域内循環による資金の確保とソーシャルビジネスの推進

地域社会が持続的であるためには、安定的な定住人口を確保することに加え、地域に存在する地域資源を活用することにより、地域外からの購入を減らし、地域外へ販売することを通じて、これまで地域外に流出していた資金を取り戻し、地域に再投資・循環させる仕組みの構築が有効である。

また、企業のCSRの一環としての社会貢献活動及び自社の事業を通じて一定の収益を確保しながら消費者、従業員、株主、地域住民等が求める様々な社会的課題を解決していく取組（CSV：Creating Shared Value）の促進や、ふるさと納税などの活用により、地域住民、地域の出身者等の地域貢献意欲を顕在化させることを通じた資金の確保を進める。

クラウドファンディングなど不特定多数の者からの資金調達手法の仕組みづくり、寄付文化の醸成等を進める。さらに、共助社会づくりを行う主体を支援する中間支援組織としてのプラットフォームの構築を図る。

地域を支える活動の実施に当たっては、事業の継続性の観点から、ボランティア活動に依存するだけでなく、事業化が可能なものは収益性のある事業（ソーシャルビジネス）として課題の解決を図るという視点が重要であり、地域における雇用の創出や、資金の地域内循環の促進にも資することから、幅広い分野において、様々な主体によるこのよ

うな取組を推進する。

(3) 地域の内発的発展と行政の役割

地域づくりに当たっては、外部から画一的な取組を押しつけることなく、たとえ時間がかかっても、地域住民などが合意形成に向けて話し合いを繰り返し、自らの意思で立ち上がるというプロセスが重要である。一人一人が当事者意識を持ち、地域の産業、技術、人材等の資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展を実現させることが期待される。

市町村は、地域住民のニーズを的確に把握し、多様な主体と協働して地域づくりを行う。都道府県は、市町村と連携するとともに、市町村の圏域を超える広域的な見地からの業務を行う。国は、都道府県及び市町村と連携しながら、地域の個性を重視した必要な支援を行うとともに、広域的な見地からの交通・情報ネットワークの確保などの対応を進める。その際、関係府省の連携により、ワンストップで地域の要望などに対応できるよう体制の整備を図る。

人口減少や高齢化が著しく、維持・存続が危ぶまれる集落においては、小さな拠点づくりなどの取組が進められているところであるが、国は引き続きその実情を把握するとともに、この取組を支える人材の確保方策、組織のあり方等について検討する。さらに、地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域については、当該地域の実情に応じた支援を行う。